

帯広市地域防災計画

(一般災害対策編)

令和 7 年 2 月

帯広市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の構成	1
第3節	計画の効果的促進	1
第4節	計画の基本方針	2
第5節	用 語	2
第6節	計画の修正	2
第7節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
1	帯広市及びとにかち広域消防事務組合	3
2	指定地方行政機関	3
3	自衛隊	4
4	北海道	5
5	警察	5
6	指定公共機関	5
7	指定地方公共機関	6
8	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	7
第8節	市民及び事業所の基本的責務等	8
1	市民の責務	8
2	事業者の責務	9

第2章 帯広市の概況

第1節	自然条件	10
1	位置	10
2	地勢	10
3	気象	10
第2節	災害の概況	12
1	主要災害記録	12
第3節	被害想定	19

第3章 防災組織

第1節	組織計画	21
1	帯広市防災会議	21
2	帯広市災害対策本部	22
3	その他の対策本部	22
第2節	非常配備態勢	24
1	非常配備態勢の種類と基準	24
2	配備態勢確立の報告	28

3	非常配備態勢の解除	28
4	本部を設置しない場合の準用	28
5	職員の動員計画	28
6	標識	29
第3節	帯広市災害対策本部	32
1	本部の設置基準	32
2	本部設置の周知	32
3	本部設置場所	32
4	現地本部の設置	32
5	本部の廃止	32
6	本部の組織及び所掌事務	33
7	本部の運営	33
8	市長の職務の代理	34
第4節	気象業務に関する計画	45
1	気象業務組織	45
2	気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報	46
3	異常現象を発見した者の措置等	52

第4章 災害予防計画

第1節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	55
1	実施責任者	55
2	配慮すべき事項	55
3	普及・啓発及び教育の方法	55
4	普及・啓発及び教育を要する事項	55
5	学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進	56
6	普及・啓発の時期	56
第2節	自主防災組織の育成等に関する計画	57
1	地域住民による自主防災組織	57
2	事業所等の防災組織	57
3	自主防災組織の編成	57
4	組織の活動	57
5	防災資機材等の整備	59
6	自主防災組織の育成支援	59
第3節	防災訓練計画	61
1	訓練実施機関	61
2	訓練の種別	61
3	市及び防災会議が実施する訓練	61
4	民間団体等との連携	62
第4節	避難行動要支援者対策計画	63
1	安全対策	63
2	援助活動	65
3	外国人への支援対策	66

第5節	食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画	67
1	食料等の確保	67
2	防災資機材の整備	67
3	備蓄倉庫及び分散備蓄の状況	67
4	企業・業界団体との優先供給協定等の締結	68
第6節	避難体制整備計画	70
1	避難誘導體制の構築	70
2	避難場所・避難所等の確保	70
3	避難場所・避難所等の住民への周知	72
4	避難計画の策定等	73
5	被災者の把握	74
6	防災上重要な施設の管理等	74
7	施設の整備計画	74
第7節	相互応援体制整備計画	76
1	基本的な考え方	76
2	相互応援（受援）体制の整備	76
3	災害時におけるボランティア活動の環境整備	76
第8節	情報収集・伝達体制整備計画	78
1	防災会議構成機関	78
2	市及び防災関係機関	78
第9節	建築物災害予防計画	80
1	建築物防災の現状	80
2	予防対策	80
3	がけ地に近接する建築物の防災対策	80
第10節	消防計画	82
1	組織計画	82
2	消防力整備計画	82
3	調査計画	82
4	火災予防	82
5	警報発令伝達	83
6	警防対策	83
7	消防応援出動	84
8	教育訓練	84
第11節	水害予防計画	90
1	現況	90
2	予防対策	90
3	水防計画	90
4	災害時要援護者が利用する施設の洪水予報等の伝達	90
第12節	風害予防計画	92
1	予防対策	92
第13節	雪害予防計画	94
1	実施責任者	94
2	排雪	95

3	警戒体制	95
4	各交通機関の措置	95
第14節	融雪災害予防計画	100
1	気象情報等の把握	100
2	河川の警戒	100
3	河道内障害物の除去	100
4	下水道及び樋門、樋管の点検	100
5	道路の除雪等	100
6	浸水・汚水の除去	100
7	水防資機材の整備点検	100
8	道路の整備	100
第15節	土砂災害予防計画	102
1	現況	102
2	予防対策	102
3	土砂災害警戒情報の伝達等	102
4	土砂災害警戒情報の伝達系統	103
5	避難施設	103
第16節	積雪・寒冷対策計画	104
1	積雪対策の推進	104
2	交通の確保	104
3	雪に強いまちづくりの推進	104
4	寒冷対策の推進	104

第5章 災害応急対策計画

第1節	災害情報収集・伝達計画	106
1	情報及び被害状況報告の収集、連絡	106
2	災害等の内容及び通報の時期	106
3	被害状況報告	107
4	予報（注意報を含む。）、警報、情報等の収集伝達計画	108
5	災害情報等の報告収集及び伝達計画	110
第2節	災害通信計画	130
1	通信手段の確保等	130
2	電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等	130
第3節	災害広報・情報提供計画	134
1	実施責任者	134
2	災害情報等の収集	134
3	災害情報等の発表の方法	134
4	道、関係機関等に対する情報の提供	135
5	庁内連絡	135
6	被災者相談所の開設	135
7	安否情報の提供	135
第4節	応急措置実施計画	138
1	実施責任者	138

2	市の実施する応急措置	138
3	災害救助法適用の場合	139
第5節	避難対策計画	142
1	避難実施責任者及び措置内容	142
2	避難措置における連絡及び協力等	143
3	避難の基準と態様	143
4	避難指示等の周知	144
5	指示伝達事項	144
6	避難の方法	145
7	避難路及び避難場所等の安全確保	146
8	被災者の生活環境の整備	146
9	避難所の開設	146
10	避難所の運営管理等	147
11	帳簿類の整備	149
12	道（十勝総合振興局）に対する報告	150
13	機関への連絡	150
14	警戒区域の設定	150
15	広域避難	150
16	広域一時滞在	151
第6節	救助救出計画	154
1	実施責任	154
2	救助救出を必要とする場合	154
3	救助救出活動	154
第7節	災害警備計画	156
1	警察活動の任務	156
2	災害警備本部の設置	156
3	災害時の警察活動	156
第8節	交通応急対策計画	158
1	交通応急対策の実施	158
2	道路の交通規制	159
3	緊急輸送のための交通規制	160
4	北海道緊急輸送道路ネットワーク計画	161
第9節	輸送計画	164
1	実施責任者	164
2	輸送の方法	164
3	輸送の範囲	165
4	費用の限度及び期間	165
5	緊急輸送業務に従事する車両の表示	165
6	輸送状況の記録	167
7	緊急輸送要請体制	168
第10節	食料供給計画	170
1	実施責任	170
2	食料の供給	170
3	食料輸送計画	170

4	応急供給の対象者	170
5	食料の備蓄及び調達	170
6	米飯の炊き出し	170
7	給食の実施	171
8	費用の限度及び期間	171
9	炊き出し給与状況の記録	171
第11節	給水計画	172
1	実施責任	172
2	給水対象者	172
3	応急給水に伴う用語の定義	172
4	目標応急給水量	173
5	応急給水活動	173
6	運搬給水計画	175
7	応援の要請	175
第12節	上下水道施設対策計画	176
1	実施責任	176
2	非常態勢	176
3	上水道施設	176
4	下水道施設	179
第13節	衣料・生活必需物資供給計画	182
1	実施責任者	182
2	物資供給の対象者	182
3	調達の方法	182
4	給与又は貸与の方法	183
5	義援金品の取扱い	183
6	費用の限度及び給(貸)与期間	183
7	物資の給与状況の記録	183
第14節	石油類燃料供給計画	185
1	実施責任者	185
2	石油類燃料の確保	185
第15節	電力施設災害応急計画	187
1	非常態勢	187
2	応急復旧対策	187
3	広報活動	188
第16節	ガス施設災害応急計画	189
1	非常態勢	189
2	供給停止等の措置	189
3	復旧対策	189
4	広報活動	190
第17節	通信施設災害対策計画	191
1	非常態勢	191
2	防止対策及び応急措置	191
3	広報活動	191
第18節	医療救護計画	193

1	実施責任者	193
2	医療救護対策	193
3	救護班の活動状況等の記録	193
4	患者の移送	194
5	医療機関等の状況	194
6	医師会等に対する出動要請	194
7	医療薬品等の確保	194
第19節	防疫計画	195
1	実施責任	195
2	防疫班の編成	195
3	防疫の種別と方法	195
4	感染症患者等の発生時における対応	196
5	防疫用資器材の調達	196
6	家畜及び畜舎の防疫	196
第20節	廃棄物処理等計画	197
1	実施責任者	197
2	清掃班の編成	197
3	応急措置	197
4	ごみの収集処理の方法	197
5	し尿の収集処理の方法	197
6	死亡獣畜の処理方法	198
7	清掃等施設状況	198
8	清掃車両保有状況	198
第21節	飼養動物対策計画	199
1	実施責任	199
2	飼養動物の取扱い	199
第22節	文教対策計画	201
1	実施責任	201
2	応急教育対策	201
3	文化財等保全対策	202
4	費用の限度及び期間	203
5	学用品の給与状況記録	203
第23節	住宅対策計画	205
1	実施責任者	205
2	実施の方法	205
3	平常時の規制の適用除外措置	206
4	施工及び資材の調達	206
5	応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録	206
6	公営住宅等の斡旋	206
7	住宅の応急復旧活動	207
第24節	被災宅地安全対策計画	209
1	危険度判定の実施の決定	209
2	判定対象宅地	209
3	判定士の業務	209

4	危険度判定実施本部の業務	209
5	事前準備	209
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	211
1	実施責任者	211
2	実施方法	211
3	火葬場の状況	212
4	費用の限度及び期間	212
5	遺体の捜索等の記録	212
第26節	障害物除去計画	215
1	実施責任者	215
2	障害物除去の対象	215
3	障害物の除去の方法	215
4	障害物の集積場所等	215
5	放置車両の除去	215
第27節	応急土木対策計画	217
1	災害の原因及び被害種別	217
2	応急土木復旧対策	217
3	関係機関等の協力	218
第28節	応急飼料計画	219
1	実施責任者	219
2	応急飼料の確保	219
3	家畜用水の確保	219
第29節	労務供給計画	221
1	実施責任者	221
2	民間団体等への協力要請	221
3	労務員の雇上げ	221
第30節	消防防災ヘリコプター活用計画	223
1	運航体制	223
2	緊急運航の要請	223
3	要請方法	223
4	要請先	223
5	報告	223
6	消防防災ヘリコプターの活動内容	223
7	救急患者の緊急搬送手続等	224
8	ヘリコプターの離着陸可能地	224
9	消防防災ヘリコプター運航系統図	224
第31節	自衛隊派遣要請計画	231
1	災害時派遣要請基準	231
2	災害派遣要請の手続	231
3	災害派遣部隊の受入体制	231
4	派遣部隊の撤収要請	232
5	経費負担等	232
第32節	広域応援・受援計画	233
1	実施機関	233

2	実施内容	2 3 3
第 33 節	職員応援派遣計画	2 3 7
1	要請権者	2 3 7
2	要請手続等	2 3 7
3	派遣職員の身分取扱	2 3 7
第 34 節	災害ボランティアとの連携計画	2 3 9
1	行政とボランティアの役割	2 3 9
2	ボランティア団体等の協力	2 3 9
3	ボランティアの受入	2 3 9
4	ボランティアの活動	2 3 9
5	ボランティア活動の環境整備	2 4 0
第 35 節	災害応急金融計画	2 4 1
第 36 節	災害救助法の適用計画	2 4 3
1	実施責任	2 4 3
2	災害救助法の適用基準	2 4 3
3	災害救助法の適用手続	2 4 3
4	救助の実施と種類	2 4 3
5	基本法と救助法の関連	2 4 4
第 6 章	震災対策計画	2 4 7
第 7 章	事故災害対策計画	
第 1 節	航空災害対策計画	2 4 9
1	基本方針	2 4 9
2	災害予防	2 4 9
3	災害応急対策	2 5 0
4	応急活動体制	2 5 1
5	救助救出活動	2 5 4
6	医療救護活動	2 5 4
7	消防活動	2 5 4
8	行方不明者の捜索及び遺体の収容等	2 5 4
9	交通規制	2 5 4
10	防疫及び廃棄物処理等	2 5 4
11	自衛隊派遣要請	2 5 4
12	広域応援	2 5 4
第 2 節	鉄道災害対策計画	2 5 5
1	基本方針	2 5 5
2	災害予防	2 5 5
3	災害応急対策	2 5 5
4	応急活動体制	2 5 6
5	救助救出活動	2 5 6
6	医療救護活動	2 5 6

7	消防活動	256
8	行方不明者の捜索及び遺体の収容等	256
9	交通規制	256
10	危険物流出対策	257
11	自衛隊派遣要請	257
12	広域応援	257
13	鉄道事業者の災害対策	257
第3節	道路災害対策計画	259
1	基本方針	259
2	災害予防	259
3	災害応急対策	259
4	災害広報	260
5	応急活動体制	261
6	救助救出活動	261
7	医療救護活動	261
8	消防活動	261
9	行方不明者の捜索及び遺体の収容等	261
10	交通規制	261
11	危険物流出対策	261
12	自衛隊派遣要請	262
13	広域応援	262
第4節	危険物等災害対策計画	263
1	基本方針	263
2	危険物の定義	263
3	災害予防	263
4	災害応急対策	263
5	応急活動体制	264
6	災害拡大防止	265
7	消防活動	265
8	避難措置	265
9	救助救出活動	265
10	医療救護活動	265
11	交通規制	265
12	自衛隊派遣要請	265
13	広域応援	265
第5節	大規模な火事災害対策計画	267
1	基本方針	267
2	災害予防	267
3	災害応急対策	267
4	災害広報	268
5	応急活動体制	268
6	消防活動	268
7	避難措置	268
8	救助救出活動	268

9	医療救護活動	268
10	交通規制	268
11	自衛隊派遣要請	268
12	広域応援	269
第6節	林野火災対策計画	271
1	基本方針	271
2	予防対策	271
3	気象情報対策	272
4	応急対策	272
5	災害広報	273
6	応急活動体制	274
7	消防活動	274
8	自衛隊派遣要請	274
9	広域応援	274
第7節	大規模停電災害対策計画	275
1	基本方針	275
2	災害予防	275
3	災害応急対策	276

第8章 災害復旧・被災者援護計画

第1節	災害復旧計画	279
1	実施責任者	279
2	復旧事業計画の概要	279
3	災害復旧予算措置	280
4	激甚災害	280
第2節	被災者援護計画	281
1	罹災証明書の交付	281
2	被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供	281

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、帯広市防災会議が作成する計画であり、本市の地域における防災に関し、予防、応急、復旧等の災害対策を確立するとともに、防災関係機関がとるべき措置を定め、その機能のすべてをあげて、市民をはじめ観光客や外国人等、本市に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

帯広市地域防災計画は本編の他、「地震災害対策編」及び「資料編」から構成する。

第3節 計画の効果的促進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

さらに、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

加えて、東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本市の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進するほか、デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

帯広市は、市民・地域と連携し防災・減災に向け取り組むため、「帯広市防災・減災指針」により、災害に強い安心、安全なまちづくりを推進する。

第4節 計画の基本方針

この計画は、本市の地域における災害対策に関し、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、災害対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

第5節 用語

この計画において各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年6月4日号法律第193号）
市防災会議	帯広市防災会議
本部（長）	帯広市災害対策本部（長）
市計画	帯広市地域防災計画
防災関係機関	帯広市防災会議条例（昭和38年4月1日条例第1号）第3条に定める委員の属する機関
災害	基本法第2条第1号に規定する災害
防災	基本法第2条第2号に規定する防災
指定地方行政機関	指定地方行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの
指定公共機関	公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの
指定地方公共機関	ガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの

第6節 計画の修正

市防災会議は、基本法第42条に定めるところにより市計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い市計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって市計画の変更を必要とするとき。
- 3 国の防災基本計画の修正が行われたとき。
- 4 その他市防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、修正を行った場合は、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 帯広市及びとちかち広域消防事務組合

機 関 名	事 務 又 は 業 務
市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②帯広市災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること。 ③住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ④防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ⑤防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑥災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑦防災に関する施設及び設備の整備に関すること。 ⑧応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑨災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑩消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑪避難の指示及び避難者の収容に関すること。 ⑫被災者に対する救助、救護及び救援に関すること。 ⑬災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑭被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 ⑮その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑯災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑰要配慮者の把握及び擁護に関すること。 ⑱災害ボランティアの受入に関すること。
帯広市教育委員会	①災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること。 ②応急教育の実施に関すること。 ③文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。

2 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
帯広開発建設部	①管轄する道路及び河川の改修、維持管理、修繕並びに災害応急対策及び復旧を行うこと。 ②防災に関する施設及び組織の整備を図り、災害の予防又は災害の拡大防止を図ること。
帯広財務事務所	①災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督（緊急措置の指示等を含む。）に関すること。 ②災害時における国有財産の緊急利用等に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道農政事務所 帯広地域拠点	①農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
十勝西部森林管理署	①国有林野の治山事業の実施及び保安施設等の安全に関すること。 ②国有林野についての林野災害対策に関すること。
北海道運輸局 帯広運輸支局	①自動車運送業者に対する運送の協力要請を行うこと。 ②防災関係機関と輸送機関との連絡調整を行うこと
東京航空局帯広空港 出張所	①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ②航空保安施設の管理を行うこと。
釧路地方気象台 帯広測候所	①気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 ②気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ④地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
帯広労働基準監督署	①事務所、工場等の産業災害の防止対策を図ること。
北海道総合通信局	①非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。 ②災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援に関すること。 ③災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 ④非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 ⑤電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

3 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊第5旅団	①災害派遣出動による救援活動に関すること。 ②災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。

4 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
十勝総合振興局 (地域創生部) (建設管理部) (保健環境部) (森林室)	①十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 ②防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他、災害予防措置を講ずること。 ③防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 ④災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 ⑤市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務、及び業務の実施を助け総合調整を図ること。 ⑥自衛隊に災害派遣要請を行うこと。 ⑦管轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 ⑧水防技術の指導に関すること。 ⑨災害時における応急医療、給水、防疫、感染症の予防、環境衛生保持及び食品衛生保持、医薬品並びに衛生材料等の供給の調整に関すること。 ⑩十勝地区林野火災予消防対策協議会及び市町村林野火災予消防対策協議会との連絡調整に関すること
機 関 名	事 務 又 は 業 務
十勝教育局	①災害時における児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 ②文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関すること。 ③避難等にかかる公立学校施設の使用に関すること。

5 警 察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
帯広警察署	①住民の避難誘導及び救出救助並びに救急交通路の確保に関すること。 ②災害情報の収集に関すること。 ③災害警備本部の設置運用に関すること。 ④被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 ⑤犯罪の予防、取締り等に関すること。 ⑥危険物に対する保安対策に関すること。 ⑦広報活動に関すること。 ⑧自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

6 指定公共機関

(公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 帯広郵便局	①災害時における郵便輸送の確保及び郵送業務運営の確保を図ること。 ②郵便の非常取扱いに関すること。 ③郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
北海道旅客鉄道(株) 釧路支社 帯広地区駅	①災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等に係る関係機関への支援を行うこと。 ②避難時における鉄道輸送の確保を行うこと。 ③鉄道施設等の保安に関すること。

東日本電信電話(株) 北海道東支店	①通信設備等の防災対策に関すること。 ②重要通信の確保に関すること。 ③災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
日本銀行帯広事務所	①災害時における通貨の供給確保に関すること。 ②災害時における被災者等に対する非常金融措置の実施・指導に関すること。
日本赤十字社帯広市 地区	①救援物資の供給に関すること。 ②救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。
日本放送協会帯広放 送局	①予報（注意報を含む。）、警報、情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
電源開発(株) 上士幌 電力所	①所轄のダム施設等の防災管理を行うこと。 ②ダムの放流等に関し関係機関との連絡調整を図ること。
日本通運(株)帯広支店	①災害時における貨物（トラック）自動車による救援物資及び災害応急対策資機材の緊急輸送等に関すること。
北海道電力ネットワ ーク(株) 道東統括 支店	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。

7 指定地方公共機関 (公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの)

機 関 名	事 務 又 は 業 務
(一社)帯広市医師会	①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。
(一社)十勝歯科医師会	①災害時における歯科医療活動に関すること。
(一社)北海道薬剤師会 十勝支部	①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。
(公社)北海道獣医師会 十勝支部	①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。
北海道放送(株) 帯広放送局 札幌テレビ放送(株) 帯広放送局 北海道テレビ放送(株) 帯広支社 北海道文化放送(株) 帯広支社	①予報（注意報を含む）、警報並びに情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
帯広ガス(株)	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。
帯広市土地改良区	①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。
(一社)北海道バス協会	①災害時における市民及びその他の輸送支援に関すること。
(一社)十勝地区 トラック協会	①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。
(一社)北海道警備業協 会帯広支部	①災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。
(一社)北海道L P ガス協会十勝支部	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
帯広市川西農業協同組合 帯広大正農業協同組合 十勝広域森林組合	①共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 ②被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 ③保険金及び共済金支払いの手續きに関すること。
帯広商工会議所	①災害時における物価の安定、救助物資の確保について協力すること。 ②被災商工業者の経営指導及び融資斡旋を行うこと。
日赤奉仕団・衛生協力会	①炊き出し・防疫等に関すること。
帯広市無線赤十字奉仕団	①災害時における非常通信業務の協力支援に関すること。
（福）帯広市社会福祉 協議会	①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。
一般病院診療所	①災害時において医療防疫対策について協力すること。
一般運送業者	①災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。
危険物関係施設の管理者	①災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
避難場所管理者	①避難場所の適正な管理・運営及び応急対策の実施について協力すること。

第8節 市民及び事業所の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、市民一人ひとりや民間事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する市民運動を展開するものとする。

1 市民の責務

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や災害時要援護者への支援、避難所における自主的活動、道、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- ② 3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- ④ 隣近所との相互協力関係の醸成
- ⑤ 地域における災害の危険性の把握
- ⑥ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑦ 要配慮者への配慮
- ⑧ 自主防災組織の結成
- ⑨ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

(2) 災害時の対策

- ① 隣近所の安否確認
- ② 近隣の負傷者や要配慮者に対する救助・支援
- ③ 地域における被災状況の把握
- ④ 初期消火活動等の応急対策
- ⑤ 避難所での自主的活動
- ⑥ 道・市・防災関係機関の活動への協力
- ⑦ 自主防災組織の活動
- ⑧ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない事等の協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

（1）平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- ② 防災体制の整備
- ③ 事業所の耐震化の促進
- ④ 予想被害からの復旧計画策定
- ⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- ⑥ 地域で行う防災対策への協力
- ⑦ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ⑧ 取引先とのサプライチェーンの確保

（2）災害時の対策

- ① 事業所の被災状況の把握
- ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③ 施設利用者の避難誘導
- ④ 従業員及び施設利用者の救助
- ⑤ 初期消火活動等の応急対策
- ⑥ 地域での初期消火活動・救出・救護等の協力
- ⑦ 事業の継続又は早期再開・復旧
- ⑧ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第2章 帯広市の概況

第1節 自然条件

1 位置

帯広市は十勝平野のほぼ中心部に位置し、東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内及び更別村、北は十勝川を境に音更町に接している。

東端	北緯42° 45' 47"	東経	143° 16' 6"
西端	北緯42° 44' 52"	東経	142° 41' 13"
南端	北緯42° 36' 53"	東経	142° 54' 2"
北端	北緯42° 57' 10"	東経	143° 7' 50"

東西	46.8 km
南北	43.3 km
周囲長	190.2 km
面積	618.94 km ²

帯広市役所地点	北緯42° 55' 25"	東経143° 11' 48"
	標高	39.01m
帯広測候所地点	海拔	38.4 m

2 地勢

- (1) 本市が中央に位置する十勝平野は、北海道の南東部にあり、西は日高山脈、北は大雪山火山群・十勝火山群、東は白糠丘陵に囲まれ、南は豊頃丘陵を経て、太平洋に臨んでいる。
- (2) 地質構造的には、関東平野に類似する構造盆地をなすといわれ、造盆運動による数度の沈降と上昇を繰り返し、本市付近に河川が集中するという特異な河川形態をとる一大構造盆地を形成している。
- (3) 平野の大部分は、東部の洪積台地である豊頃丘陵地、北部の然別火山群の裾に広がる隆起扇状地、西部の日高山脈を背にし、北は新得から南は広尾に連なる広大な複合扇状地と河岸段丘からなる台地で、表層は樽前山、十勝岳、恵庭岳、支笏火山等から噴出した火山灰で覆われている。
- (4) 市域の約60%は平坦で、他は日高山系の山岳地帯である。

3 気象

(1) 概況

本市の気候は、北半球特有の亜寒帯気候区に属し、春と秋は短く夏は割合に高温である。冬は厳しい寒さで雪は少なく晴天の日も多く、いわゆる大陸的気候である。最近の現象では、冬の多雪に見舞われたり、昭和49年には積雪零に等しいこともあった。また、記録によると、帯広の最低気温は、明治35年1月26日に氷点下38.2℃まで下がり、最高気温は令和元年5月26日の38.8℃である。

大陸的気候の特徴で寒暑の差は国内トップクラスである。年平均気温の差は10.6℃、(年平均最高気温13.9℃、最低気温3.3℃、令和2年)、明治28年3月22日には35.7℃(最高気

温8.5℃、最低気温-27.2℃)の驚異的な差になった。

最も早い降雪記録は、昭和20年10月11日。最も遅い降雪記録は昭和16年5月26日である。

(2) 過去の気象記録

年	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	総降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)
	平均気温	最高気温	最低気温					
S61	5.5	35.1	-23.2	72	810.0	35	2163.2	1.9
62	6.3	33.4	-25.2	70	749.0	61	2089.2	2.2
63	6.5	35.4	-20.1	72	990.5	33	1979.1	2.0
H元	7.6	33.4	-21.8	74	998.0	22	1961.4	2.0
2	7.8	32.8	-24.9	75	1091.0	60	2041.4	1.8
3	7.3	33.2	-22.9	72	810.0	96	1997.8	1.9
4	6.4	32.2	-21.8	75	755.0	39	1839.2	1.9
5	6.3	29.8	-20.8	75	1022.0	55	1821.3	1.9
6	7.6	37.0	-22.3	72	938.0	49	2151.4	2.0
7	7.1	34.5	-23.4	75	1044.5	91	1861.8	1.8
8	6.2	32.7	-21.1	72	791.5	58	1893.5	1.9
9	6.8	32.3	-19.2	73	881.5	70	1962.3	1.8
10	6.6	32.2	-25.0	75	1116.5	76	1909.7	2.4
11	7.3	36.3	-22.0	72	793.0	57	2153.8	2.3
12	6.7	34.6	-26.7	73	1114.5	92	2011.9	2.3
13	6.0	32.7	-24.3	70	885.0	94	2083.7	2.4
14	7.0	32.8	-20.0	71	948.0	75	2101.5	2.3
15	6.4	30.8	-22.5	73	830.5	87	2009.0	2.2
16	7.5	35.2	-20.8	71	827.0	111	2142.5	2.3
17	6.9	35.4	-21.5	71	734.0	82	2114.0	2.3
18	7.3	34.3	-20.9	71	963.5	51	1950.3	2.3
19	7.4	35.5	-16.5	71	893.5	41	2116.0	2.1
20	7.3	33.2	-22.7	73	476.5	51	2025.8	2.1
21	7.2	32.8	-20.3	74	1076.5	79	2002.6	2.1
22	8.0	36.0	-22.4	73	1159.0	72	1919.0	2.1
23	7.5	34.0	-19.4	71	876.0	52	2054.4	2.1
24	7.2	33.9	-22.5	75	1177.0	76	1883.8	2.0
25	7.3	33.6	-22.7	74	933.5	72	1944.6	2.2
26	7.6	34.8	-20.7	70	885.0	53	2162.4	2.3
27	8.1	36.5	-20.2	71	890.5	80	2094.2	2.2
28	7.2	32.3	-19.6	71	1275.0	97	2063.9	2.2
29	7.2	37.1	-22.1	69	892.5	63	2181.9	2.1
30	7.5	34.5	-21.3	73	1107.0	106	1986.9	1.9
R元	7.9	38.8	-24.5	72	778.0	33	2152.6	2.2
2	8.1	35.8	-22.4	74	716.0	78	2011.7	1.9
3	8.2	37.1	-21.5	74	1002.5	67	2085.0	2.0
4	8.3	33.7	-19.7	74	1011.5	62	2088.7	1.9
5	9.1	35.8	-22.3	73	808.0	66	2165.3	1.9
6	8.9	35.1	-18.6	73	671.0	58	2128.7	1.9

第2節 災害の概況

1 主要災害記録

(1) 雪害・風害

発生年月日	被害状況
大正13年5月10日	強風、農作物に大きな被害
昭和6年3月20日	暴風雪
昭和6年5月25日	降雪により農作物に被害
昭和13年6月4日	風害により十勝全域農業被害
昭和14年1月19日	降雪、吹雪、広尾線不通
昭和14年2月6日	南十勝に大雪、広尾線8日間不通
昭和15年5月25日	大雪
昭和33年2月12日	帯広で68cmの降雪。強風も加え、交通網寸断され、国鉄95本の列車運休。家屋の倒壊、橋の被害3,500千円
昭和35年1月16日	降雪49cm。広尾線20本、士幌線28本運休、根室本線56本運休 バス市内市外とも全休
昭和36年1月25日	降雪量35cm。交通機関麻痺
昭和36年2月7日	降雪量26cm。交通機関麻痺
昭和38年5月22日	強風、異常乾燥で農作物に被害
昭和39年3月22日	強風、十勝一帯（芽室町大火）
昭和41年3月16日	降雪量49cm。水分を含んだ重い雪のため送電線が切れたり、高圧線鉄塔倒壊。交通機関麻痺
昭和42年8月26日	降雹 ^{ひょう} 被害。（基松方面）
昭和42年9月9日	この日から18日間にわたる長雨で湿潤、農作物に大きな被害
昭和44年2月1日	降雪量87cm。交通寸断
昭和44年2月5日	降雪量69cm。交通麻痺、孤立地域あり。自衛隊に災害派遣要請
昭和45年1月31日	降雪量57cm。国鉄293本運休。バス・タクシー運休
昭和45年3月16日	日降雪量102cm。帯広測候所開設以来の豪雪 農村部牛乳搬出不能。建物にも被害(被害総額109,799千円)
昭和47年2月14日	降雪量50cm。交通機関麻痺
昭和47年6月10日	降雹 ^{ひょう} 。帯広・芽室・幕別2,200haの畑に被害
昭和48年～49年	この間の冬は、記録的な豪雪となり、樹木に寒干害が出て苗圃・庭木に被害
昭和50年3月21～22日	ドカ雪に見舞われる。帯広100cm。十勝支庁に「3.22低気圧災害対策本部」設置。交通機関をはじめ送電線の切断、家屋の倒壊、ビニールハウスの損傷など（被害額680,000千円）

第2章（帯広市の概況）

発 生 年 月 日	被 害 状 況
昭和50年3月24日	降水量32.5mm。この後遺症で春の農作業が遅れたり、融雪洪水のため田畑冠水、住宅浸水の被害
昭和53年1月21～22日	総降雪量88cm。バス全面運休、国鉄ダイヤの乱れ、学校の臨休、氷まつり中止
昭和54年4月3～4日及び17日	大雪による交通障害。さらに、融雪と強風による災害により、十勝管内の総被害額2,423,970千円
昭和55年5月28日	強風（砂塵）により農作物被害
昭和56年8月23日	台風15号、最大瞬間風速25.5m。住家一部破損205世帯、4,900haの畑に被害。その他営農施設、民有林被害合計1,155,000千円
平成3年1月18日	日降雪量92cm。1月の日降雪量としては帯広測候所開設以来の記録。交通機関麻痺
平成3年9月27～28日	強風害、台風19号により被害が発生。帯広の最大瞬間風速22.6m/s。広尾町負傷者1名。帯広市住宅屋根破損など農業被害10,580千円、林業被害205,950千円、水産業被害154,170千円、停電1,900戸
平成4年9月3日	強風害、帯広の最大瞬間風速25.7m/s。学校、住宅、倒木被害
平成6年2月22日	強風害、帯広の最大瞬間風速21.1m/sのこの強風によりJR根室本線の新得町付近で列車脱線、負傷者7名、列車計38本運休
平成6年10月13日	強風害、台風29号により広尾町と大樹町中心に住宅被害 帯広の最大瞬間風速20.0m/s
平成7年4月20日	強風害、発達した低気圧により、帯広市、音更町など1市5町で住宅被害39件。帯広の最大瞬間風速25.8m/s
平成8年1月8～10日	強風・大雪害、南岸低気圧による大雪。帯広空港10便欠航、JR9本運休など交通障害が多発、日最大降雪量は帯広27cm、最深積雪は帯広空港69cm、最大瞬間風速は帯広で19.3m/s
平成8年2月5～6日	大雪害。南岸低気圧による大雪。総降雪量は帯広24cm、中札内村上札内74cm、帯広空港の5日の日降雪量は59cm。
平成11年3月5～6日	強風害、猛烈に発達した低気圧による停電は帯広・音更・芽室・幕別等15市町村で約6万8,700戸。帯広の最大瞬間風速25.0m/s
平成11年9月24～25日	強風害、台風18号による停電は帯広・幕別・上士幌・足寄の4市町で2,150戸。帯広の最大瞬間風速26.7m/s
平成12年1月7～13日	7日降雪量44cm、10日降雪量29cm、13日降雪量11cmの大雪。災害対策本部設置
平成14年1月21～22日	農家のビニールハウス等の倒壊14件、負傷者1名。 総降雪量35cm、全小中学校休校、交通障害
平成14年6月10～11日	強風害。帯広市の最大瞬間風速24.7m/s。住宅屋根破損、公園内樹木、街路樹倒木、農作物被害等

発 生 年 月 日	被 害 状 況
平成14年10月1～2日	強風害。台風21号の影響で街路樹、防風林倒木、農業施設（ビニールハウス、倉庫）被害等。帯広の最大瞬間風速32.3m/s
平成15年9月13～14日	強風害。台風14号の影響で民家屋根トタン剥離、街路樹、公園樹木倒木、被害等。帯広の最大瞬間風速23.9m/s
平成16年4月21日	強風害。民家屋根トタン剥離、街路樹、公園樹木倒木、被害等。帯広の最大瞬間風速27.0m/s
平成16年9月7～8日	強風害。台風18号の影響で街路樹、公園樹木倒木、農業施設（ビニールハウス）被害等。帯広の最大瞬間風速20.5m/s
平成18年3月20日～21日	強風害。日本海北部と関東沖にあった低気圧が、20日にはオホーツク海で一つにまとまり非常に発達し21日にかけて強風となった。帯広市で街路灯倒壊1件、倒木・枝折れが2件発生した。帯広の最大瞬間風速27.3m/s
平成18年3月30日	大雪害。発達した低気圧による湿った大雪により、ビニールハウスや牛舎併せて8か所損壊した。道路は国道4路線、道道1路線、高速2路線が降雪や視界不良、なだれ等により通行止めとなった。また、JRは普通列車7本が運休、特急に遅れが出た。航空機は帯広発着の11便が欠航。帯広の総降雪量38cm
平成20年5月11日	強風害。高気圧に覆われて日が射していたが、上空には3月下旬並の寒気が入っていた。桜まつりの会場内で局地的に突風発生。吹き飛ばされた会場テントの支柱が子供に当たり1名軽傷。帯広の最大瞬間風速8.8m/s
平成26年12月16～17日	大雪害。小中学校全校が臨時休校、あいのりバスが終日運休したほか、大正町にて倒木の影響により53戸が約2時間停電。総降雪量は帯広市街地60cm、帯広空港73cm
平成28年2月29日	大雪害。 総降雪量は帯広市街地45cm、帯広空港56cm
平成30年3月1日	大雪害。帯広観測所における総降雪量は47cmとなり、3月としては観測史上6位。十勝管内各地でも記録的な大雪となった。積雪によりD型ハウスなどの営農施設11件やトラクター等の営農機械7台に被害。また、市内各地での通行止めや交通渋滞に加え、JRや路線バス、タクシーの運行停止など、交通網が機能停止したことにより帰宅困難となった市民等を受け入れるため、市役所11階を一時休憩所として開放。翌朝まで宿泊した方も含め、6名が利用。
令和3年12月1～2日	強風害。日本海北部の低気圧が急速に発達しながらサハリン付近に進み、南にのびる前線が北海道を通過。1日夕方から南西の風が急に強まり、帯広空港で最大瞬間風速25.7m/sを観測。2008年からの統計期間で第1位の値を記録した。また、倒木等により同時刻から停電が発生し、農村部を中心に最大約2,150戸が影響を受けた。1日に帯広の森体育館、2日に大正農業者トレーニングセンター、川西中学校を避難所として開設し2名が利用。倒木被害73件、建物被害21件、農業施設（ビニルハウス、牛舎等）被害668件、転倒等による人的被害3件。

発 生 年 月 日	被 害 状 況
令和4年1月11～12日	大雪害。十勝管内で高速道路2路線、国道4路線、道道1路線が通行止めとなり公共交通機関の運休も相次いだ。ビニールハウス18件(22棟)、農業倉庫1件が被害を受けた。 11日正午からの24時間降雪量は帯広市街地59cm、帯広空港57cm。
令和4年12月22～23日	雪害。湿った重い雪の影響で倒木や電線等への着雪が多発し、停電や電話の不通が発生。帯広市内では23日午前0時から25日夕方までの間に、農村地区を中心に述べ約900戸が停電。電話の不通は延べ約500件。十勝管内で高速道路3路線、国道4路線、道道8路線が一時通行止めとなり、鉄道の運休、航空機の欠航など交通にも支障が生じた。22日午前0時から23日正午までの降雪量は、帯広市街地37cm、帯広空港52cm。帯広市の12月の「24時間降水量」及び「48時間降水量」の日最大値としては、1963年（昭和38年）の統計開始以来の最大値を更新（76mm）
令和5年5月30日	竜巻発生。午後3時20分ごろ、以平町付近で発生し、農家2戸の畑でニンジン1.6ha、大豆1ha、デントコーン1haに被害。とち帯広空港午後3時25分発の航空機1便が出発を遅らせた。
令和7年2月3～4日	大雪害。発達した低気圧の影響により、4日9時までの12時間降雪量は帯広市街地で120cmとなり、国内の12時間降雪量の記録を更新。十勝管内各地でも記録的な大雪となった。 積雪により、学校の屋内練習場や農業用ビニールハウス倒壊など物的被害22件、除雪時の転倒など人的被害7件、その他1件。また、高速道路1路線、国道4路線が通行止めとなり、JRや路線バスの運休、航空機の欠航など公共交通機関に支障が生じたほか、各地でスタックした車が相次いだ。 雪害対策本部を設置。

(2) 水害

発 生 年 月 日	被 害 状 況
大正2年8月28日	台風による被害。降水量139mm
大正3年8月14～15日	低気圧による洪水
大正5年5月9日	融雪出水
大正8年9～10月	十勝川が3回にわたって氾濫、河西橋が流失 十勝では住宅、農作物、公共土木などの被害額6,505,576円
大正9年6月26日	十勝川溢れ、架替した河西橋落橋
大正9年8月9～11日	降水量115mm。帯広の浸水耕地160町歩
大正11年8月25日	帯広に大洪水。降水量214mm。十勝川とその支流の各河川は大増水。帯広町家屋の流失14、損壊9、床上浸水321、田畑浸水冠水流失597町歩、道路の決壊は道と市合わせて10か所880間、橋の流失4、破損1、堤防決壊7か所4,800間。被害合計827千円

第2章（帯広市の概況）

発 生 年 月 日	被 害 状 況
大正 15 年 10 月 2 日	連続 101mm に達する降水量。水害発生
昭和 10 年 8 月 28～ 30 日	降水量 105.4mm
昭和 10 年 9 月 24～ 26 日	降水量 105.2mm
昭和 10 年 10 月 18～ 28 日	降水量 145.4mm
昭和 15 年～16 年	連続台風被害
昭和 22 年 9 月 14～ 15 日	カスリン台風
昭和 23 年 9 月 15～ 17 日	アイオン台風
	帯広での耕作地被害 200 町歩
昭和 30 年 7 月 3 日	降水量 29.1mm
昭和 30 年 7 月 30 日	降水量 32.1mm
	札内川氾濫
昭和 30 年 9 月 6～7 日	発達した低気圧により降水量 143mm。ウツベツ川溢水
昭和 37 年 8 月 3 日	台風 9 号。降水量 132mm。札内川、帯広川増水。市街地水害 (帯広市に災害救助法適用)
昭和 39 年 8 月 26 日	台風 14 号くずれの低気圧の影響で降水量 128mm
昭和 40 年 9 月 14～ 18 日	台風 24 号とこれに先行した 2 つの低気圧の影響により降水量 113mm
昭和 41 年 6 月 28～ 29 日	台風 4 号。降水量 91mm
昭和 42 年 6 月 5～7 日	降水量 118.2mm で河川溢水
昭和 46 年 9 月 12 日	台風 26 号被害
昭和 47 年 9 月 17 日	台風 20 号被害
昭和 48 年 8 月 22～ 23 日	帯広で 95mm の降水量。道路・堤防など決壊被害
昭和 48 年 9 月 14 日	114mm の降水量で中小河川氾濫。道路の決壊、家屋浸水などの被害
昭和 49 年 4 月	降水量 164mm (平年値 61.8mm の 2 倍)
昭和 49 年 6 月	この月の降水量は平年の 93.4mm を大幅に上回り、244mm と帯広測候所観測開始以来の記録的な降水量
昭和 50 年 5 月	降水量 164mm。平年値 75.7mm の 2 倍
昭和 50 年 8 月 24 日	台風 6 号。降水量 56mm、床上浸水 45 世帯、床下浸水 140 世帯
昭和 51 年 10 月 20～ 21 日	降水量 65.5mm で 1 時間雨量 23.5mm となり 10 月の最大値を記録。家屋の浸水、河川決壊、線路の冠水のため運休。強風による負傷者あり
昭和 52 年 7 月 2～6 日	長雨。総雨量 112mm、道路の決壊、土木、林業関係の被害

第2章（帯広市の概況）

発 生 年 月 日	被 害 状 況
昭和54年10月19日	台風20号。降水量94mm。床上浸水1世帯、床下浸水17世帯
昭和56年8月4～6日	台風12号。降水量162mm、床上浸水11世帯、床下浸水70世帯、4,400haの畑に被害、その他の土木被害等あり 被害合計2,306,000千円
昭和63年11月24～25日	降水量192.5mm。床上浸水7世帯、床下浸水99世帯、道路の決壊、土木、農業関係に被害
平成3年8月21日	浸水害、降水量は帯広76mm、農業被害890,000千円
平成4年8月7～9日	浸水害、台風10号による大雨 降水量は帯広49mm、足寄、陸別町中心に農業被害463,200千円、林業被害200,000千円
平成4年9月9～12日	浸水害、台風17号による大雨、帯広の総雨量135mm 河川、住宅電力関係に被害が発生。農業被害面積は681.6ha
平成5年6月3～6日	浸水害、帯広の総雨量162mm、農業被害552,850千円、林業被害76,200千円
平成6年9月18～20日	浸水害、秋雨前線により上士幌・音更町で床下浸水。 帯広の総雨量88mm
平成9年8月9～10日	温暖前線と台風11号から変わった低気圧による大雨。帯広の総雨量102mm
平成10年8月27～30日	浸水、洪水害。帯広の総雨量152mm、管内北部を中心に被害が集中
平成10年9月15～16日	浸水、山がけ崩れ被害。台風5号による影響で管内南部を中心に総雨量300mmを越え、帯広は120mmの大雨となった。災害対策本部設置
平成11年7月13～15日	浸水害、停滞前線による大雨、帯広の総雨量100mm。明きょ排水流出、農地一部冠水
平成12年4月22～23日	浸水害。帯広の総雨量94.5mm。床上浸水1世帯、道路冠水等
平成13年9月11～13日	浸水害。帯広の総雨量159mm。市道決壊1箇所、札内川水系緑地浸水被害
平成14年7月10～11日	浸水害。帯広の総雨量127mm。台風6号による影響で道路冠水、農作物倒伏被害（30.3ha）等
平成15年8月9～10日	浸水害。帯広の総雨量167mm。台風10号による影響で道路・宅地冠水、橋梁一部損壊（居辺川の橋脚脇道路崩落）
平成18年6月24日	北海道付近は気圧の谷となっており、上空には寒気が流入し、大気の状態が非常に不安定となっていた。帯広市では、路肩崩落のため市道2本が通行止め、道道と市道それぞれ1本が片側通行。帯広の総雨量25mm
平成23年9月1日～8日	9月1日から8日にかけて、台風第12号、北海道付近に停滞した前線及び台風第13号からの湿った空気も合流。帯広の総雨量が128mm。 十勝川洪水予報発表。帯広川での内水氾濫、高速道路道東自動車道、国道、道々の通行止めやJR等交通機関の運休

発 生 年 月 日	被 害 状 況
平成 28 年 8 月 30 日 ～31 日	<p>8月17日～23日に3つの台風（7号、11号、9号）が北海道に上陸。30日から31日にかけて北海道に接近した台風10号の影響による大雨。帯広の29日～31日の3日間雨量は129.5mm。中島町で戸蔭別川が氾濫。市街地では木賊原樋門周辺での内水氾濫、バラト地区での地下水上昇による冠水。住家被害は床上浸水3件、床下浸水24件。十勝川・札内川の河川敷の運動施設冠水。畑の冠水447ha。橋梁崩落2橋。道路被災35箇所。その他倒木被害等多数。</p> <p>災害対策本部設置。札内川沿い、十勝川沿いに避難勧告発令。市内20箇所の避難所開設。十勝19市町村に災害救助法適用。激甚災害指定。</p>
平成 30 年 3 月 8～ 9 日	<p>同年3月1日の大雪による積雪が解消されないまま、更なる降雪から雨へと変わったことにより、道路等の排水機能が著しく低下し、市内各地で道路冠水が多発。市内4カ所の事業所で床上浸水。</p> <p>9日は市内全小中学校で臨時休校。</p> <p>帯広市内の降雪量11cm、降水量68.5mm。</p>
令和 4 年 8 月 16 日	<p>十勝の山間部で前線と低気圧の影響によりまとまった雨が降った影響で、十勝川へ流入する伏古別川の水流が停滞したことにより、木賊原樋門付近で道路冠水が発生。帯広開発建設部に樋門閉鎖と排水ポンプ車の出動を要請。</p> <p>帯広市の総降水量は74mm。帯広市に「土砂災害警戒情報」及び「洪水警報」が発表された。</p>

第3節 被害想定

洪水

（1）現況

洪水により被害が想定されるものとしては、集中豪雨や局地的大雨による河川の氾濫や堤防の決壊があり、これに伴い、建物の浸水や道路の冠水などが発生することが考えられる。

帯広市の年間降水量は全道平均より低く、全国的に見ても小雨地帯であるが、市街地は全国有数の流域面積を誇る十勝川と札内川に囲まれ、これらの川の支川が市内を流れている。また、市街地は扇状地からなる急勾配の地形となっており、破堤した場合に氾濫流により甚大な被害が発生する可能性がある。

過去の代表的な洪水被害の事例として、1981年（昭和56年）の台風12号や2016年（平成28年）の台風10号の影響による被害があり、建物の浸水や橋梁の崩落、農地の流出など、帯広市をはじめ十勝管内で甚大な被害を及ぼした。

（2）国・北海道の浸水想定

国や北海道では、洪水により重大な、又は相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川や水位周知河川として指定している。これらの河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、浸水深等を示した洪水浸水想定区域図を作成し、公表している。

洪水浸水想定区域図が作成されている帯広市内の河川

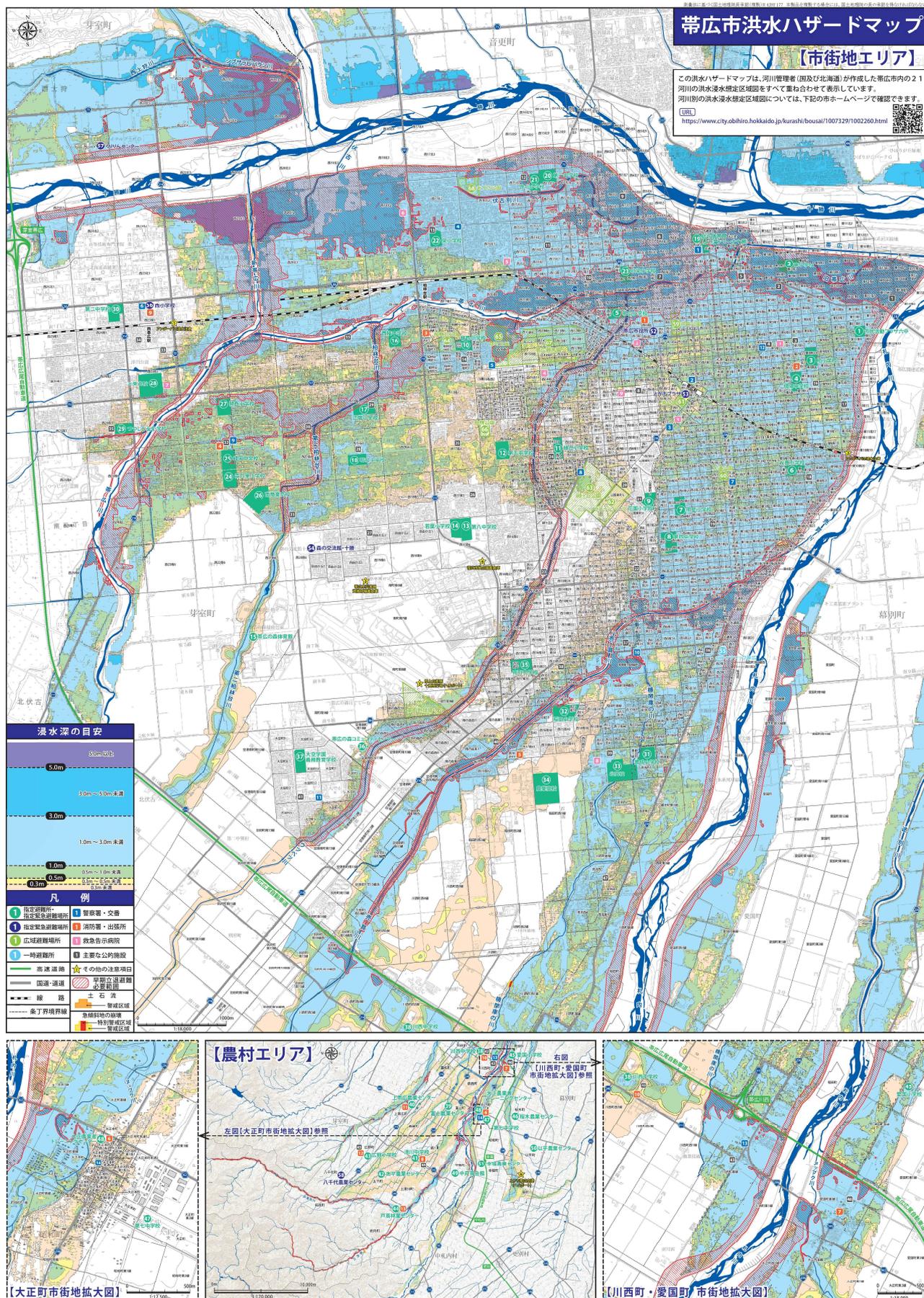
河川管理者	河川名
国（洪水予報河川）	十勝川、札内川、帯広川
北海道（水位周知河川）	途別川、売買川、帯広川、ウツベツ川、柏林台川、新帯広川

（3）帯広市の被害想定

帯広市では、国や北海道が公表した洪水浸水想定区域図を統合した帯広市洪水ハザードマップを作成し、公表している。帯広市洪水ハザードマップを基に、洪水浸水想定区域内の人口や全国及び十勝における実災害時の避難率を用いて避難者数を推計した。推計の結果については次のとおりである。

洪水浸水想定区域内の人口	約128,500人
避難率	13%
洪水による避難者数	約16,700人

帯広市洪水ハザードマップ



第3章 防 災 組 織

本章は、災害の予防、応急対策、復旧等の防災活動を迅速かつ円滑に実施するため、防災に係る組織体系、非常配備態勢及び災害対策本部等の組織編成、運営など、防災組織に関する総合的な事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

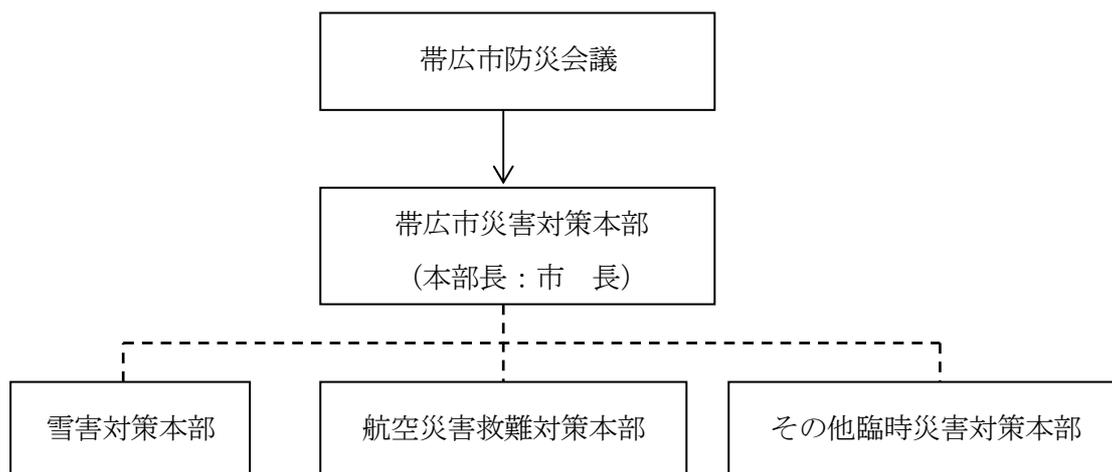
第1節 組織計画

本市における防災行政を円滑に運営するための組織として、帯広市防災会議を恒常的に設置するとともに、災害時には、帯広市災害対策本部を設置して、応急対策活動等を実施するものとする。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

また、その他雪害、航空災害などの特殊災害の発生に対処するため、それぞれ対策本部を設置し応急活動及び救護活動を行うものとする。

《 帯広市における災害対策組織体系図 》



〔注〕各本部は災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に包括される。

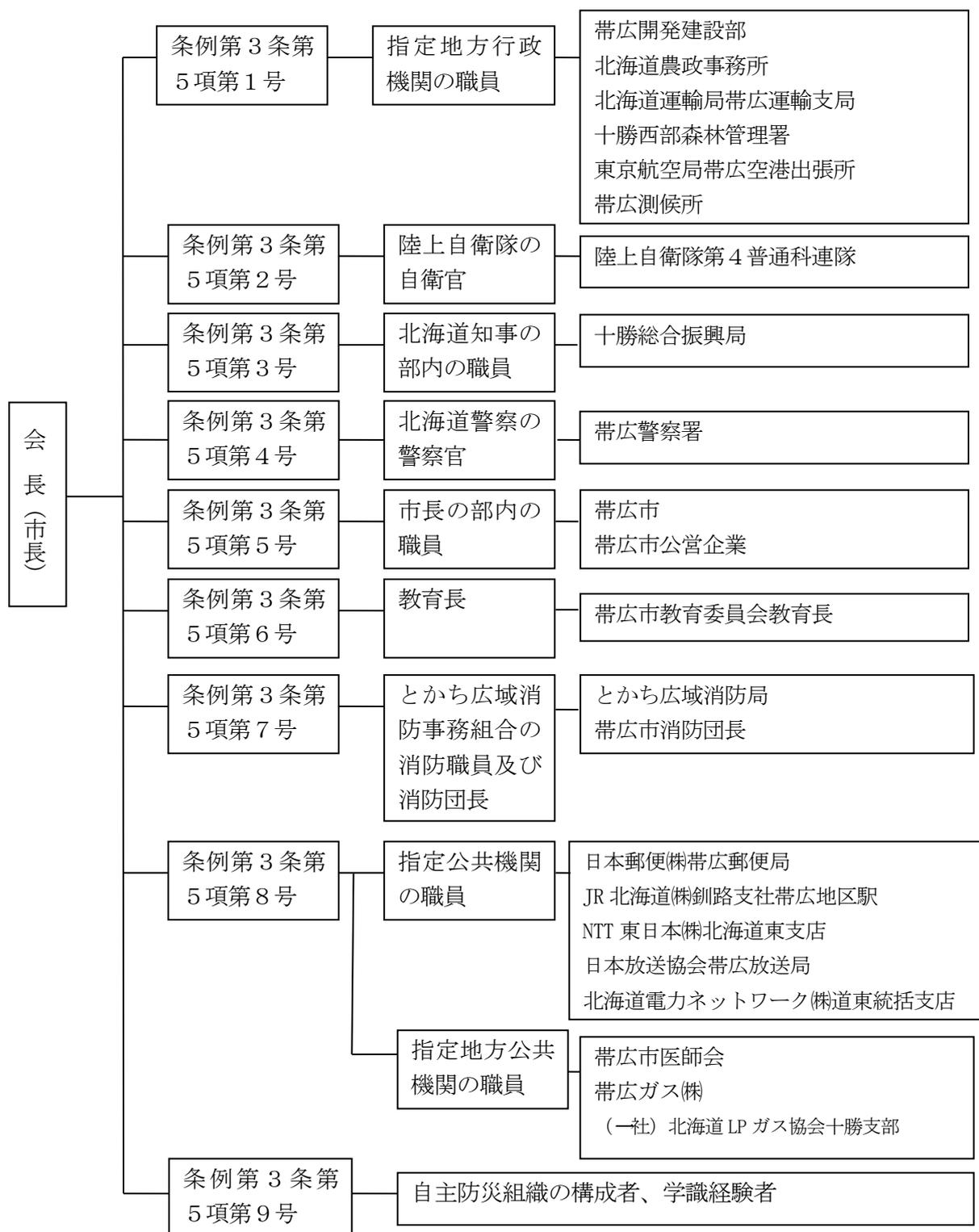
1 帯広市防災会議

(1) 帯広市防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく帯広市防災会議条例(昭和38年4月1日条例第1号)第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、帯広市地域防災計画の作成及びその実施の推進、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べることを任務とするものである。

(2) 防災会議の運営

帯広市防災会議条例及び帯広市防災会議運営規程(昭和39年9月22日帯広市防災会議議決)の定めるところによる。

(3) 防災会議の構成



2 帯広市災害対策本部

本章第3節「帯広市災害対策本部」に掲載

3 その他の対策本部

(1) 雪害対策本部

本市において、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪災害に対処し、市民生活への影響、社会活動の停滞を最小限に抑えるための雪害対策を総合的に推進する体制として雪害対

策本部を設置する。

内容は「第4章第13節 雪害予防計画」による。

(2) 航空災害救難対策本部

本市における航空機の緊急事態の発生に対処するため、速やか、かつ総合的な災害応急対策の実施を図るため、航空災害救難対策本部を設置する。

内容は「第7章第1節 航空災害対策計画」による。

(3) その他臨時災害対策本部

本計画による各対策本部以外で、特定の部に係る所管事項に関し災害が発生し、その部において災害対策、応急措置を講ずる必要がある場合に臨時に設置する。

なお、詳細は次の「準災害応急対策実施要領」に定めるところによる。

準災害応急対策実施要領

市長は、災害の程度が本部設置に至らない小規模の災害については、関係部室課による災害対策部を編成、設置し、応急対策を実施する。

この場合、帯広市災害対策本部条例施行規則を準用し、応急対策にあたるものとする。

1 小規模の災害とは、災害の程度が極めて限定された範囲のものであり、かつ拡大のおそれがなく、次に掲げる基準に該当するものとする。

(1) 被害状況

ア 特定地域に限定され、他に拡大のおそれがない。

イ 罹災者の救助、救護活動の必要がなく、かつ市民生活に著しい支障を及ぼさない。

(2) 災害情報

ア 災害発生後、異常気象予警報の発令が予測されない。

イ 他の二次災害を誘発するおそれがない。

(3) 応急対策

ア 短日間で対処でき人員、車両、資機材について借り上げも含め担当部内で配備できる。

イ 他の部室課の支援、協力が少数で事前協議の範囲外である。

2 関係部室課による災害対策部の編成、設置とは、次の場合をいう。

(1) 担当部で応急対策を実施する場合に、部内編成の災害対策部

(2) 担当部内編成の災害対策部に他の部室課が支援、協力班として編入される災害対策部

3 事前措置

準災害に対処するため、各部ごとに予め予測される災害に関し、災害対策要領により組織非常配備、応急対策等必要事項を定め、災害時において迅速かつ的確な応急対策を講じられる体制を確立しておくものとする。

なお、他の部室課の支援、協力を必要とする応急対策計画の立案にあたっては、人員、車両、資機材について危機対策課と事前協議をし、予め他の部室課と調整を済ませておくものとする。

4 災害対策本部の設置

各部長は、災害情報、被害状況について副市長、市長に報告するとともに応急対策の実施について総務部長と協議、調整のうえ、市長の指示を受けなければならない。

災害対策部による応急対策の実施は、市長の指示のもと、災害対策部長が直接指揮するものとし災害情報等については総務部長を通じ、副市長、市長に報告し、災害対策本部設置の不測の事態に備えるものとする。

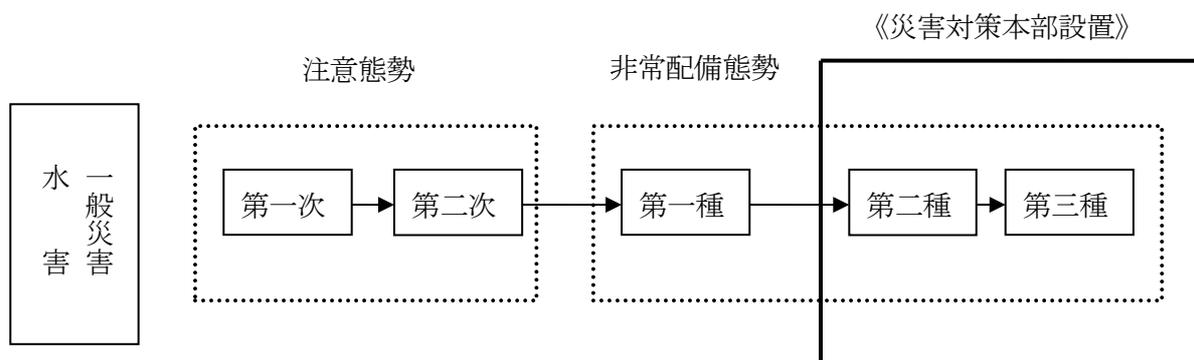
第2節 非常配備態勢

1 非常配備態勢の種類と基準

市長は、災害時に予防対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、種別を指定して非常配備態勢を指令する。

(1) 非常配備区分

非常配備の種別、配備態勢、活動内容に関する基準は次の「非常配備の種類と配備基準」の区分による。



種別	＜第1種非常配備態勢＞
配備基準	(1) 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 今後更に被害が増加するおそれがあるとき。
配備態勢	(1) 第2次注意態勢に係る上記所属長は必要な職員を招集する。 (2) 状況に応じ、その他の所属長を招集する。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第2種非常配備態勢に移行しうる態勢とする。
活動内容	(1) 関係部室課長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 関係部室課長は、次の措置をとり、その状況を総務部長に報告する。 ア 災害の状況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災した現地(被災予想地)へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 (3) その他の所属長は第2種非常配備態勢移行に備え待機するとともに、職員に対し自宅待機を指示する。

種別	＜第2種非常配備態勢＞
配備基準	(1) 数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
配備態勢	(1) 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 本部長は各部所属職員の3分の2以内の職員を招集し、直ちに災害対策の実施に当たる。 (3) 事態の推移に伴い、速やかに第3種非常配備態勢に移行しうる体制とし、その他の職員は自宅待機とする。
活動内容	(1) 各部長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。 (2) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。 イ 装備、物資、機材、設備及び機械等を点検し、必要に応じ被災した現地(被災予想地)へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

種別	＜第3種非常配備態勢＞
配備基準	(1) 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する特別警報を受けたとき。 (2) 市全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
配備態勢	(1) 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 (2) 各部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策に当たる体制とする。
活動内容	(1) 各部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。

- (1) 各部長、各班長は先の基準に基づき、予め非常配備編成計画書(様式1)を作成するとともに、平時より人員、車両及び資機材の配備計画を立てておくものとする。

(注) 非常配備編成計画書は毎年4月末日までに総務部長へ提出する。

- (2) 職員非常招集連絡

各部室課長は、所属職員の住所及び非常招集の場合の連絡系統を明らかにしておかなければならない。

様式1 (一般災害対策編)

年度 非常配備編成計画書

(月 日現在)

内容	部 班 (連絡先 番)						
	部情報連絡責任者 職氏名					職員総数	
	部情報連絡員 職氏名						
配備区分	課名	係名	職氏名	車種	台数	応急資機材名	数量
第2次 注意態勢							
小計							
第1種 非常配備							
小計							
第2種 非常配備							
小計							
第3種 非常配備							
小計							
合計							

(注) この計画書は水害、一般災害について記載のこと。

2 配備態勢確立の報告

非常配備の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合、各部長は直ちに所管に係る配備態勢を整えるとともに、速やかに態勢確立状況を総務部長に報告するものとする。

3 非常配備態勢の解除

各部における非常配備態勢の解除は、本部長が指令するものとする。

4 本部を設置しない場合の準用

市長は、災害の程度が本部設置に至らない小規模の災害については、本章第1節3(3)「準災害応急対策実施要領」により災害対策を実施するものとする。

5 職員の動員計画

災害時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための職員等の動員計画である。

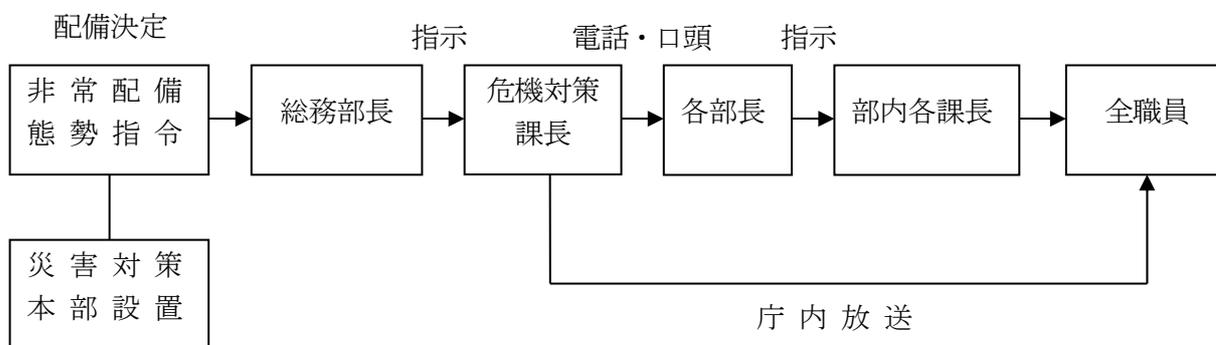
(1) 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

ア 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

(ア) 非常配備態勢が指令された場合、又は対策本部を設置した場合、本部長の指示により関係部長に対し通知するとともに、庁内放送などにより職員に周知するものとする。

(イ) 各部長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査、その他の応急対策を実施する態勢を整えるものとする。

《 非常配備等伝達系統図 》



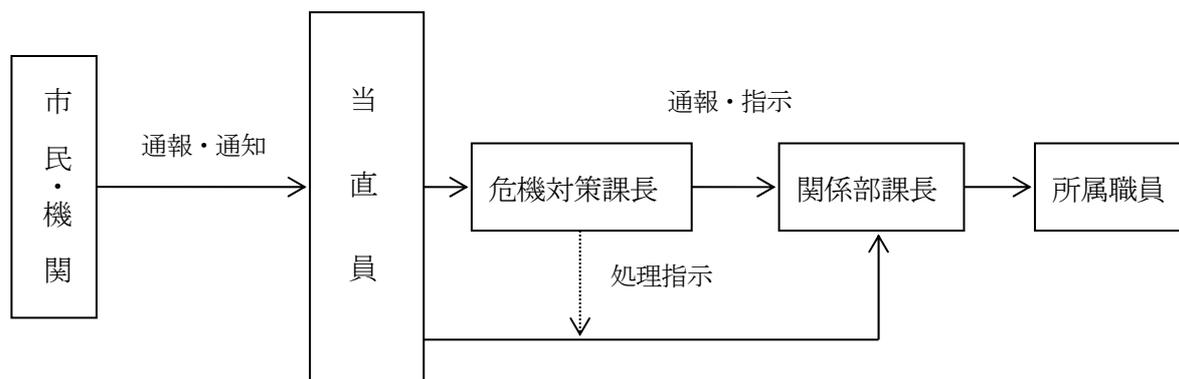
イ 休日又は退庁後の伝達

(ア) 当直員等による非常伝達

当直員又は警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部危機対策室危機対策課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長に通知するものとする。

- a 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- c 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

《 当直員等による伝達系統 》



ウ 職員への指示伝達体制の確保

各部長及び各課長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

(2) 職員の非常登庁

ア 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示をうけたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

イ 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各所属長又は各班長は、30分ごとの職員参集状況を記録し、必要に応じ総務部長へ参集状況を報告するものとする。

(3) 一部事務組合等に出向職員の動員要請

本部長は、災害の規模等から、更に職員の動員を必要とする場合は、各団体の長に対し、出向職員の支援要請をするものとする。

6 標識

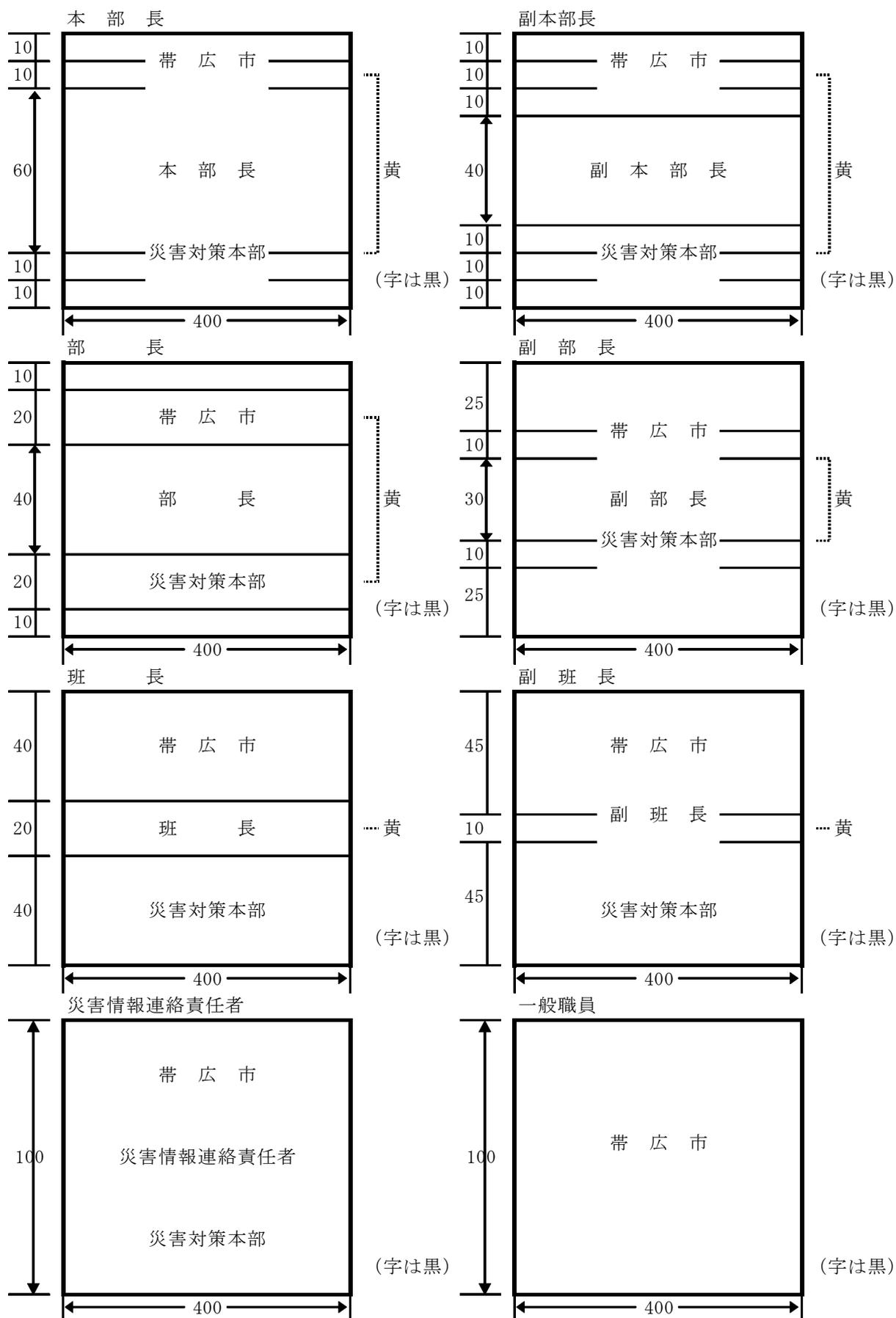
(1) 本部長、副本部長、本部員及び職員は、身分を明らかにするため所定の腕章(別記1)を着用すること。

(2) 災害時において非常活動に使用する標旗は、別段の定めがあるもののほか、所定の標旗(別記2)をつけること。

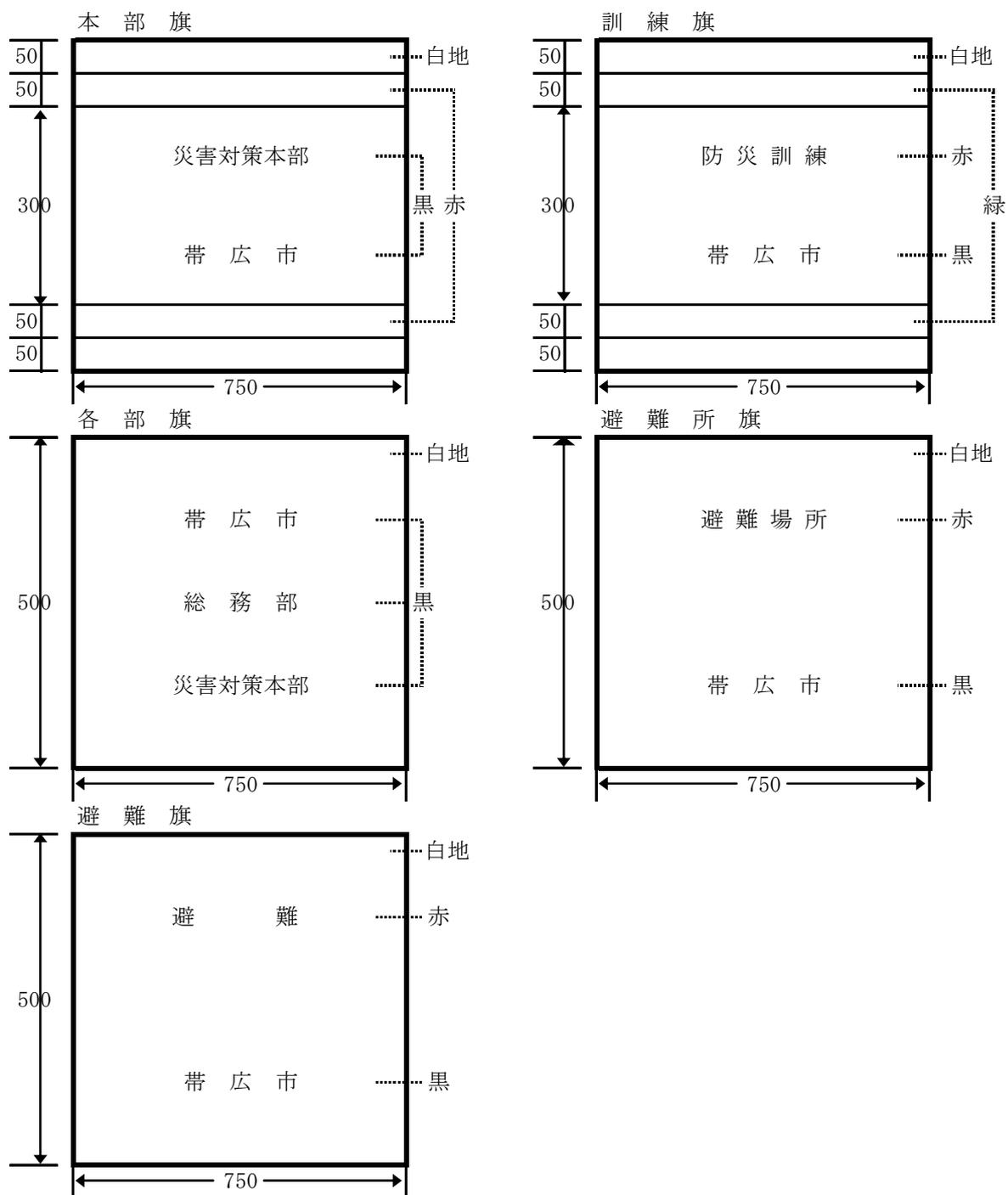
(3) 災害時において、応急対策活動に使用する本部の車両には、所定の標旗をつけること。

(4) 職員の身分の証明は、職員が常に所持している身分証明書(帯広市職員服務規定昭和27年6月1日訓令第3号第13条に規定する職員証)によるものとし、災害対策基本法第83条第2項(立ち入りの要件)に規定する身分を示す証票を兼ねるものとする。

別記1 (腕章)



別記2 (標旗)



第3節 帯広市災害対策本部

帯広市災害対策本部(以下「本部」という。)は、災害対策基本法及び帯広市災害対策本部条例(昭和38年条例第2号)、帯広市災害対策本部条例施行規則(平成6年規則第37号)に基づいて、災害時において、市防災会議と密接な連絡のもとに災害予防、応急対策を実施する。

1 本部の設置基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号の一に該当し、市長が必要であると認めるときに設置する。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水警報が発表され、甚大な被害をもたらす災害時。
- (2) 主要河川については氾濫注意水位に達し、又は達するおそれがあるとき。
- (3) 大規模な火災、爆発等が発生し、その規模及び範囲からして特に総合的な対策を要するとき。
- (4) その他、市民生活に重大なる影響を及ぼす災害時。

2 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちにあらゆる手段を講じ関係者、報道機関等に周知する。

- (1) 全職員(庁内放送、無線、有線電話など)
- (2) 防災関係機関、十勝総合振興局及び報道機関(無線、有線・無線電話など)
- (3) 一般住民への周知(報道機関の広報協力、広報車など)

3 本部設置場所

- (1) 災害対策本部は本庁舎4階に置く。

この場合、情報収集・連絡調整の事務処理等のため、本部事務局は3階大会議室などにおいて、事務を執り行うことができるものとする。

- (2) 本部を設置したときは、本部室前に右の本部標識を掲示する。

帯広市災害対策本部

4 現地本部の設置

- (1) 本部長は、早急に諸対策を行うため必要と認めるときは、災害発生地域に現地本部を設置することができるものとする。(25cm×110cm)
- (2) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれに充てるものとする。
- (3) 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示・情報交換により、適切な指示を講ずるものとする。

5 本部の廃止

- (1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に本部を廃止する。
 - ア 本市の地域に災害発生危険が解消したとき。
 - イ 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき。
 - ウ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、市民生活に障害となる状況が解消されたと認められるとき。
- (2) 本部を廃止したときは、各防災機関、十勝総合振興局、報道機関等に通知するものとする。
- (3) 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部室課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部室課において対策業務を執り行う。

この場合、総務部は業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に状況を掌握し、また必要な指示を行うものとする。

6 本部の組織及び所掌事務

- (1) 本部に部及び班を置く。
- (2) 本部の組織は、別表1のとおりとする。
- (3) 部及び班の名称、部長、副部長及び班長にあてられる職員、担当する部課、並びにそれぞれの部、班の所掌事務は、別表2、別表3のとおりとする。
- (4) 各班の編成及び所掌事務は、原則として別表によるが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行うものとする。

この場合、部内での変更分担事務は各部長が定めて指示するとともに、本部長へ報告する。

- (5) 災害状況、又は必要と認めるときは、本部長は別表と異なる編成を各部班に指示することができる。

7 本部の運営

災害対策本部が設置された場合、本部に「本部会議」及び「本部情報連絡室」を置く。

(1) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は本部長、副本部長、本部付及び指定の本部員をもって構成する。

- | | |
|----------|--------------|
| (ア) 本部長 | 市長 |
| (イ) 副本部長 | 副市長 |
| (ウ) 本部付 | 公営企業管理者及び教育長 |
| (エ) 本部員 | |

帯広市災害対策本部条例施行規則第6条第1項に規定する部の長(同条第5項による部長の代理者を含む。)及びとかち広域消防局の職員のうちから市長が指名する者をもって構成する。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (オ) 本部情報連絡室長 | 総務部長 |
| (カ) 〃 副室長 | 総務部総務室長、総務部危機対策室長 |

イ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の非常配備態勢の確立及び廃止に関する事。
- (イ) 災害情報、被害状況の分析に関する事。
- (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関する事。
- (エ) 職員の配備態勢の切り替え及び廃止に関する事。
- (オ) 関係機関に対する応援要請及び災害救助法の適用要請に関する事。
- (カ) 業務継続計画の発動・解除に関する事
- (キ) その他災害対策に関する重要な事項。

ウ 本部会議の開催

- (ア) 本部会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- (イ) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務部長にその旨を申し出ることができる。

(2) 本部情報連絡室

- ア 本部情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務にあたる。
- イ 本部情報連絡室の構成は次のとおりとする。
 - (ア) 室長 総務部長(総務部長)
 - (イ) 副室長 総務部総務室長、総務部危機対策室長(総務部副部長)
 - (ウ) 室長補佐 危機対策課長(総務部総務班長)
 - (エ) 専従職員 危機対策課職員(〃 総務班)
 - (オ) 兼務職員 政策推進部広報秘書室広報広聴課職員(政策推進部広報第1班)
 - (カ) 災害情報連絡員 各部の情報責任者が指名した職員をもって充てる。
- ウ 本部情報連絡室の事務局は、総務部危機対策室危機対策課に置く。
- エ 室長は、災害の規模・状況に応じて必要な部の情報連絡員を本部情報連絡室に常駐させ、所属部の情報連絡責任者との連絡にあたらせるものとする。
- オ 室長は、室長補佐を通し専従職員をして、災害に関する情報の収集、分析、及び災害対策に必要な情報の整理等にあたらせるものとする。

(3) 災害情報連絡責任者

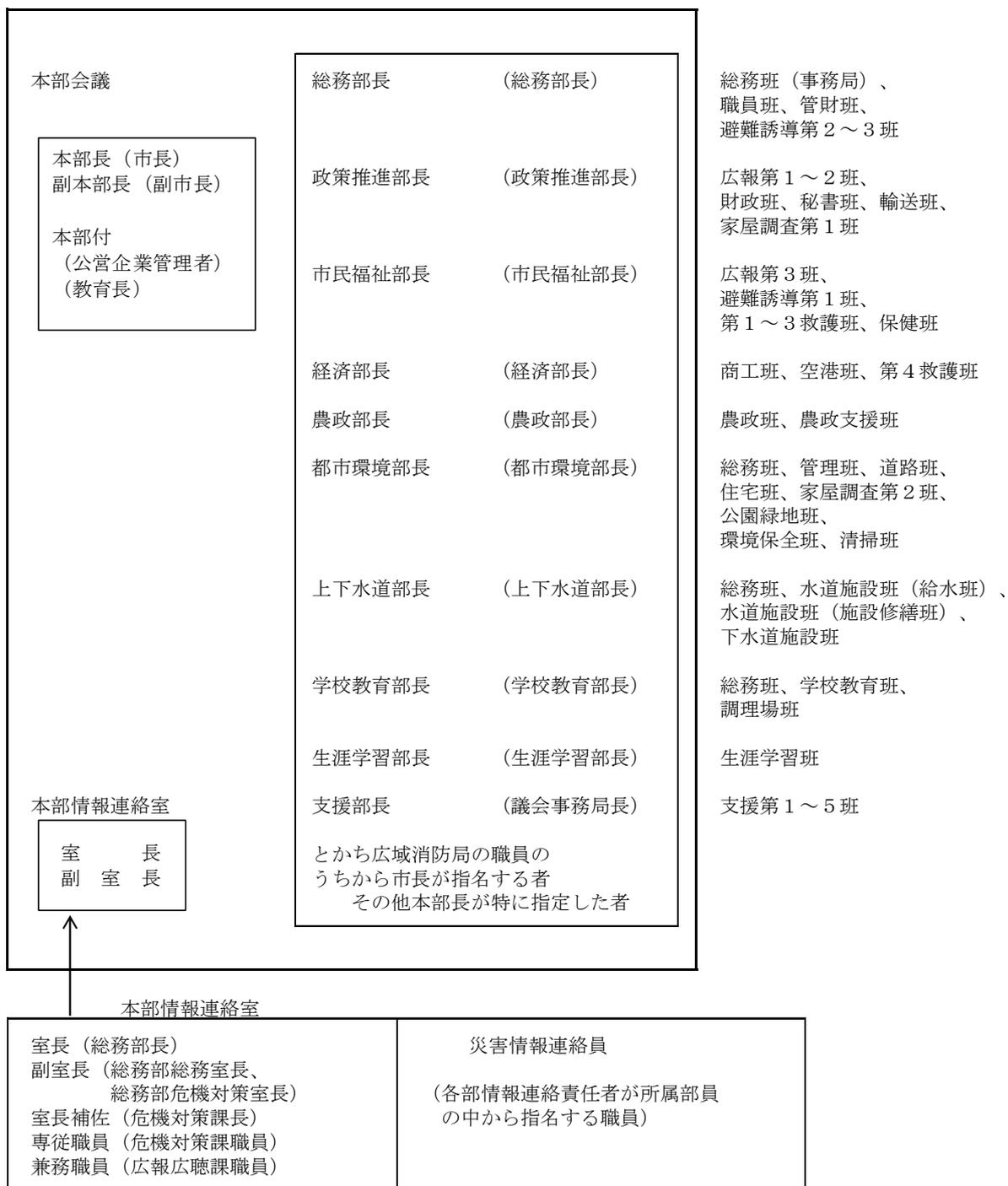
- ア 各部に災害情報連絡責任者(以下「情報連絡責任者」という。)を置く。
- イ 各部長は、あらかじめ所属職員の中から情報連絡責任者を指名し、「非常配備編成計画書」(様式1)により総務部長に報告するものとする。
- ウ 情報連絡責任者の業務は次のとおりである。
 - (ア) 所属部内の職員の動員、配備態勢の状況掌握
 - (イ) 所属部の災害、被害の状況の調査収集
 - (ウ) 応急対策の実施・活動状況の掌握
 - (エ) 応急災害対策実施に伴う応援等の必要な対策の要求
 - (オ) 所属部内の各班に係る災害に関する情報(以下「災害情報等」という。)のとりまとめ
 - (カ) 本部情報連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整
本部情報連絡室との情報伝達については、原則として連絡室常駐のそれぞれの部の情報連絡員を通じて行うものとする。
- エ 前項の災害情報等の報告は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に定めるところによる。

8 市長の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときには、帯広市長職務代理規則(昭和62年規則第41号)に定める副市長がその職務を代理する。

別表1

《 災害対策本部組織図 》



別表2

部班の編成内容

部名	部長	班名	班長	班に属する課
総務部	総務部長	総務班	危機対策課長	危機対策課 消防課 総務課
		職員班	人事課長	人事課
		管財班	契約管財課長	契約管財課 ICT推進課
		避難誘導第2班	戸籍住民課長	戸籍住民課
		避難誘導第3班	川西支所長	川西支所
大正支所長	大正支所			
政策推進部	政策推進部長	広報第1班	広報広聴課長	広報広聴課
		広報第2班	企画課長	企画課
		財政班	財政課長	財政課
		秘書班	秘書課長	秘書課
		家屋調査第1班	資産税課長	資産税課
		輸送班	収納課長	収納課 市民税課
市民福祉部	市民福祉部長	広報第3班	市民活動課長	市民活動課
		避難誘導第1班	国保課長	国保課
		第1救護班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課 介護高齢福祉課
		第2救護班	生活支援第1課長	生活支援第1課 生活支援第2課
		第3救護班	こども課長	こども課 保育所 子育て支援課
		保健班	健康推進課長	健康推進課
経済部	経済部長	商工班	経済企画課長	経済企画課 商業労働課 観光交流課
		空港班	観光交流課長	観光交流課
		第4救護班	観光交流課長	観光交流課
農政部	農政部長	農政班	農村振興課長	農村振興課 農政課
		農政支援班	農地課長	農業委員会農地課 ばんえい振興課

部名	部長	班名	班長	班に属する課
都市環境部	都市環境部長	総務班	都市政策課長	都市政策課
		管理班	管理課長	管理課
		道路班	道路維持課長	道路維持課 土木課
		住宅班	住宅営繕課長	住宅営繕課
		家屋調査第2班	建築開発課長	建築開発課
		公園緑地班	みどりの課長	みどりの課
		環境保全班	環境課長	環境課 中島地区振興課
		清掃班	清掃事業課長	清掃事業課
上下水道部	上下水道部長	総務班	総務課長	総務課
		水道施設班 (給水班)	水道課長	水道課
		水道施設班 (施設修繕班)	水道課長 水道課場長	水道課
		下水道施設班	下水道課長	下水道課
学校教育部	学校教育部長	総務班	企画総務課長	企画総務課
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課 学校教育指導課 教育研究所 南商業高等学校 学校地域連携課
		調理場班	学校給食センター長	学校給食センター
生涯学習部	生涯学習部長	生涯学習班	生涯学習文化課長	生涯学習文化課 スポーツ課 図書館 動物園 百年記念館 児童会館
支援部	議会事務局長	支援第1班	議会事務局総務課長	議会事務局総務課
		支援第2班	選挙課長	選挙課
		支援第3班	監査委員事務局主幹	監査委員事務局
		支援第4班	会計課長	会計課
		支援第5班	臨時の部局の課長職	臨時の部局

備考

- 1 支援部を除く各部の副部長は、部長の属する組織の部長職（帯広市職員給与条例（昭和28年条例第6号）第5条の2の規定により決定された職務の級（以下「職務の級」という。）が8級に属する職員をいう。以下同じ。）及び室長職（職務の級が7級に属する職員をいう。以下同じ。）をもって充てる。ただし、当該部長を除く。
- 2 支援部の副部長は、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局並びに、臨時に設置される部局の部長職及び室長職並びに会計管理者をもって充てる。
- 3 班の副班長は、班に属する課の課長職（班長を除く管理職員表第3種の欄に掲げる者をいう。）及び、課長補佐職（管理職員表第4種の欄に掲げる者をいう。）をもって充てる。ただし、当該班長を除く。

別表3

各部班の所掌事務

部名	班名	所掌事務
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 2 災害対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。 3 本部会議及び本部情報連絡室に関すること。 4 気象予報(注意報を含む。)、警報及び情報等の収集、伝達に関すること。 5 災害状況の取りまとめに関すること。 6 国・道に対する要請及び報告に関すること。 7 自衛隊の派遣要請依頼に関すること。 8 災害時の車両(作業用を除く。)の確保及び配車に関すること。 9 被災地応急物資及び本部職員等の輸送に関すること。 10 災害日誌及び災害記録に関すること。 11 通信連絡機能の確保に関すること。 12 備蓄食料及び資機材等の管理に関すること。 13 他の部及び部内他班の主管に属さないこと。 14 消防機関との連絡調整に関すること。 15 災害時における交通事故防止対策に関すること。 16 交通対策に伴う関係機関等との連絡調整に関すること。 17 その他特命事項に関すること。
	職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧・警戒に携わる職員の衣服・食料及び寝具の調達供給に関すること。 2 労務供給対策に関すること。 3 支援活動団体等の配備調整に関すること。 4 災害対策従事者の公務災害補償に関すること。 5 部内各班の協力に関すること。 6 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 7 その他特命事項に関すること。
	管財班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2 市有財産(教育施設を除く。)の応急利用に関すること。 3 災害応急物品等の手配、調達に関すること。 4 部内各班の協力に関すること。 5 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 6 その他特命事項に関すること。

部名	班名	所掌事務
総務部	避難誘導第2班	<ol style="list-style-type: none"> 被災地域住民の避難誘導に関すること。 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 その他特命事項に関すること。
	避難誘導第3班	<ol style="list-style-type: none"> 川西・大正地区の住民の避難誘導に関すること。
政策推進部	広報第1班	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部が行った発表等の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関すること。 その他特命事項に関すること。
	広報第2班	<ol style="list-style-type: none"> 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関すること。 災害復旧と総合計画の調整に関すること。 国、地方公共団体等からの災害視察者に関すること。 その他特命事項に関すること。
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 被災世帯、被災住家の被害状況の調査に関すること。 災害対策の予算措置に関すること。 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 その他特命事項に関すること。
	秘書班	<ol style="list-style-type: none"> 本部長、副本部長の秘書に関すること。 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関すること。 その他特命事項に関すること。
	家屋調査第1班	<ol style="list-style-type: none"> 罹災証明の発行及びこれに伴う建築物等の被害状況の調査に関すること。 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 その他特命事項に関すること。
	輸送班	<ol style="list-style-type: none"> 応急物資の輸送支援に関すること。 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 その他特命事項に関すること。
市民福祉部	広報第3班	<ol style="list-style-type: none"> 住民に関する警報、避難命令等の周知、広報に関すること。 市内の被害現場の写真撮影に関すること。 災害に関する相談及び苦情等の処理に関すること。 住民組織との連絡及び協力に関すること。 市民活動課所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。

部名	班名	所掌事務
市民福祉部	避難誘導第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域住民の避難誘導に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	第1救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 独居老人、障害者の被害調査に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 障害者等に対する避難誘導等の安全確保に関すること。 5 被災者に対する応急生活援護物資の調達及び配布に関すること。 6 日赤救助活動との連絡調整に関すること。 7 被災者の炊き出しに関すること。 8 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 9 義援金品等の受付、保管及び配布に関すること。 10 被災者に対する各種福祉基金に関すること。 11 災害救助費の予算経理に関すること。 12 災害ボランティアの受け入れに関すること。 13 部内の他班の主管に属さないこと。 14 その他特命事項に関すること。
	第2救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 独居老人、障害者の被害調査及び安全確保に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。 5 遺体の収容安置に関すること。 6 その他特命事項に関すること。
	第3救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園、幼稚園児等の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関すること。 2 公私保育所、幼稚園、児童福祉施設の被害調査及び応急対策の実施に関すること。 3 社会福祉施設、託児所、共同保育所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の協力に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	保健班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の感染症予防及び患者の収容に関すること。 2 応急救護所の開設及び管理に関すること。 3 被災地及び避難所の保健指導に関すること。 4 防疫班の編成及び実施に関すること。 5 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関すること。 6 医療及び助産計画の作成及び実施に関すること。 7 救急薬品の供給確保に関すること。 8 部内他班の主管に属さないこと。 9 その他特命事項に関すること。

部名	班名	所掌事務
経済部	商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 商工業関係被害の調査に関する事。 3 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。 4 被災商工業の金融相談及び応急対策に関する事。 5 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事。 6 部内の他班の主管に属さない事。 7 避難所の開設及び管理、運営に関する事。 8 その他特命事項に関する事。
	空港班	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機災害の対応に関する事。 2 災害時の空港対策に関する事。 3 その他特命事項に関する事。
	第4救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客及び外国人の対応に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
農政部	農政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 農地、山林及び農畜産林業施設、農林産物、家畜等の被害状況調査並びに応急対策に関する事。 3 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事。 4 被災地の病虫害の防疫に関する事。 5 林野の火災予防に関する事。 6 被災地の家畜の感染症予防及び防疫に関する事。 7 飼料の確保に関する事。 8 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。 9 農村地区の道路、河川、橋梁等の被害調査及び防災措置に関する事。 10 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 11 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事。 12 部内各班の主管に属さない事。 13 その他特命事項に関する事。
	農政支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の協力に関する事。
都市環境部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関する事。 2 部内各班の協力に関する事。 3 部内の各班の主管に属さない事。 4 避難所の開設及び管理、運営に関する事。 5 その他特命事項に関する事。
	管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁及び堤防等の状況、被害調査及び防災措置要請に関する事。 2 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 3 道路の通行禁止区域及び制限の措置の総合調整に関する事。 4 その他特命事項に関する事。

部名	班名	所掌事務
都市環境部	道路班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁及び堤防等の保護及び応急対策に関すること。 2 市街地の浸水防止対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 応急作業用車両等の確保及び応急資機材の調達、輸送に関すること。 5 治水計画の実施についての連絡調整に関すること。 6 災害復旧工事に関すること。 7 街路樹の被害調査及び応急対策に関すること。 8 その他特命事項に関すること。
	住宅班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。 3 災害にかかわる住宅の応急処理に関すること。 4 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	家屋調査第2班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。
	公園緑地班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園、緑地の被害調査及び応急対策に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
	環境保全班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の環境衛生保持に関すること。 2 災害時の公害防止対策及び緊急措置に関すること。 3 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 4 逸走犬の捕獲に関すること。 5 その他特命事項に関すること。
	清掃班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の清掃計画の作成及び実施に関すること。 2 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関すること。 3 防疫業務の支援に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
上下水道部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 水道施設及び下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害情報の受理、収集、報告及び関係機関との連絡調整に関すること。 4 部内他班の主管に属さないこと。 5 その他特命事項に関すること。
	水道施設班 (給水班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 機動給水に関すること。 2 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 3 給水機器の確保並びに輸送に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	水道施設班 (施設修繕班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 配水調整に関すること。 2 水源及び配水施設の管理に関すること。 3 水質の保全及び水源河川状況調査に関すること。 4 被災水道施設の応急修理に関すること。 5 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 6 その他特命事項に関すること。

部名	班名	所掌事務
上下水道部	下水道施設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 処理場及び排水施設の管理に関すること。 2 被災下水道施設の応急修理に関すること。 3 応急作業に必要な資機材の確保及び輸送に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
学校教育部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の災害対策活動の総合調整に関すること。 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 教育施設の応急利用に関すること。 4 部内の他班の主管に属さないこと。 5 その他特命事項に関すること。
	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安全確保、応急救護及び罹災状況の調査に関すること。 2 応急教育の確保及び被災生徒の教科書、学用品等の支給に関すること。 3 教職員の動員に関すること。 4 その他特命事項に関すること。
	調理場班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員、救護活動者及び被災者の炊き出しに関すること。 2 その他特命事項に関すること。
生涯学習部	生涯学習班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査、状況報告及び応急対策実施に関すること。 2 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関すること。 3 社会教育施設の応急利用に関すること。 4 動物の安全に関すること。 5 部内各班の主管に属さないこと。 6 その他特命事項に関すること。
支援部	支援第1班 支援第2班 支援第3班 支援第4班 支援第5班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部班への緊急支援に関すること。 2 避難所の開設及び管理、運営に関すること。 3 その他特命事項に関すること。

第4節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

1 気象業務組織

(1) 予報区と担当官署

予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。釧路総合振興局、根室振興局及び十勝総合振興局においては釧路地方気象台が担当しており、さらに一次細分区域である十勝地方の気象等に関する特別警報・警報・注意報発表は、帯広測候所が分担している。

(2) 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署が担当する。

気象官署別の気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類は、次のとおりである。

担 当 官 署	予報警報等の種類	回 数
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方季節予報 早期天候情報 1ヶ月予報 3ヶ月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日3回(05、11、17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月) 随時
札幌管区気象台、函館・旭川・ 室蘭・釧路・網走・稚内地方気 象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警 報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11時、17時) 随時 随時
帯広測候所 (分担気象官署)	気象等に関する特別警報・警報・ 注意報 府県気象情報	随時 随時

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年6月2日法律第165号)、水防法(昭和24年6月4日法律第193号)、及び消防法(昭和23年7月24日法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア 種類及び発表基準

(ア) 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される（一部の市町村は分割）。

現象の種類	基準
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼び掛けられる。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

(イ) 気象警報の種類（発表基準は別表参照）

暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(ウ) 気象注意報の種類（発表基準は別表参照）

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると発表される。

（エ）地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

（オ）浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

（カ）洪水警報及び注意報（発表基準は別表参照）

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

（キ）水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、種類ごとに注意報、警報及び特別警報により代行する。

水防活動用気象警報	大雨警報、大雨特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

（ク）土砂災害警戒情報

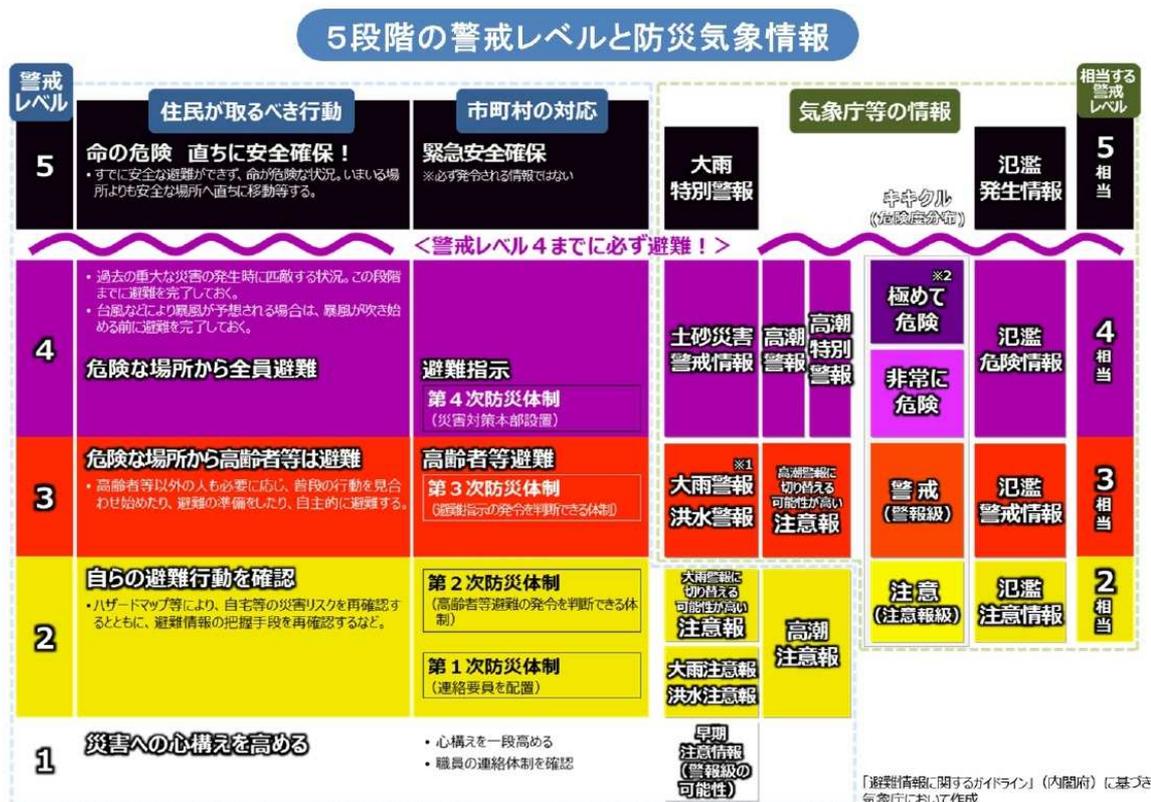
大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼び掛けられる情報で、十勝総合振興局と釧路地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

（ケ）指定河川洪水予報（水位の基準地点は別表参照）

河川が増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下、「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

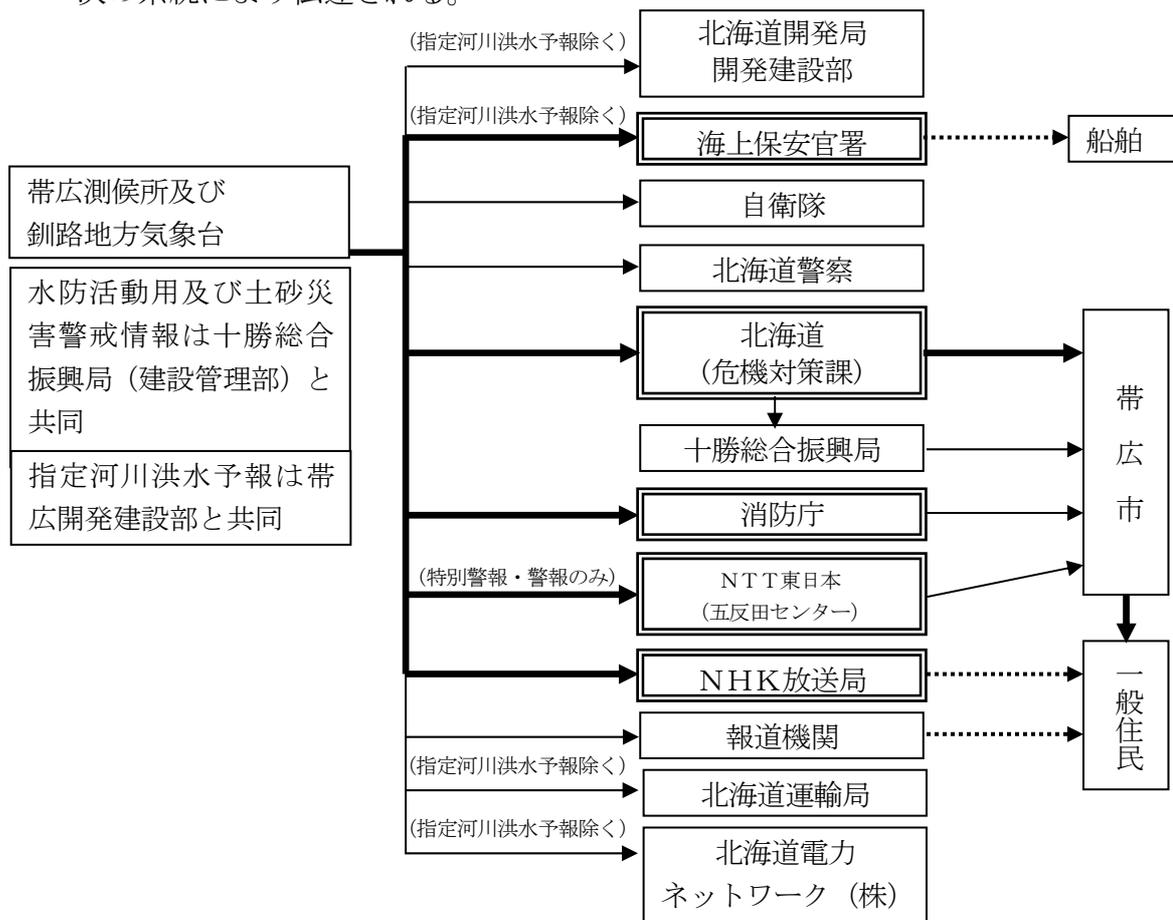
(コ) 防災気象情報と警戒レベル



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。
 ※2 「極めて危険」（暴）の発生するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃」は大雨特別警報が発令された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の範囲に活用することが考えられます。

イ 伝達

次の系統により伝達される。



- ※ 注
- (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知の措置が義務付けられている伝達
 - は放送・無線
 - ・「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信

(2) 火災気象通報の伝達及び通報基準（林野火災気象通報を兼ねる）

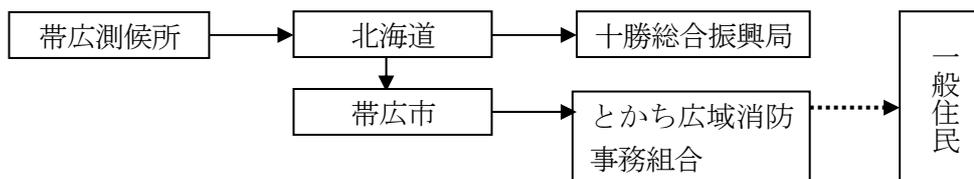
府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、気象官署から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、帯広市を經由してとちかち広域消防事務組合に伝達される。とちかち広域消防事務組合長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令することができるものとする。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第6節「林野火災対策計画」により実施する。

ア 伝達

次の系統により伝達される。



※ 注 ……→ は火災に関する警報を発令した場合

イ 通報基準

通報する基準は次のとおりである。

地域名	発表官署	通 報 基 準
十勝地方	帯広測候所	実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下の場合、若しくは、平均風速で 12m/s 以上が予想される場合とする。なお、平均風速が 12m/s 以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(3) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（十勝地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（釧路・根室・十勝地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（基本法第54条第1項及び第2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するように努力しなければならない。

(2) 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

(3) 市長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた市長は、帯広測候所に通報しなければならない。

別表

警報発表基準

警 報 名		基 準	
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	135
洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域=21.2、売買川流域=13.7、 機関庫の川流域=4.5、ヌップク川流域=6.9、戸蔦別 川流域=24.8、ウツベツ川流域=7.7、新帯広川流域 =2.8、柏林台川流域=5.4、第二柏林台川流域=4.3、 伏古別川流域=3.4、途別川流域=15.1
		複合基準	十勝川流域= (6、55.3)
		指定河川洪水予報 による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕
暴風		平均風速	20m/s
暴風雪		平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 40cm

注意報発表基準

注 意 報 名		基 準	
大雨		表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	91
洪水		流域雨量指数基準	帯広川流域=16.9、売買川流域=10.9、機関庫の川流 域=3.7、ヌップク川流域=5.5 戸蔦別川流域=19.8、 ウツベツ川流域=6.1 新帯広川流域=2.1、柏林台川流域=4.3 第二柏林台 川流域=3.5、伏古別川流域=2.6、途別川流域=12
		複合基準	ウツベツ川流域= (5、6.1) 十勝川流域= (5、46.3)
		指定河川洪水予報 による基準	十勝川〔共栄橋・帯広〕、 札内川〔第二大川橋〕
強風		平均風速	12m/s
風雪		平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融雪		60mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計	
濃霧		視程	200m
乾 燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%	
なだれ		①24時間の降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上で日平均気温 5℃以上	
低 温		4・5・10月：(最低気温) 平年より 5℃以上低い 11～3月：(最低気温) 平年より 8℃以上低い 6～9月：(平均気温) 平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続	
霜		最低気温 3℃以下	
着雪		気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

記録的短時間大雨情報発表基準

名 称	基 準	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、道及び帯広市は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、国、道及び市は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、市は、市の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うものとする。また、道、市及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び一般住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 市長及び防災関係機関の長は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努めるものとする。
- (2) 市長は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとし、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な各種データや過去に起こった大規模災害の教訓を発信するものとする。
また、地域における自主的な防災活動を推進するため、防災リーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

- ア 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における市民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- イ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。
また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送設備、インターネットの活用
- (3) 新聞、広報紙等の活用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (7) 研修、講習会、講演会等の開催
- (8) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 帯広市地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般知識
- (3) 災害の予防措置
 - ア 防災の心得
 - イ 火災予防の心得
 - ウ 台風襲来時の家庭の保全方法

- エ 農作物の災害予防事前措置
- オ その他
- (4) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア) (家庭内、組織内の)連絡体制
 - (イ) 気象予報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得
- (5) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (6) その他必要な事項

5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するものとする。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努めるものとする。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施するものとする。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等防災知識の普及に努めるものとする。

6 普及・啓発の時期

事業実施に当たっては、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 自主防災組織の育成等に関する計画

大規模災害時には、住民の避難行動による混乱、同時多発的災害の発生等、さまざまな状況が予想される。

このため、行政の対応には自ずと限界があり、災害時の被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に、乳幼児、障害者、高齢者等の要配慮者の安全確認、保護は緊急性を要することから、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚を図る機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動を実施するため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。その際、女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や事業所等と連携を行い、初期活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

2 事業所等の防災組織

- (1) 多数の客等が利用し又は従事する施設、並びに危険物を取り扱う事業所、及び自衛消防組織が法令により義務付けられている事業所は、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努めるものとする。
- (2) その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。
- (3) 地域の防災力向上のため、地域が行う防災対策に協力するなど、防災活動の推進に努めるものとする。

3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたところである。

なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班(町内会福祉部等の構成)が協力し、要配慮者に対する安全確保、避難誘導等に対応するよう努めるものとする。

4 組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図るものとする。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切に行動できるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得することが重要であることから、総合訓練を除く個別訓練として、次のような項目を掲げたところである。なお、この訓練を計画する際には、地域の特性を考慮するものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐために消火設備を使用して、消火に必要な技術等を習得する訓練

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する訓練

(エ) 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

(オ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練

(カ) 図上訓練

一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上による訓練

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多いと考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行うこと。

エ 自力で避難することが困難な避難行動要支援者の状況を掌握するとともに、災害時の支援体制づくりを行うこと。

オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等を実施すること。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、すばやく地域内住民の安否確認を行い、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ連絡するとともに、防災関係機関の提供する情報を周知、伝達して住民の不安を解消するなど、的確な応急活動を実施することが重要であることから、予め決定すべき事項を次に掲げる。

(ア) 連絡をとる防災関係機関

(イ) 防災関係機関との連絡のための手段

(ウ) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(エ) 避難場所へ避難した後においては、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて連絡し、混乱・流言飛語の防止にあたること。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を構ずることや、火災が発生した場合には、消火器などによる初期消火に努めることを呼びかけるものとする。

ウ 救出救護活動の実施

建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送するものとする。

エ 避難の実施

市長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という）が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導するとともに、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする。

オ 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Do はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市等が実施する給水及び救援物資の配布活動に協力するものとする。

(3) 要配慮者の援護活動

災害時には、要配慮者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。

5 防災資機材等の整備

自主防災組織が災害時に応急活動あるいは避難行動等をとるためには、日頃から組織として必要な資機材等を備えておくことが望ましい。

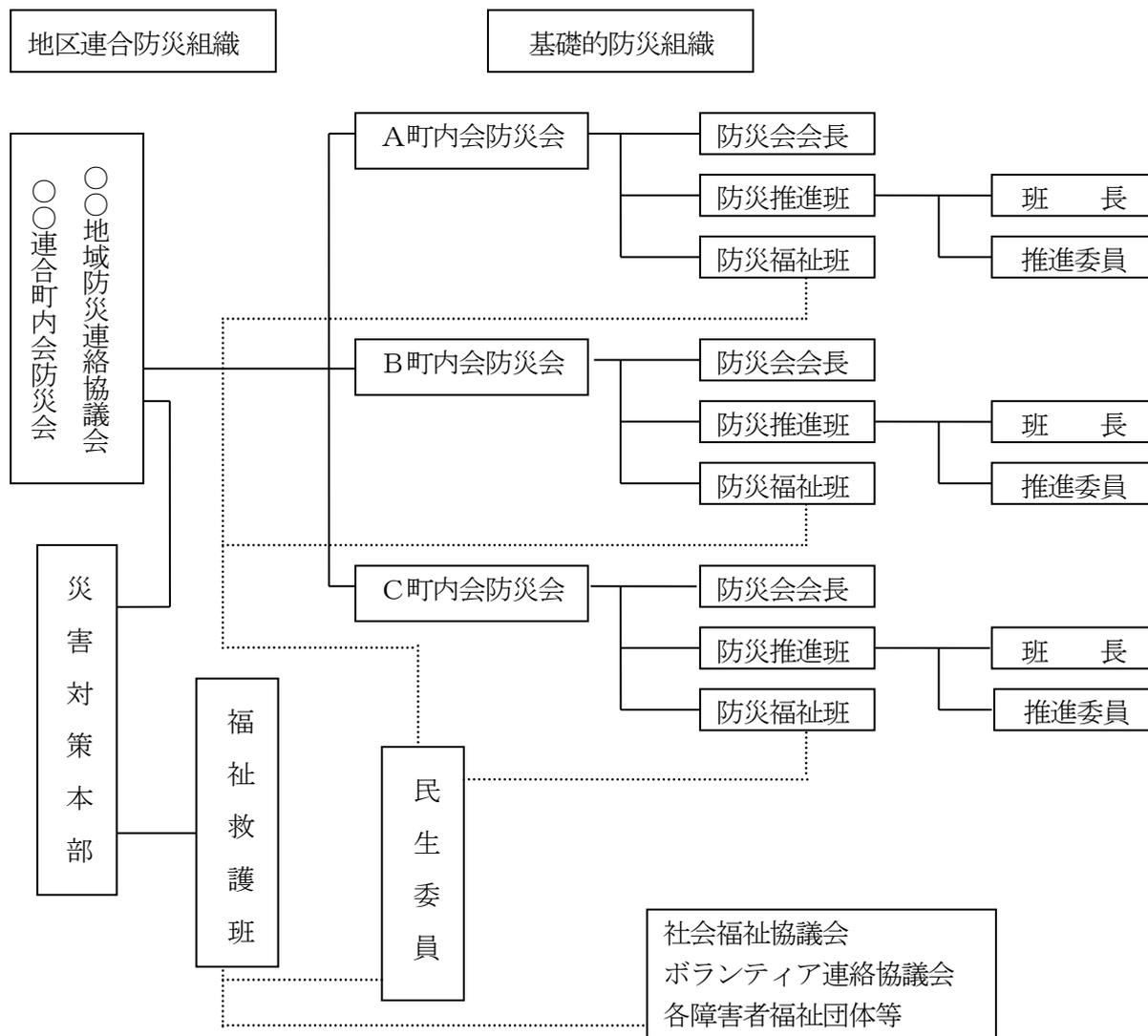
6 自主防災組織の育成支援

市は、自主防災組織の育成と活動促進を円滑に推進するため、支援を行うものとする。

(1) 防災知識の普及のための研修会等の講師や防火訓練等の指導にかかる職員等の派遣

(2) 防災活動に対する助成

組織編制例



- (1) 地域防災連絡協議会……①避難場所地域の防災会で構成し、地域内防災推進方策の検討、相互連絡調整を行う。
- (2) 防災会会長……①町内の防災組織の総括責任者、市又は本部との連絡調整のための総括者。
- (3) 防災推進班……①災害時の町内における住民の安全、被災状況等の掌握並びに救急機関等への通報の任にあたる。
②避難の誘導指示にあたる。
③日常活動として町内住民の防災意識の啓蒙普及、指導を行う。
- (4) 防災福祉班……①町内会福祉部等で構成する。
②町内における障害者、独居老人の安否確認、安全確保にあたるとともに民生委員と連携をとる。
③防災推進班と連携して障害者、独居老人等の要配慮者の避難誘導にあたるとともに、状況に応じてボランティア等の要請を行う。
④日常活動として、障害者及び独居老人等の防災対策を検討し、町内住民に啓発する。

第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、次に定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、公共的団体の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれの災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 災害通信連絡訓練
- (3) 水防訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 避難救助訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 防災図上訓練
- (8) 応援・受援訓練
- (9) その他災害に関する訓練

3 市及び防災会議が実施する訓練

市及び防災会議は、各関係機関と緊密な連携のうえ訓練を実施するものとし、その区分及び実施方法は概ね次のとおりである。

区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管
総合防災訓練	年 1 回 以 上	指定避難 場所ご との地域	各関係機関と一体となって、想定被害により震災、水防、災害救助等の訓練を総合的に実施する。	防災会議 帯広市
災 害 通 信 連 絡 訓 練	適 時	防災関係 機関相互	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。	防災会議 帯広市 消防機関
水 防 訓 練	水害発生 多発時期前	水害危険 地 域	図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等のほか、消防職団員の動員をおり込んだ訓練を実施する。	防災会議 帯広市 消防機関

消 防 訓 練	火災発生 多発時期前	火災危険 地 域	図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立退き、救 出救助、消火の指揮系統の確立、広 報情報連絡等をおり込んだ訓練を 実施する。	消防機関
避難救助訓練	適 時	指定避難 場所ごと の区域 適当な 地区場所	図上又は実施訓練 水防訓練又は消防訓練にあわせて 避難の指示、伝達方法、避難の誘導、 避難所の防疫、給水給食等をおり込 んだ訓練を実施する。	帯広市 消防機関
非常招集訓練	適 時		図上又は実施訓練 実施対策本部各班員及び消防機関 の招集訓練を実施する。	帯広市 消防機関
応援・受援訓練	適 時	その都度	図上又は実施訓練	防災会議 帯広市 消防機関
その他災害に 関する訓練	適 時	その都度	その他災害に関する訓練を実施す る。（他の関係機関で実施する訓練 について協力）	防災会議他

注) 細部についてはその都度決定する。

4 民間団体等との連携

市及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第4節 避難行動要支援者対策計画

災害時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、市及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

(1) 市の対策

市は、防災担当部や福祉担当部をはじめとする関係部の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、個別計画及び避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

なお、市では災害に対する避難行動要支援者への配慮について定めた「おびひろ避難支援プラン(平成22年2月22日)」に基づく支援体制の確立を進める。

ア 個別計画の作成

市は、防災や福祉などの関係する部署のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿(以下「要支援者名簿」という。)の作成。

要支援者名簿作成にあたっては、次の項目について定めるものとする。

(ア) 要支援者名簿に記載する者の範囲

- ① 要介護認定3以上の方
- ② 視覚・聴覚障害1級、2級の方
- ③ 上肢・下肢・体幹機能障害1級 又は 呼吸器機能障害1級の方
- ④ 療育手帳Aを所持する方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ⑥ 指定難病患者のうち、以下に該当する方

在宅人工呼吸器使用患者、酸素濃縮器使用患者、訪問支援対象疾患患者

ただし、訪問支援対象疾患患者については、以下のいずれかに該当する方

・ADL(日常生活動作)全介助または一部介助を必要とし、本人・家族共に災害認知・

避難行動が困難な方

・ADL 自立または一部介助の方中、独居または、1日の大半を1人で過ごす方(避難時に配慮が必要な方)

⑦ その他、避難支援が必要と認められる方

(イ) 要支援者名簿作成の記載事項

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする理由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(ウ) 要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

- ① 介護高齢福祉課 要介護認定者情報
- ② 障害福祉課 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳所有者情報
- ③ 戸籍住民課 転居等情報
- ④ 北海道知事その他の者 要支援者名簿作成に必要があると認められる情報

(エ) 要支援者名簿等の更新に関する事項

市は、関係部署からの情報のほか、地域支援者等からの情報を基に、要支援者台帳等の更新を行い、適宜情報共有先に提供する。

ウ 要支援者名簿情報の提供

平常時における要支援者名簿情報の提供については、要支援者名簿に記載されている者のうち、避難行動要支援者の同意を得ている者の要支援者名簿情報とし、市関係部局以外には避難支援等関係者へ情報提供を行うこととする。

災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、上記によらず、市関係部局及び避難支援等関係者に避難支援等の実施に必要な限度で避難行動要支援者台帳情報を提供する。

(ア) 消防機関(消防署、消防団)、警察

(イ) 民生委員・児童委員

(ウ) 社会福祉協議会

(エ) 地域包括支援センター

(オ) 連合町内会、単位町内会

(カ) 自主防災組織

(キ) 個別計画作成協議会

(ク) 福祉事業所、福祉専門職

(ケ) その他、避難行動要支援者支援等に携わる団体等

エ 要支援者名簿情報を提供する場合の配慮

要支援者名簿の漏えい防止のため、必要な措置を要支援者名簿情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるものとする。

オ 避難行動要支援者に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

カ 避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めるものとし、避難所や避難路の選定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮する。

また、避難支援等関係者の安全確保についても配慮する。

キ 避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ク 避難行動要支援者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福祉避難所」という。)を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組むものとする。

(2) 社会福祉施設等の対策

ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が要配慮者であり、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

イ 社会福祉施設等の管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にするものとする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保するものとする。

また、平常時から市との連携の下に、施設相互間及び他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制の強化に努めるものとする。

ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整えるものとする。

エ 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施するとともに、施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施するものとする。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

オ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、帯広市地域防災計画に名称等の定めがある要配慮者利用施設の管理者は、水防法及び土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)の規定に基づき、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施するものとする。(資料編 資料4-2)

2 援助活動

市は、避難行動要支援者の早期確認等に努めるとともに、状況に応じた適切な援助活動を行うものとする。

(1) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求めるものとする。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難所等への移送

避難行動要支援者を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に勘案し、必要に応じて以下の措置を講ずるものとする。

ア 避難所若しくは福祉避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行うものとする。

(6) 応援要請

避難行動要支援者の把握状況に応じ、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請するものとする。勘案

3 外国人への支援対策

市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「要配慮者」として位置づけ、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。

(1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実

(2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化

(3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施

第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画

災害時においては、時間の経過とともに食料等をはじめ様々な物資の確保や応急資機材が必要となってくる。しかしながら、災害時の混乱した状況で調達することは非常に困難を伴い、かつ、調達の遅れから被災地域における応急活動に甚大な影響を及ぼすおそれもある。このため、平素から必要な物資や資機材等の備蓄及び確保について十分な配慮をし、緊急時に迅速、適切に必要な措置がとれるように努めるものとする。

1 食料等の確保

- (1) 市は、予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努めるものとする。
- (2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。
- (3) 市は、避難所での感染症の拡大防止のため、マスク、消毒液等の衛生用品の確保に努めるものとする。
- (4) 市は、備蓄に当たっては、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮するほか、アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮するものとする。また、厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図るものとする。
- (5) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定するものとする。

2 防災資機材の整備

道、市及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、市は非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、市の整備の取組を支援し、補完する。

3 備蓄倉庫及び分散備蓄の状況

災害に備えて救援物資及び応急対策用資機材の保管をするため、平成7年度に備蓄倉庫を建設するとともに、令和3年度に拠点備蓄倉庫と指定避難所備蓄品収納物置を整備し、避難所開設時及び運営初期に必要な資機材は各指定避難所の備蓄品収納物置に配備し、その後必要になる資機材及び食料等を拠点備蓄倉庫に集積する体制を整えている。また、農村部に対する対策として大正地区のコミュニティ施設に救援物資等の備蓄をしている。その他、自主防災組織の育成にあわせ、避難所ごとに救援物資の分散備蓄を進めている。

(1) 備蓄倉庫の概要

① 帯広市災害用資機材備蓄倉庫

所在地 帯広市南町南6線46番地（道路維持課道路車両センター敷地内）
 完成年月日 平成7年11月1日
 構造と規模 鉄骨造り平屋建 108 m²

② 帯広市拠点備蓄倉庫

所在地 帯広市西17条南6丁目6-52（陸上自衛隊帯広駐屯地官舎北側）
 完成年月日 令和4年3月1日
 構造と規模 鉄骨造2階建 1,080 m²

(2) 指定避難所の倉庫(物置)

平成21年度以降、避難所で必要な備蓄品及び自主防災組織でも使用できる救助・救出資機材を各指定避難所に設置したほか、令和3年度に感染症対策資機材及び避難所開設時と運営初期に必要な資機材を配備するための備蓄品収納物置を各指定避難所(帯広市総合体育館及び市民活動プラザ六中は建物内に収納)に設置している。

(3) 農村部の備蓄拠点づくり

農村部に救援物資の備蓄拠点を設ける必要があることから、大正農業者トレーニングセンターを活用するとともに、救援物資の供給体制等に万全を期するものとする。

4 企業・業界団体との優先供給協定等の締結

災害救援用物資の備蓄には、保管場所や保存期間等の関係から、帯広市のみで備蓄するには自ずと限界がある。また、積雪寒冷の地にある本市の地域特性から、冬期間での災害発生に対応する暖房機器等や暖房用燃料確保については具体的対策が不可欠である。さらに、物資等の輸送供給にも十分な対応ができないことが予測されることから、関係する民間企業や業界団体等とあらかじめ協定を締結し、食料や応急物資の確保に万全を期しているところである。

(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況

協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日
災害時における応急照明器具等の優先供給に関する協定	千代田デンソー株式会社	平成7年10月27日
災害時における大型暖房機器等の優先供給に関する協定	宮本機械株式会社	平成7年10月30日
災害時における軽自動車輸送に関する協力協定	赤帽帯広軽自動車運送協同組合	平成17年7月6日
災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	一般社団法人 十勝地区トラック協会	平成18年3月24日
災害時における応急対策等の協力に関する協定	帯広空調衛生工事業協会	平成18年9月22日
災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定	生活協同組合コープさっぽろ	平成19年4月23日
災害対応型自販機による協働事業に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	平成19年8月3日
災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定	イオン北海道株式会社	平成20年2月14日
災害時におけるエルピーガス等の応急・復旧活動の支援に関する協定	一般社団法人北海道エルピーガス協会十勝支部	平成22年10月29日
災害時における飲料水の供給に関する協定	北海道ペプシコーラ販売株式会社	平成23年9月1日
災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	北海道公衆浴場業帯広浴場組合	平成24年1月26日
災害時における石油類等の優先供給に関する協定	帯広地方石油業協同組合	平成24年6月4日
災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	北海道建設機械レンタル協会帯広支部	平成24年11月9日

協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日
災害時における飲料の供給に関する協定	(株)伊藤園	平成25年6月7日
災害時における畳の供給に関する協定	(株)伊吹畳内装	平成25年10月21日
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成28年4月20日
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成29年2月15日
災害時における段ボールベッド等の供給に関する協定	北海道森紙業株式会社帯広工場	平成29年8月22日
災害時における応急生活物資の供給及び駐車場の利用等に関する協力協定	マックスバリュ北海道株式会社	平成29年10月13日
災害時の一般用医薬品等の物資供給に関する協定	株式会社サンドラッグプラス	平成30年1月5日
災害時における物資輸送の協力に関する協定	ヤマト運輸株式会社	平成30年7月3日
災害時における倉庫及び駐車場の利用等に関する協定	帯広地方卸売市場株式会社	平成30年7月3日
大規模災害時における支援活動に関する協定	一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワーク	平成31年3月6日
災害時における自動車及び付属機器の貸与に関する協定	釧路トヨタ自動車株式会社	令和元年12月4日
災害時における福祉用具等の供給に関する協定書	一般社団法人日本福祉用具供給協会	令和2年3月31日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	トヨタモビリティ帯広株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	十勝三菱自動車販売株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	帯広日産自動車販売株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	帯広三菱自動車販売株式会社	令和2年4月24日
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	ネッツトヨタ帯広株式会社	令和2年4月24日
災害時における応急生活物資の供給に関する協定	明治安田生命保険相互会社	令和4年10月31日

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次に定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 市は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所、避難経路や避難所に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は日ごろから市民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 道及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞りにおける被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (4) 道及び市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (6) 道及び市は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- (7) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、市は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関して住民等への周知に努めるものとする。
- (8) 道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順を定めるものとする。
道と市は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

2 避難場所・避難所等の確保

市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘察し、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、避難場所・避難所等を指定するものとする。

(1) 指定緊急避難場所

市は、災害時にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定するものとする。

ア 指定基準

(ア) 洪水災害

- a 洪水発生時の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。
- b 安全区域(浸水想定区域外または浸水深が 0.5m 未満の浸水想定区域)に立地していること。
- c 安全区域外に立地している場合は、河川氾濫に対して安全な構造であるとともに想定される洪水等の浸水想定水位以上の高さに避難者を受け入れる空間が確保できること。
 - ① 構造物は鉄筋コンクリート(RC)または鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)構造であること。
 - ② 浸水想定深による避難場所
 - ・ 想定浸水深が 0.5m 以上 3.0m 未満の場合は、2階以上
 - ・ 想定浸水深が 3.0m 以上 5.0m 未満の場合は、3階以上

(イ) 土砂災害

- a 土砂災害発生時の気象状況に対応するため、室内に滞在できること。
- b 安全区域(土砂災害危険箇所区域外)に立地していること。

(ウ) 地震災害

- a 地震災害発生時に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する施設または場所であること。
- b 建築物では、耐震構造が新耐震基準に適合または構造耐震指標(Is 値 0.6 以上)のものであること。
- c 周辺に、生命または身体に危険を及ぼすおそれのある施設、工作物等(危険物製造所・貯蔵所等)がないこと。

(エ) 大規模な火災

- a 大規模火災発生時に避難者を一時的に滞在できる適切な規模を有する場所であること。
- b 火災時の放射熱を回避し、避難者の安全を確保できる空間等を確保できること。
- c 周辺に、生命または身体に危険を及ぼすおそれのある施設、工作物等(危険物製造所・貯蔵所等)がないこと。

(2) 指定避難所

市は、災害の危険があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を指定避難所として指定するものとする。

ア 指定基準

- (ア) 避難するための立ち退きを行った被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (イ) 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (ウ) 想定される被害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (エ) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

(3) 広域避難場所

市は、主として大規模火災の災害から住民の安全を確保するための避難場所として広域避難場所を指定するものとする。

広域避難場所は、指定緊急避難場所として指定するものとする。

(4) 代替避難所

市は、指定避難所の収容人数が不足しているときや災害が局地的な場合などに開設する避難所として指定するものとする。

ア 被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(5) 福祉避難所

市は、障害者や医療的ケアを必要とする者など避難生活を送る上で一定の配慮が必要な者を受け入れる施設を福祉避難所として指定するものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等に必要な配慮に努めるものとする。

ア 指定にあたっては、市内の社会福祉事業者等と協定締結に基づき確保するほか、必要に応じて、代替避難所等を活用する。

イ 福祉避難所は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とする。

(6) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の指定および解除

ア 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の管理者は、廃止、改築等により重要な変更を加えようとするときは、市長に届けなければならない。

イ 市は、当該指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所が廃止されたり、基準に合致しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。

ウ 市は、指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示を行う。

(7) 避難場所・避難所等の管理

ア 避難場所・避難所等を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと。

イ 避難場所・避難所等の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと。

ウ 休日・夜間等における避難場所・避難所等の開設に支障がないようにしておくこと。

(8) その他

ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。

イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、市有施設の駐車場や災害協定を締結すること等により、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

3 避難場所・避難所等の住民への周知

市は、住民に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 避難場所・避難所等の周知

ア 名称、所在地

イ 避難場所・避難所等への経路及び誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については観光入れ込み客対策を含む。）

ウ 避難時の携帯品等注意すべき事項

(2) 避難のための知識の普及

ア 平常時における避難のための知識

避難経路、家族の集合場所や連絡方法など

イ 避難時における知識

- 安全の確保、移動手段、携行品など
- ウ 避難後の心得
 - 集団生活、避難先の登録など

4 避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定

市長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ・Web ハザードマップ等の作成及び住民への周知

市長は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難指示等の意味と内容の説明、指定緊急避難場所及び指定避難所等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握、個別計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 避難場所・避難所等の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否

ウ 避難場所・避難所等への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み客対策を含む。）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 避難場所・避難所等の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア) 給水、給食措置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 暖房及び発電機用燃料確保

(オ) 負傷者に対する応急救護

(カ) 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備

カ 避難場所・避難所等の管理に関する事項

- (ア) 避難時の秩序保持
- (イ) 避難者の避難状況の把握
- (ウ) 避難者に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
- (エ) 避難者に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

- (ア) 防災無線による周知
- (イ) SNS を活用した周知
- (ウ) 広報車(消防、警察車両の出動要請を含む。)による周知
- (エ) 避難誘導者による現地広報
- (オ) 町内会等を通じた広報
- (カ) 通信機器等による周知

(4) 避難所運営

避難所運営において、市は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるほか、デジタル技術を活用し、避難者台帳(名簿)を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報の取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。

また避難者台帳(名簿)をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

6 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難する場所(避難場所、避難所)
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 冷暖房及び発電機の燃料確保の方法

7 施設の整備計画

- (1) 市民に対し平時から避難場所等を周知するため、「避難場所誘導標示板」の設置数を概ね消

火栓2本に1枚の割合を目処に整備するものとする。

また、避難場所における「避難場所標示板」は、設置場所の状況等を考慮し、基本的に避難場所等敷地内の四方に設置し、周知を図るものとする。

- (2) 避難所においては、混乱防止のため情報提供、指示伝達を適切に行う必要があることから、これらに対応するための施設に同報系無線を早期に整備し、災害に備えるものとする。

第7節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けること必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、市及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、大規模災害等が発生した際に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じたマニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

帯広市

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日ごろから道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

防災関係機関等

あらかじめ、道、市その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を調べておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 道及び市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図

るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

- (2) 道、市及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 道及び市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 道及び市は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。

1 防災会議構成機関

災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

2 市及び防災関係機関

- (1) 高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者など情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに有線系や携帯電話、衛星携帯電話、衛星インターネットも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

- (2) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用などにより、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から建築物を防御するため必要な措置事項は、次のとおりとする。

1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を適切に指定することで、商業地域等の火気の使用頻度が高い施設が密集する地域における延焼の防止を図るものとする。

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

市は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険等住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第10節 消防計画

大規模な火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織、運営及び活動等についての大綱についてはこの計画で定めるものとする。また、具体的な計画についてはとちち広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画で定めるものとする。

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防行政に係る事務事業を円滑、かつ迅速に行うためにとちち広域消防局、消防団をもって消防機関を組織する。

組織機構は、別表1のとおり。

(2) 非常時の組織機構

非常災害時の消防機関の防除活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するため、とちち広域消防局警防規程第8条第1号の規定による非常時災害警防対策計画に基づく消防体制をとるものとする。

(3) 非常時の定義

非常時とは、次の各号に掲げる場合をいう。

ア 火災警報が発令されたとき。

イ 帯広市災害対策本部が設置されたとき。

ウ その他異常気象等により災害による被害の発生危険が極めて高いとき

2 消防力整備計画

この計画は、市の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)及び消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)等に準拠して、予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画を立て、実施するものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備促進、先端技術の開発に努めるものとする。

現有消防施設状況は、別表2のとおりとする。

3 調査計画

大規模な火災等が発生した場合に、消防機関が適切に防衛活動を行うことができるよう地理、建物及び水利等について、次の区分により調査を行うものとする。

(1) 警防調査

地形、道路、建物、及び危険物施設等について行う調査

(2) 水利調査

消火栓、防火水槽、井戸等の消防水利について行う調査

4 火災予防

災害を未然に防止するため、火災の予防査察、消防用設備等の防火管理体制及び市民の自主的予防の徹底した指導を図り、防火思想の普及に努めるものとする。

(1) 予防査察

査察については、多数の者が出入りする防火対象物、及び要配慮者世帯を含めた一般住宅

の防火診断等を計画的に実施して、予防対策の万全な指導を図るものとする。

(2) 防火思想の普及

ア 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、映画会又は講演会の開催、防火チラシ及びポスター等の防火資料配布等防火思想の普及徹底に努めるものとする。

イ 民間防火組織による普及

町内会、職域自衛消防組織等の指導促進を図り、さらに防火管理協会、危険物安全協会等を通じ、積極的に防火思想の普及拡大に努めるものとする。

ウ 防火組織の育成、指導

各防火団体に対し、研究会、講習会等の開催を行うとともに、通報、消火、避難の指導等を実施し、防火組織の育成、強化に努めるものとする。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵その他取扱について指導するとともに、危険物安全協会を通じ防火、防災思想の向上とその対策を推進するものとする。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条に基づき建築物同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図るものとする。

5 警報発令伝達

気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、とちぎ広域消防局火災予防規程第24条の規定に基づき火災警報を発令するとともに、とちぎ広域消防局警防規程第56条の規定に基づくサイレン吹鳴等により伝達を行うものとする。

6 警防対策

(1) 非常参集

非直職員は、非常招集の命を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、それぞれの所属署所に参集し、業務の指示を受けるものとする。

ただし、交通遮断、その他の特別の事由により所属署所に参集することができないときは、最寄りの署所へ参集し所属長に報告、その指示に従うものとする。

また、参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故の規模により消火、救助等の活動が可能かどうか判断し、適切な処置をとるものとする。

(2) 消防通信連絡体制

災害等における情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、とちぎ広域消防局と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶、輻輳したときは、防災無線通信の活用、又は車両等の伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。

(3) 消防部隊の体制

消防部隊の出動は、事前に定められた消防部隊出動計画に基づき出動する。

(4) 火災防御対策

ア 初動時の処置

(ア) 市内の火災の早期発見にあたるとともに、状況に応じて管轄区域内の警戒を実施し、災害状況の収集にあたる。

(イ) 大きな被害が予想される場合、対策本部、警察等から主要道路、橋梁等の被害状況を

速やかに収集し、出動経路の確認、確保を行う。

イ 火災防御活動

- (ア) 延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所、避難経路確保の防御を行うものとする。
- (イ) 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先し防御にあたるものとする。
- (ウ) 大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災を鎮火した後、消防部隊を集中して防御を行うものとする。
- (エ) 大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建築密集地区への延焼防止を優先するとともに、延焼防止線の設定を行うものとする。

7 消防応援出動

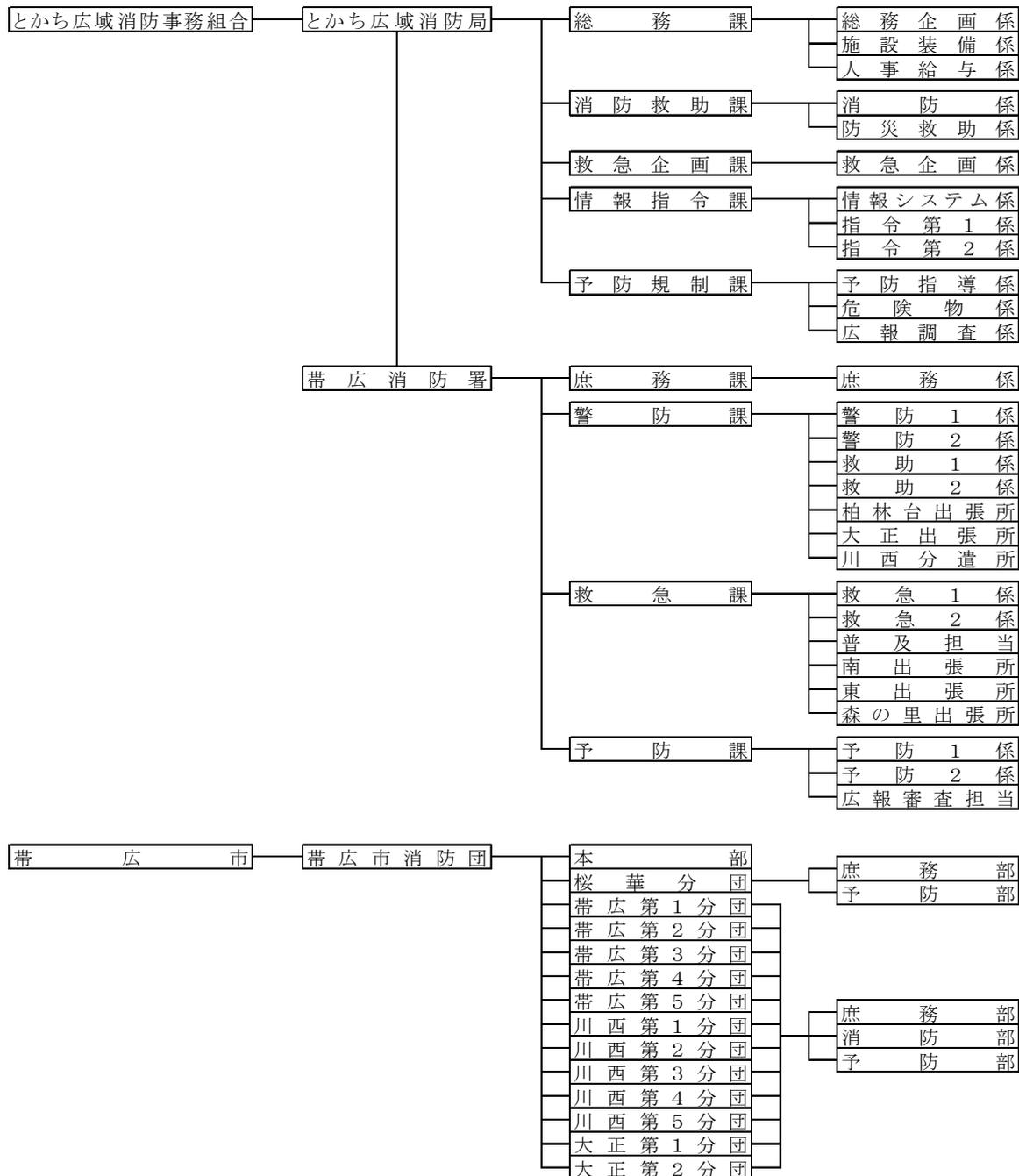
- (1) 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づく応援
- (2) 北海道広域消防相互応援協定に基づく応援

8 教育訓練

消防職員・消防団員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の拡充強化とともに、職員・団員の資質と能力の向上を図り、学術、技能の修得、体力、気力の錬成、規律を保持し、能率的な防災活動を遂行でき得るよう、教育訓練を計画的に実施するものとする。

別表1

消 防 機 構



別表2

(1) 庁舎

名 称	所 在 地
とがち広域消防局	西6条南6丁目3-1
帯広消防署	西6条南6丁目3-1
柏林台出張所	柏林台西町2丁目2
南出張所	西17条南41丁目5-9
大正出張所	大正本町西1条1丁目2-3
東出張所	東7条南11丁目1-3
森の里出張所	西22条南4丁目1-3
川西分遣所	清川町西2線128-10

名 称	所 在 地	
団本部	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	
桜華分団	西6条南6丁目3-1 消防庁舎内	
帯 広 地 域	帯広第1分団	東7条南11丁目1-3 東出張所内
	帯広第2分団	西17条南41丁目5-9 南出張所内
	帯広第3分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内
	帯広第4分団	柏林台西町2丁目2 柏林台出張所内
	帯広第5分団	西23条南1丁目101
川 西 地 域	川西第1分団	川西町西2線59-43 川西合同庁舎内
	川西第2分団	上帯広町西1線76-5
	川西第3分団	広野町西2線149
	川西第4分団	清川町西2線128-10 川西分遣所内
	川西第5分団	上清川町西1線183-21 戸蔭林業センター内
大 正 地 域	大正第1分団	大正本町西1条1丁目2-3 大正出張所内
	大正第2分団	愛国町基線41-85

(2) 消防職員・団員及び消防車両

人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車 両	合 計
						は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車				
と か ち 広 域 消 防 局	64										1	3	4
帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26
本 署	86	1	1			1	1	1	1	1	1	5	13
柏 林 台 出 張 所	24	2								1			3
南 出 張 所	26	1			1					1			3
大 正 出 張 所	14	1								1			2
東 出 張 所	20	1								1			2
森 の 里 出 張 所	20							1		1			2
川 西 分 遣 所	2											1	1
帯 広 市 消 防 団	344	7	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12
本 部	7												0
桜 華 分 団	19												0
帯 広 第 1 分 団	32			1									1
帯 広 第 2 分 団	30		1										1
帯 広 第 3 分 団	33		1										1
帯 広 第 4 分 団	26		1										1
帯 広 第 5 分 団	22		1										1
川 西 第 1 分 団	25	1											1
川 西 第 2 分 団	26	1											1
川 西 第 3 分 団	22	1											1
川 西 第 4 分 団	23	1											1
川 西 第 5 分 団	20	1											1
大 正 第 1 分 団	36	1											1
大 正 第 2 分 団	23	1											1

※令和6年4月1日現在

※とちかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。

(3) 水利

	区 分	基 数	合 計
消 火 栓	公設	1,742	1,827
	私設	85	
防火水槽	公設	48	133
	私設	85	
井 戸	公設	33	

※令和6年4月1日現在

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は次のとおりとする。

1 現 況

本市の河川数は、1級河川が26本、準用河川が5本、普通河川が90本となっている。

このうち、水防上特に注意を要する重要水防箇所は、154箇所(令和6度)(帯広市水防計画「資料編」に掲載)となっている。

2 予防対策

国、道、及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。また、市内を流れる重要水防箇所を有する河川及び水位周知河川については、堤防の決壊、漏水、越水等が発生する可能性や、洪水により相当な損害が生ずるおそれがあることを踏まえ、「災害が発生するおそれがあり特に警戒を要する河川」として河川監視を随時実施するほか、河川管理者と連携して災害予防策を講じ、河川の管理に万全を期するものとする。

さらに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下空間施設及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配付その他の必要な措置を講じるものとする。

市内を流れる重要水防箇所を有する河川及び水位周知河川

重要水防箇所を有する河川	十勝川、札内川、帯広川、然別川、戸蔦別川、売買川、新帯広川、ウツベツ川、伏古別川、柏林台川、第二柏林台川
水位周知河川	帯広川、ウツベツ川、売買川、新帯広川、柏林台川、途別川

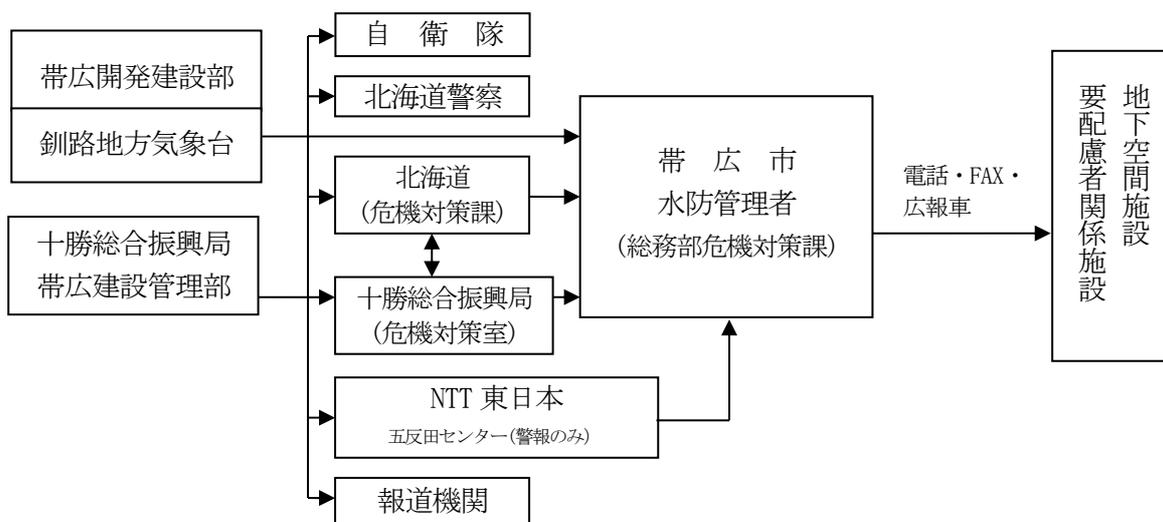
3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した帯広市水防計画の定めるところによる。

4 要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達

市は浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他特に防災上の配慮を要する要配慮者が利用する施設(資料編 資料4-2)について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう、洪水予報等を電話、FAX、広報車により施設管理者に伝達するとともに、避難誘導等を実施する。

伝達系統図



第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、次のとおりとする。

1 予防対策

国、道及び市は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道

風害を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

(2) 北海道、帯広市

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の生育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

(3) 帯広市、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪等の災害時における防災関係機関の業務については次のとおりとする。

1 実施責任者

- (1) 一般国道で北海道開発局所管にかかわる道路は、帯広開発建設部が行う。
- (2) 一般道道で北海道所管にかかわる道路は、十勝総合振興局帯広建設管理部が行う。
- (3) 市道については、「帯広市雪害対策要綱」に基づき、帯広市が行う。
- (4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。

ア 北海道開発局所管

種別	除雪目標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	二車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	一車線確保を原則として、必要な避難場所を設ける。 夜間除雪は行わない。

イ 北海道所管

種別	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	<ul style="list-style-type: none"> ・二車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 ・異常降雪時には降雪後5日以内に一車線確保を図る。
第2種	500～1,000台/日	<ul style="list-style-type: none"> ・二車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、一車線幅員で待避所を設ける。 ・異常降雪時には約10日以内に二車線又は一車線確保を図る。
第3種	500台/日以下	<ul style="list-style-type: none"> ・一車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

ウ 市所管

種類	道路形状	除雪目標
第1種	4車線 幹線道路。片側2車線の道路	車道幅員の70%以上確保する。
第2種	2車線+停車帯 準幹線道路。片側1車線のほか、側線により概ね車両1台分の停車スペースがある道路。	車道幅員の70%以上確保する。
第3種	2車線 補助幹線道路。片側1車線のほか、側線により路肩が設けられているが、停車スペースがない道路。	車道幅員の70%以上確保する。
第4種	生活道路 幹線・準幹線・補助幹線道路以外の道路。	4.0m～5.0mもしくは、用地幅員の60%以上確保する。
歩道除雪		歩行に支障とならない路面状況を確認し、除雪幅は、除雪機械の幅とする。

(5) 市除雪出動基準

降雪量 10～15 c mを出動の目安とし、通勤通学時間帯までに終了することを目標とする。
 なお、風による吹き溜まりが発生したとき、又は火災及び急病人の発生等で緊急車両が積雪等のため走行できないときは、その都度出動する。

(6) 交通規制

警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止、駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

2 排 雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、特に次の事項に配慮するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。

やむを得ず道路側面等を使用する場合は、車両の待避所を設ける等、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議のうえ、決定するものとし、投下には溢水災害等の防止に努めなければならない。

(3) 雪捨場の指定状況

	指 定 場 所	所 在 地	面 積
1	十勝川雪捨場	帯広市西18条北3丁目	40,000 m ²
2	札内川（愛国）雪捨場	帯広市愛国町南9線	19,500 m ²
3	札内川（大正）雪捨場	帯広市富士町基線19号	2,500 m ²

3 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予報（注意報を含む。）、警報、現地情報等を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

(1) 市長は、「帯広市雪害対策要綱」に従い、早期かつ総合的な雪害対策を講じるものとする。

(2) 市長は、現地状況調査及び孤立地区との連絡の必要があると認めるときは、除雪機械等を出動して、事態に対処するものとする。

(3) 市長は、路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車を機械力で救出するように努めるが、不可能なときは乗員を救出して避難収容することとする。

4 各交通機関の措置

(1) 各バス交通機関

各バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

(2) 北海道旅客鉄道(株)

ア 旅客列車が渋滞又は不通となった場合は、前後ダイヤを勘案し、必要な処理をするものとする。

イ 長時間にわたる不通の場合の乗客に対する食料供給は、北海道旅客鉄道(株)から市災害対策本部に依頼のあった場合に実施する。

ウ 乗客中、病人、乳幼児、老人等避難収容の必要があると認められる者を優先に、必要な手配を行うものとする。

《 帯広市雪害対策要綱 》

1 目 的

この要綱は、異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪災害に対処するため、市地域防災計画に定めるところに従い、各部の業務を明らかにし、雪害対策を早期かつ総合的に推進することを目的とする。

2 常備体制

各部は、降雪、豪雪、暴風雪に対処し、常に常備の体制を整えて、その概要を総務部に報告するものとする。

なお、各部の対策は次のとおりとする。

(1) 危機対策課

ア 気象予報（注意報を含む。）、警報、情報等の受理、伝達について市地域防災計画に定めるところにより、その対策の万全を期するよう伝達系統を明確にしておくこと。

イ 情報の収集に努めること。

ウ 各班報告事項のとりまとめ及び処理状況の把握に関すること。

エ 対策本部設置、非常配備体制（雪害対策連絡部）については、都市環境部と協議し、市長の指示を求めること。

オ 交通事故防止対策推進のため、積雪の排除については、商工会議所、警察署等の関係機関及び商店街、町内会等住民組織との連携を図り、これを常時運動として展開すること。

カ 他班との協力体制の調整に関すること。

(2) 道路維持課

ア 常に降雪等の状況及び職員の出動体制を整えておくこと。

イ 路線別に除雪計画をたてておくこと。

ウ 車両を整備し配車計画をたてておくこと。

エ 他班車両及び職員の協力受入体制を整えておくこと。

オ 民間車両所有者を把握し、緊急時における借上げ体制を整えておくこと。

カ 雪捨場所の設定及びその整備に努めること。

キ 国・道その他関係機関とあらかじめ連絡調整を行っておくこと。

ク 雪捨場所について市民への周知及び協力要請等に関すること。

(3) 観光交流課

ア 空港及び駐車場等の除排雪について、関係機関と協議し、あらかじめ計画を立てておくこと。

(4) 消防課

以下の事項について、とちかち広域消防局との連絡調整を行う。

ア 市民の防火心を高めるため広報車、放送機関、報道機関を通じ火災の予防に努めること。

イ 水利の万全を図るため消火栓、防火貯水槽、防火井戸の除雪を早急に進めるよう配慮するとともに、周辺に雪を捨てないよう協力を求めること。

ウ 救急患者輸送のため、交通路の確保について道路維持課と協議しておくこと。

また、豪雪時にあつては一般急患についてもその対象とするよう配慮しておくこと。

エ 住家の倒壊、雪崩等に伴う人的災害の発生した場合の出動体制（最寄りの消防団員の招集を含め）について配慮すること。

3 緊急時体制

(1) 雪害対策本部

異常降雪により、交通障害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、除雪作業を適正かつ円滑に実施するための啓蒙、指導を積極的に進めるため、庁内に「帯広市雪害対策本部」を設置し、次により緊急実施体制に入るものとする。

ア 本部長

(ア) 雪害対策本部の本部長は都市環境部長があたる。

(イ) 本部の総括及び連絡調整の業務は都市環境部土木室管理課が行うこととする。

イ 構成及び担当業務

広報広聴課	①報道機関との連絡に関すること。 ②市民に対する除排雪情報及び協力依頼の広報に関すること。
市民活動課	①市民に対する除排雪の協力依頼等に関すること。
総務部危機対策課	①雪害対策計画に関すること。 ②気象の情報収集・伝達に関すること。 ③路上駐車等の交通対策に関すること。 ④冬道の交通安全の指導に関すること。
総務部消防課	①消防機関との連絡調整に関すること。
川西支所	①川西ステーションの支援に関すること。
大正支所	②大正ステーションの支援に関すること。
都市環境部管理課	①雪害対策本部に関する総括。 ②除排雪の指導及び相談に関すること。 ③市民からの除雪依頼の受理・伝達に関すること。 ④道路維持課及び協力課との連絡調整に関すること。 ⑤除排雪の補助に関すること。
土木課	①除排雪の指導及び相談に関すること。 ②除排雪の補助に関すること。
道路維持課	①除雪の実施に関すること。 ②市民からの除雪の相談及び苦情等の処理に関すること。 ③協力課及び除雪関係機関との連絡調整に関すること。
都市環境部各課	①除排雪の業務補助に関すること。
清掃事業課	①降雪時のごみ収集に関すること。
介護高齢福祉課	①独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関すること。
障害福祉課	①独居老人・障害者の被害調査及び安全確保に関すること。
観光交流課	①広報活動に関すること。
上下水道部水道課	①広報活動に関すること。
下水道課	①広報活動に関すること。
学校教育課	①スクールバスの運行に関すること。 ②小中学校の臨時休校等に関すること。

(2) 除雪の推進

ア 交通路の確保

道路維持課は、除雪に対して気象条件及び降雪の状況を常に把握し、かつ常備計画に従い、交通路の確保のため、除雪の推進に努めなければならない。

また、現有機能をもって、緊急に交通路の確保が困難と判断したときは、民間の車両を借上げ、これに対処するものとする。

イ 除雪実施の方針

除雪車の運行路線及びその順位は、基本方針に従いあらかじめ定めるところによる。
ただし、気象条件、降雪の状況により関係機関と協議のうえ変更することができる。

ウ 病人搬送、火災等で緊急に交通路の確保の要請があった場合は、優先的かつ速やかに対応するよう措置することとする。

(3) 排雪の促進

ア 排雪作業は、市独自の排雪及び市民の協力による排雪を2通りとし、次によるものとする。

(ア) 市独自の排雪

降雪終了後に行うものとし、その範囲は交差点及びその附近とする。

(イ) 協力排雪

市民の協力体制があつて申し込みのあつたものについて運搬用の車両を提供し、その区域は概ね中心街とする。

4 帯広市災害対策本部の設置

災害対策本部の設置基準は、地域防災計画書第3章第3節「帯広市災害対策本部」に定めるところによるものとするが、概ね次のとおりとする。

ア 大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。

ウ 市民生活に大きな支障をきたすような状況が発生し、又は発生が見込まれるとき。

エ 雪害対策本部態勢だけでの対応が困難であり、全庁的に協力、動員を要する場合。

(1) 対策本部の組織態勢

対策本部の組織態勢については「帯広市災害対策本部」の定めるところによるものとし、全体的な総括事務は総務部総務班とする。

(2) 雪害対策連絡部

上記(1)の場合、状況により必要があると認める時は他班の職員を加え、総務部内に単独の「雪害対策連絡部」を設置することができる。

(3) 雪害対策連絡部は、次のことを行うものとする。

ア 気象予警報等情報の収集に関すること。

イ 雪害対策に関する各種情報の収集及び処理状況のとりまとめに関すること。

ウ 雪害時における関係機関、協力機関との連絡調整に関すること。

エ 除排雪の現況把握に関すること。

オ その他雪害対策の推進に関すること。

(4) 各部業務の推進

各部は、豪雪、暴風雪に対処し、交通路確保との関連において、関係機関との連携のもとに、次によりその手配に万全を期すものとする。

ア 総務部

(ア) 交通安全の推進

(イ) 交通事故防止の一環として街ぐるみ排雪運動の展開

イ 経済部

(ア) 生鮮食料品の確保対策

ウ 農政部

(ア) ビニールハウス等営農施設の倒壊防止対策

(イ) 牛乳搬出路確保対策 (ウ) 早期融雪（対春耕）の促進指導 エ 市民福祉部 (ア) 救急患者受入対策 (イ) 独居老人・障害者の安全確保対策 (ウ) ボランティアの除雪協力受け入れ対策 (エ) 豪雪時における排雪については、商店、町内会等の地域、商工会議所と一体のもと街ぐるみ運動を短期間に強力に推進 オ 都市環境部 (ア) 融雪時における溢水及び排水対策 (イ) し尿処理等清掃事業の推進 5 被害調査 各部（班）は、応急対策業務が概ね完了次第、速やかに次により被害状況を調査し、総務班にその都度報告するものとする。 (1) 市施設の被害については、その所管する班が行う。 (2) 商工業関係については、経済部、農業関係については農政部がそれぞれ行う。 (3) 市内における建築物被害については、政策推進部家屋調査第1班と都市環境部家屋調査第2班が行う。 6 除排雪機械配置状況 道路除排雪機械は市車両によるほか、民間委託により実施する。

5 積雪深観測所（河川情報センター提供）

観測所名	所在地	
帯広	帯広市西3条北3丁目3-16	十勝川

第14節 融雪災害予防計画

異常積雪下において春の融雪期の災害時の予防対策及び応急対策については、次のとおりとする。

1 気象情報等の把握

- (1) 総務部危機対策室危機対策課は気象官署関係機関と緊密な連絡をとり、市域内における降雪、気温の上昇状況に留意し、関係課に対し、的確な情報の提供に努めるものとする。
- (2) 都市環境部土木室管理課は、道路排水状況、並びに河川水位についての的確な情報の収集に努め、融雪出水の防止、予測に努めるものとする。

2 河川の警戒

都市環境部土木室管理課は、各河川について巡視警戒を図るものとする。

3 河道内障害物の除去

- (1) 都市環境部土木室管理課は、国、道の河川管理者に対し、北海道防災会議の定めるところにより、重要水防区域における河道内の除雪結氷の破砕等障害物を除去することについて要請するものとする。
- (2) 都市環境部土木室管理課は、市管理の河川について前項同様その対策をたてるものとする。

4 下水道及び樋門、樋管の点検

上下水道部各課は、融雪出水前に公共下水道の整備を図り、また下水道内の清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに樋門、樋管等の操作点検を実施するものとする。

5 道路の除雪等

都市環境部土木室道路維持課は、融雪、なだれ、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努めるとともに雨水柵周辺の砕氷、除雪等を行い、排水確保に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

6 浸水・汚水の除去

- (1) 都市環境部各課は、浸水地帯について、その対策を講じるものとする。
- (2) 都市環境部環境室清掃事業課は、浸水及び浸水除去に対し、全面的に協力し、し尿処理の市民要請に応じた対策を講じるものとする。

7 水防資機材の整備点検

都市環境部土木室道路維持課は、水防活動に迅速かつ効率的に対処するため、水防資機材の整備点検を行うとともに資機材調達先業者とも十分な打合せを行い、緊急時に対処しておくものとする。

8 道路の整備

都市環境部土木室道路維持課は、路上窪地及び溢水地について砂利散布等の対策を講じ、道路交通の阻害防止に努めるものとする。

第15節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりとする。

1 現 況

本市の土砂災害警戒区域は以下のとおり。

土砂災害警戒区域のみ (令和4年2月現在)

No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日
1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日
2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日
3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (令和4年2月現在)

No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日
1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日
2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日
3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日
4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日
5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日

2 予防対策

土砂災害警戒区域等では、大雨などにより山地の崩壊による土砂災害等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生するおそれがあるため、土砂災害等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、地域住民に対し、土砂災害等危険箇所の周知については、広報紙、防災マップなどの配布により、徹底を図るものとする。

3 土砂災害警戒情報の伝達等

1 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった場合に、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が共同で作成し、発表する情報である。

2 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が協議して行う。

(1) 発表基準

ア 大雨警報発表中に降雨の実況値及び数時間先までの予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合。

(2) 解除基準

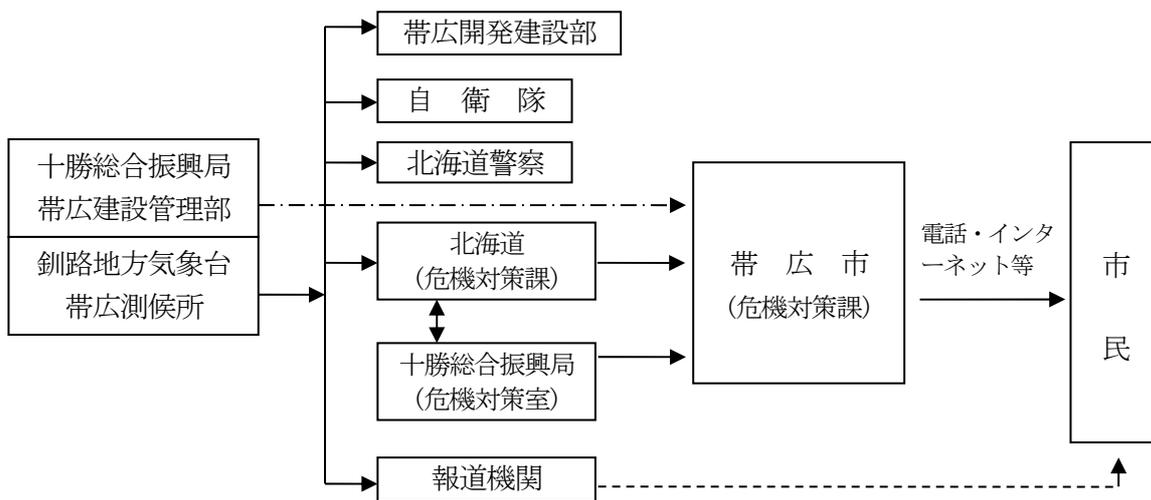
ア 降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想さ

れる場合。

イ 無降雨状態が長時間続いている場合。

4 土砂災害警戒情報の伝達系統

市は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに危険箇所の住民に伝達する。



※帯広建設管理部から帯広市へは「事前連絡」

5 避難施設

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、土砂災害が発生または発生のおそれがある場合の避難施設は、広野小学校、戸蔦林業センター、八千代農業センターとする。ただし、他の災害が複合的に発生または発生のおそれがある状態で、当該避難施設への避難が危険な場合は、他の指定避難所または指定緊急避難場所へ避難するものとする。(資料編1-2 指定緊急避難場所一覧参照)

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害時は、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害による被害の軽減に努めなければならない。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立されることから、市及び防災関係機関は、本章第13節に掲げる「帯広市雪害対策要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

2 交通の確保

災害時における、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施には、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、国、道、市の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するものとする。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

(2) 積雪期における避難所、避難路の確保

道、市及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、暖房器具等の備蓄や民間企業・団体と屋内用大型暖房機等の優先供給に関する協定を締結するなど、暖房器具等の確保に努めるものとする。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等の確保に努めるものとする。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者と

の協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

市は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

(2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅の整備については、積雪のため早期着工が困難となること及び避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期的対策を検討するものとする。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、それぞれの計画に基づき応急対策を実施し、被害の防止、並びに災害の拡大を防止するための災害応急対策計画を次のとおり定める。

第1節 災害情報収集・伝達計画

応急対策の実施のために必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等は、この計画の定めるところによる。

1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となることから、市及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・連絡システムのIT化などに努めるものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。

また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。

(1) 市防災会議の災害情報等収集及び連絡

市防災会議構成機関は、災害が発生し、又は発生のおそれのあるときは、別表に定める災害情報等連絡系統図により、市防災会議会長に報告するものとする。

(2) 市の災害情報等収集及び連絡

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局長に報告するものとする。

イ 市長は、警報、注意報、情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 市災害対策本部設置

ア 市が災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び防災関係機関へ連絡しなければならない。

イ 防災関係機関は、前項の連絡を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 道への通報

市及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・ 発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・ 災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・ 被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完

了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 被害状況が確定したとき

(3) 市の通報

- ア 市は、119番通報が殺到した時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁経由）へ報告するよう努める。

3 被害状況報告

災害時、市長は、別に定める「災害情報・被害状況報告取扱要領」に基づき十勝総合振興局長に報告するものとする。

ただし、市長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、消防庁にも直接報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、市長は通信の途絶等により北海道知事（十勝総合振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

被害状況等の報告

区分 回線	平日（9:30～18:15） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室
NTT回線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)

消防庁災害対策本部設置時の報告先

区分 回線	消防庁応急対策室・情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	03-5253-7510 03-5253-7553 (FAX)

参考

※直接即報基準に該当する火災・災害

- ・航空機、列車等の交通機関の火災
- ・危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
- ・死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある列車、バスの衝突、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故
- ・武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害及び武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

- ・震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない）
- ・自然災害が発生し、死者又は行方不明者が生じたもの

4 予報（注意報を含む。）、警報、情報等の収集伝達計画

（1）気象情報の伝達系統及び方法

帯広測候所から発表された予報（注意報を含む。）、警報及び情報等は、別図1「気象予警報等伝達系統図」により通報又は伝達するものとする。

ア 予報（注意報を含む。）、警報及び情報等は、通常の勤務時間中は総務部危機対策室危機対策課が受理統括する。

イ 勤務時間外は当直員が受理する。

ウ 予報（注意報を含む。）、警報及び情報等を受理した場合、警報又は災害へ繋がると予想される注意報については、受理者である危機対策課長は、速やかに関係部室課長等に連絡するものとする。

エ 連絡を受けた関係部室課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、必要に応じて関係機関、団体、学校等に対して、予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

オ 当直員が、予報（注意報を含む。）、警報及び情報等を受理した場合、次に掲げる予報（注意報を含む。）、警報及び情報等については速やかに危機対策課長に報告し、災害へ繋がると予想される場合は、関係部室課長に連絡するものとする。

受理した予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の通報文は当直明けの際、危機対策課長（総務班長）に引き継ぐものとする。

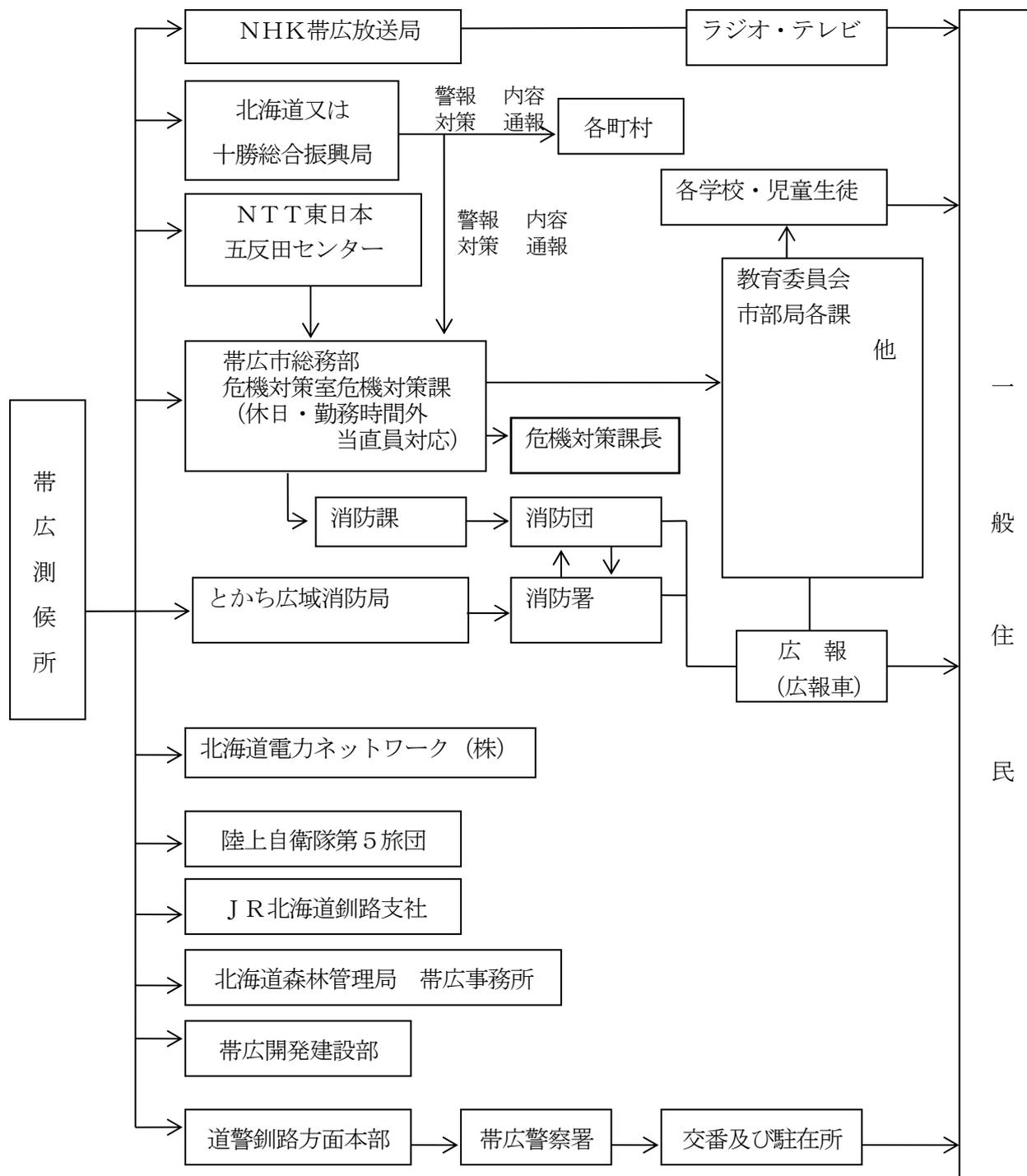
（ア）気象警報～暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪

（イ）前号の各予警報に伴う被害情報

（ウ）その他～特に重要と認められる各種注意報

別図1

《 気象予報警報等伝達系統図 》



5 災害情報等の報告収集及び伝達計画

災害発生、被害状況等の情報の報告、収集及び伝達を迅速かつ的確に行うための連絡先、被害報告及び受領については、次のとおりとする。

（1）異常現象発見時における措置

ア 発見者の通報義務

災害時又は異常現象等を発見した者は、速やかに市長又は警察官もしくは消防機関に通報しなければならない。

イ 警察官等の通報

異常現象発見者からの通報を受けた警察官又は消防機関の長は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

ウ 市長は、一般住民、警察官又は消防機関の長等から異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じ十勝総合振興局長及び関係機関に通報しなければならない。

なお、住民に対する周知は、広報車、報道機関により徹底を図るものとする。

エ 当直員の災害情報、被害状況等の取扱い

当直員は、地域住民から災害情報、被害状況を受領した際は、速やかに総務部総務班（総務部危機対策室危機対策課長）に報告し、その指示により処理する。

（2）被害状況等の報告

災害情報、被害状況の報告は、災害が発生してから応急措置が完了するまでの間に、別表1に定める「災害情報、被害状況報告取扱要領」により十勝総合振興局長に報告する。

ア 各部長は、所管に係る災害情報報告（様式1-1、1-2）、被害状況報告（様式2-1、2-2、3、4）及び災害対策活動実施状況（様式5）を本部情報連絡室長（総務部長）を経て本部長（市長）に報告する。

イ 本部情報連絡室長（総務部長）は、各部長から受領した災害情報のうち、他の部門に関連あるものは、速やかに当該部長に報告する。

ウ 総務部長は、本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を、本章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、広報班を通じて報道関係機関に発表する。

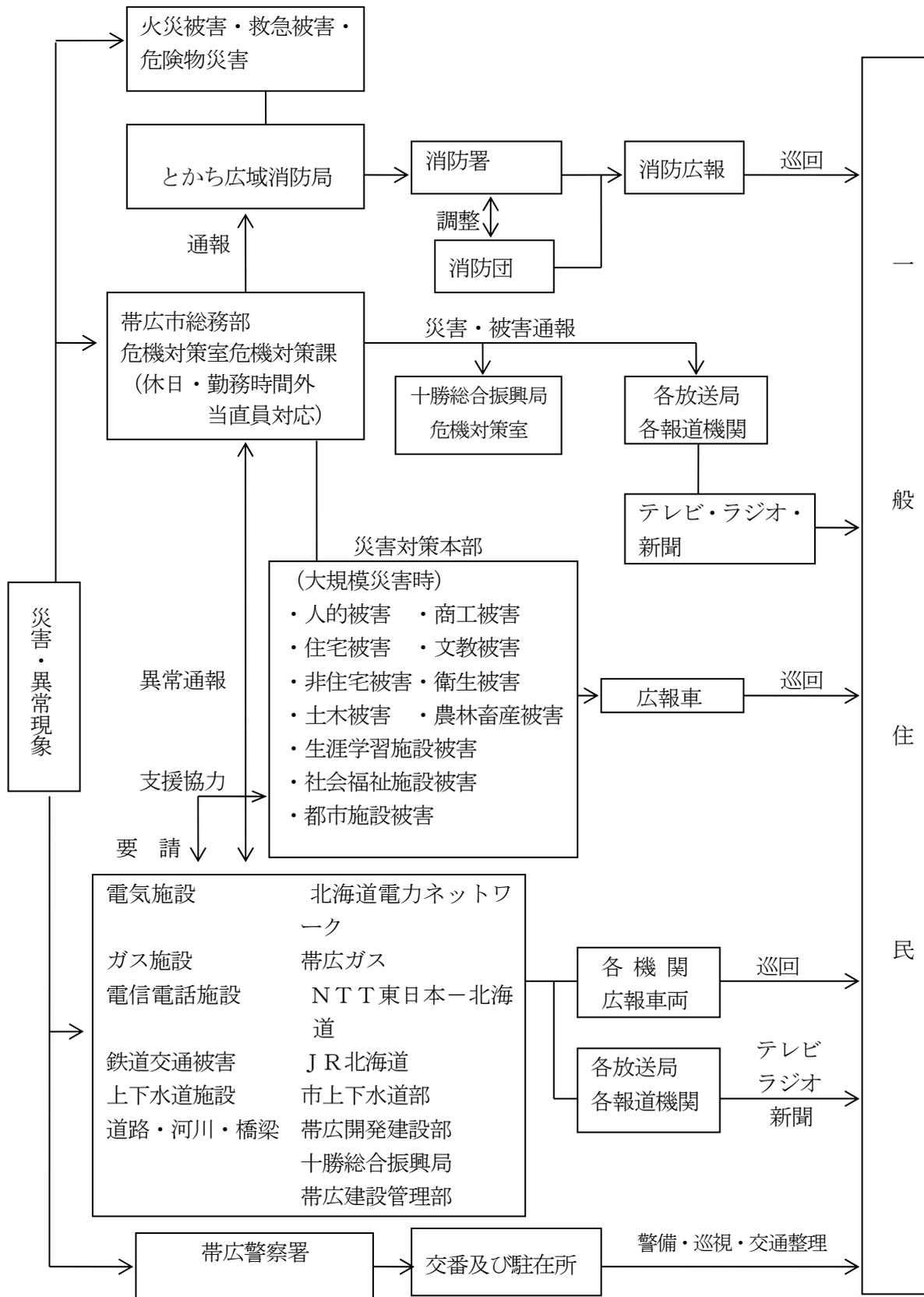
エ 各部長は、災害対策基本法以外の他の法令に基づく被害報告等に際しては、本部情報連絡室（総務部長）と連絡調整をとり、相違のないようにする。

（3）災害伝達系統

別図2「災害情報連絡系統図」による。

別図2

《 災害情報等連絡系統図 》



別表1

災害情報・被害状況報告取扱要領

災害時は、次に定めるところにより、災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で市内が軽微であっても振興局地域全体から判断して、報告を要すると認められるもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (6) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害時は、様式1-1により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については、除くものとする。

ア 速報＝被害発生後直ちに様式2-2により件数のみ報告すること。

イ 中間報告＝被害状況が判明次第、様式2-2により報告すること。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告＝応急措置が完了した後、15日以内に様式2-2により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表2のとおりとする。

別表2

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のもが隣接のB町に滞在中、当該被害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明者、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該被害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫管理人宿舎とともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は、社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず、全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を一世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、二世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
住家被害	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので、</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中、他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分が住家となる。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等はその倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
農業被害	農地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕地に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算定しない。</p>

被害区分		判断基準
農業被害	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、営農用水、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農作物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止し施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法第2条の規定により道路管理者が維持管理する道路が損傷し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法第2条の規定により道路管理者が維持する道路を形成する橋梁が、流失又は損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法の規定に基づく水域、外郭施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港利用及び管理上重要な輸送施設。	

被害区分		判断基準
土木被害	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とすること。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とすること。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とすること。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
衛生被害	水道	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	一般廃棄物処理場	ごみ処理場、し尿処置施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
公立文教施設被害		幼稚園のほか、公立の小中学校、義務教育学校、高校、大学、特別支援学校等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
社会福祉施設被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブ ロ ク 堀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもの特に報告を要すると思われるもの。

様式1-1

災 害 情 報 報 告

報 告 日 時		月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関		受 信 機 関		
発信者(職・氏名)		受信者(職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
	そ の 他			
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置 (名称) (設置日時) 月 日 時 分 設置		
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人員
	(救助実施内容)			

(注) 災害時の情報用

(各部室課→危機対策課→十勝総合振興局)

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他（住民等）	名			
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

様式1-2

災 害 情 報 報 告 (報告 号)		情 報 連 絡 室	受付日時	月 日 時 分			
			室 長	副室長	室 員		
部及び部長名		情報連絡責任者名					
現 地 責 任 者		情 報 受 理 者 名					
情 報 提 供 者	住 所	電 話 番 号	所 在 (具体的に)				
報告の概要（下記の重点ごとに番号で表現し記載すること。）							
1 発生時間	2 場所	3 原因	4 被害状況	5 応急措置	6 対策要求	7 対策経費	8 その他
情 報 連 絡 室 特 記 事 項							

(注) 各部所管に係る災害情報の報告用

(各部→本部情報連絡室用)

様式2-1

被害状況報告（速報・中間・最終）

				情報連絡室								
				受付日時	月 日 時 分							
				室 長	副室長	室 員						
部及び部長名												
班及び班長名												
災害の原因				災害情報連絡責任者								
災害発生場所				災害発生日時		月 日 時 分						
報告の時限		月 日 時 分現在		報 告 日 時		月 日 時 分						
項 目			件数	項 目			件数	被害金額(千円)				
人的被害	死者	人		農地 ha	流失	ha						
	行方不明	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		埋没	ha						
	重傷	人			畑	流失	ha					
	軽傷	人				埋没	ha					
	計	人				農作物 ha	浸冠水	ha				
				倒伏	ha							
住家被害	全壊	棟数	棟	農業被害	畑	浸冠水	ha					
		世帯数	世			倒伏	ha					
		人員	人			浸冠水	ha					
	半壊	棟数	棟		倒伏	ha						
		世帯数	世		農業用施設	箇所						
		人員	人		共同利用施設	箇所						
	一部破壊	棟数	棟		土木被害	道路工事(か所)	河川	営農施設	箇所			
		世帯数	世					決壊危険	箇所			
		人員	人						計	箇所		
	床上浸水	棟数	棟		土木被害	道路	橋	その他	箇所			
		世帯数	世					決壊	箇所			
		人員	人						計	箇所		
床下浸水	棟数	棟	土木被害	橋	梁	流失	箇所					
	世帯数	世				破損	箇所					
	人員	人					計	箇所				
計	棟数	棟	土木被害	市工事(か所)	河川	流失	箇所					
	世帯数	世				決壊	箇所					
	人員	人					溢水氾濫	箇所				
非住宅被害	全壊	公共施設	棟	河川	計	決壊危険		箇所				
		その他	棟									
	半壊	公共施設	棟									
その他		棟										
計	公共施設	棟										
	その他	棟										

(注) 速報は件数のみ

(各部→情報連絡室又は危機対策課への被害報告)

第5章（災害応急対策計画）

項 目				件数	被害金額(千円)	項 目				件数	被害金額(千円)	
土 木 被 害	市 工 事 （ か 所）	道 路	通行不能	箇所		林 業 被 害	一 般 民 有 林	林 産 物	箇所			
			決 壊	箇所				そ の 他	箇所			
			計	箇所				小 計	箇所			
		橋	流 失	箇所				計	箇所			
			破 損	箇所		衛 生 施 設	水 道 戸					
			計	箇所			病 院		公 立	箇所		
	下 水 道	箇所		私 立	箇所							
	公 園			箇所			一 般 廃 棄 物 処 理 施 設		箇所			
	崖崩れ			箇所		計		箇所				
	計			箇所		商 工 被 害	商 業	件				
	樹 木	道 路	本		工 業		件					
		公 園	本		そ の 他		件					
		計	本		計		件					
	水 産 被 害	水 産 施 設		箇所		公 立 文 教 被 害	小 学 校	箇所				
水 産 製 品		件		中 学 校	箇所							
そ の 他				義 務 教 育 学 校	箇所							
				高 校	箇所							
計				そ の 他 文 教 施 設	箇所							
林 業 被 害	道 有 林	林 地	箇所		社 会 教 育 施 設		計		箇所			
		治山施設	箇所			社 会 教 育 施 設	箇所					
		林 道	箇所			社 会 福 祉 施 設	公 立	箇所				
		林 産 物	箇所				法 人	箇所				
		そ の 他	箇所				計	箇所				
	小 計	箇所		そ の 他	空 港	箇所						
	一 般 民 有 林	林 地	箇所			火 葬 場	箇所					
		治山施設	箇所			都 市 施 設	箇所					
		林 道	箇所		被 害 総 額							
	参 考	異常現象等の状況										
交通通信水道等の状況												
応急対策出動人員（延）				市町村職員 名 ・ 消防職員 名 ・ 消防団員 名 その他（住民等） 名								
摘 要												

様式2-2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在				
災害発生場所										
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名					
	職・氏名				職・氏名					
	発信日時				受信日時					
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告		道	河川	箇所			
	行方不明	人				海岸	箇所			
	重傷	人				砂防設備	箇所			
	軽傷	人				地すべり	箇所			
	計	人				急傾斜地	箇所			
② 住家被害	全壊	棟		⑤ 土木被害	道	道路	箇所			
		世				橋梁	箇所			
	半壊	棟				小計	箇所			
		世				市町村工事	河川	箇所		
	一部破損	棟				道路	箇所			
		世			橋梁	箇所				
	床上浸水	棟			小計	箇所				
		世			港湾	箇所				
	床下浸水	棟			漁港	箇所				
		世			下水道	箇所				
計	棟	公園	箇所							
世	崖くずれ	箇所								
人	計	箇所								
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻			
		その他	棟		破損	隻				
	半壊	公共建物	棟		計	隻				
		その他	棟		漁港施設	箇所				
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所				
		その他	棟		その他施設	箇所				
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没	ha	⑦ 林業被害	道	林地	箇所		
			浸冠水	ha			治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没	ha			林道	箇所		
			浸冠水	ha			林産物	箇所		
	農作物	田	ha	その他			箇所			
		畑	ha	小計		箇所				
	農業用施設	箇所		一般		林地	箇所			
		共同利用施設	箇所	治山施設		箇所				
		営農施設	箇所	林道		箇所				
		畜産被害	箇所	林産物		箇所				
その他	箇所		その他	箇所						
計			小計	箇所						
			計	箇所						

第5章（災害応急対策計画）

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害 社 法 人 施 設 被害 ⑫社会福 祉法人施 設	公立	箇所	
	病院	箇所			公立	箇所	
	個人	箇所			法人	箇所	
	清掃	箇所			計	箇所	
	一般廃棄物処理	箇所			鉄道不通	箇所	—
	し尿処理	箇所			鉄道施設	箇所	
火 葬 場	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻			
計	箇所		空 港	箇所			
⑨商工被害	商 業	件		⑬そ の 他	水 道	戸	—
	工 業	件			電 話	回	—
	そ の 他	件			電 気	戸	—
計	件		ガ ス		戸	—	
設被害	⑩小 学 校	箇所			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	—
	中 学 校	箇所			都 市 施 設	箇所	
	義 務 教 育 学 校	箇所			計	—	
	高 校	箇所			被 害 総 額		
	その他文教施設	箇所			発 生 火 災	建 物	件
計	箇所				危 険 物	件	
公共施設被害市町村数	団			そ の 他	件		
罹災世帯数	世			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
罹災者数	人						
消防職員出動延人数	人						
災害対策 本部の設 置状況	道（振興局）						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救助 法適用市 町							
補足資料（※別葉で報告）							
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 							

様式3

被害状況調査表（個別表）

1. 基礎事項

住 所	帯広市	条	丁目	番地
		町		番地
世帯主 氏 名				世帯主の 職 業
世帯人員	人	住宅の種別	持家・借家・公営住宅・非住宅・空家・その他	

2. 被害状況

区 分	調 査 項 目	被 害 状 況	被害金額又は内訳	
人的被害	死 者	人		
	行方不明	人		
	負 傷	重 傷		人
		軽 傷		人
住家の被害	全壊（焼）	棟 m ² ・坪	千円	
	流 出	棟 m ² ・坪	千円	
	半壊（焼）	棟 m ² ・坪	千円	
	浸 水	床 上	浸水 c m m ² ・坪	千円
		床 下	m ² ・坪	千円
		便 槽	有 ・ 無	汲取りの必要 有・無
	車両・構築物など	件	千円	
計	m ² ・坪	千円		
非住家の被害	被害内容	建物の種類	m ² ・坪 千円	
			m ² ・坪 千円	
			m ² ・坪 千円	
	計		m ² ・坪 千円	
農業被害	流出・埋没 （農地）	田	h a	千円
		畑	h a	千円
		小 計	h a	千円
	冠水・浸水 （農作物）	田	（冠水） h a	千円
		畑	（浸水） h a	
		田	（冠水） h a	千円
		畑	（浸水） h a	
		小 計	（冠水） h a （浸水） h a	千円
	農業用施設		（内容）	千円
	営農用施設		（内容）	千円

		分類 番号	調査区 番号	調査員 氏名
区 分	調 査 項 目	被 害 状 況		被害金額又は内訳
農業被害 (続き)	家 畜	牛 頭・馬 頭・豚 頭 山羊綿羊 頭・鶏 羽		千円
	そ の 他			千円
	計			千円
林道被害	林 地	箇所 ha		千円
	林 道	箇所 m		千円
	林 産 物	件		千円
	そ の 他	(内容)		千円
	計			千円
衛生施設 被 害	水 道	箇所		千円
	専用水道	箇所		千円
	病 院	箇所		千円
	そ の 他	箇所		千円
	計			千円
第2次・ 第3次企業 の被害	建物・構造物	棟 m ² ・坪		千円
	機械設備・装置	台 箇所		千円
	車両・その他の固定資産	台 箇所		千円
	原材料・燃料等			千円
	商品・製造品			千円
	そ の 他			千円
	計			千円
そ の 他 被 害				千円
				千円
				千円
合 計				千円
備 考				

注（1）住宅の種別欄は該当する項目を○で囲む。

（2）非住宅は営業以外の事務所、集会所、倉庫、納屋、鶏舎などをいいます。

（3）産業関係の被害は、世帯主の職業と併せて的確な欄に記入して下さい。

（4）備考欄には参考になる事項をなるべく詳しく記入して下さい。

第2節 災害通信計画

災害時の防災関係機関相互の災害通信計画は、次に定めるところによる。

1 通信手段の確保等

市及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2 電話の優先利用並びに通信途絶等における措置等

1における通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(2) 通信手段

本通信計画については、基本的に有線電話等の通信連絡手段を優先的に考えるものである。

しかし、災害時に想定される有線の通信輻輳、ケーブル破損等による有線電話の通信途絶時の通信手段として、地域防災無線、防災行政無線、各機関の無線施設、機関相互の通信協力、人的伝達など他の通信手段の利用を確保するものとする。

(3) 専用通信設備

本市及び消防機関が所有する有線回線、地域防災無線、防災行政無線、消防用無線、水道事業用無線、空港用無線施設等の通信設備は、別表1のとおりである。

(4) 通信途絶時等における措置

ア 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、(1)から(4)までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

(ア) 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

(イ) 無線局の免許等の臨機の措置(無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置)

イ 防災関係機関の対応

防災関係機関は、アの措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

(ア) 移動通信機器の借受を希望する場合

- ① 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- ② 借受希望機種及び台数
- ③ 使用場所
- ④ 引渡場所及び返納場所

- ⑤ 借受希望日及び期間
- (イ) 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - ① 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - ② ①に係る申請の内容
- ウ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 （直通電話） 011-747-6451

別表1

《 本部の通信施設 》

<p>1 本庁有線回線設備</p> <p>(1) NTT回線 24回線・68通話分相当（総務課管理分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① アナログ回線 20回線・20通話分 ② デジタル回線 3回線・6通話分 ③ ひかり回線 1回線・42通話分 <p>(2) 交換機設備</p> <p>ア 災害停電時には非常用電源が起動し、交換機設備に電力を供給することにより、各回線は通常どおり使用することが可能となる。</p> <p>イ 交換機本体が障害のため停止又は交換機への電力の供給が停止した場合は、停電多機能電話機（17台：型番「HI-24D-TELPF」及び「停電直通用電話機」のシール貼付）が自動的に単独電話機に切り替わり回線を確保する（内線は利用できない）。</p> <p>※ 停電多機能電話機の設置場所は以下のとおり</p> <p>危機対策課、人事課、契約管財課、収納課、資産税課、国保課、介護高齢福祉課、こども課、商業労働課、農村振興課、管理課、みどりの課、住宅営繕課、公営企業管理者、教育長、企画総務課、学校教育課</p> <p>(3) 災害時通信確保対策</p> <p>ア 災害時優先電話回線</p> <p>災害時の一般電話回線の輻輳に伴い、発信規制がなされても、防災機関・公共機関として機能を確保するため、優先的に発信が確保される回線</p> <p>(ア) 本庁舎における災害時優先電話回線は9回線</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 24-2876 ② 24-4295 ③ 24-4298 ④ 24-5020 ⑤ 24-5210 ⑥ 21-1109 ⑦ 23-3081 ⑧ 23-3358 ⑨ 26-1480 <p>（①～⑥は電話交換機経由、⑦～⑨は直通電話）</p> <p>(イ) 内線電話から災害時優先電話として通話する方法（電話交換機経由）</p> <p>「86発信」により、災害時優先電話回線（①～⑥）で発信することができる。</p> <p>イ 災害対策本部専用電話（直通2回線）</p> <p>⑦と⑧の直通回線を平常時は5階危機対策課（内線1203、1290～1294、4831～4832、4834）、災害対策本部設置時は3階大会議室で利用可能とする。</p> <p>ウ 災害による電話回線、電話交換機障害対策（障害が大きい場合）</p> <p>NTTに臨時回線の接続を依頼し、運用する。</p>

2 気象情報等収集伝達設備
(1) 測候所の配信
NTT-Fネットワーク回線による気象情報の配信（ファクシミリによる同時通信）

3 北海道防災行政無線（北海道総合行政情報ネットワーク）	
北海道と市町村との情報伝達用無線（地上系と衛星系の2ルート）	
(1) 電話機	
・十勝総合振興局危機対策室	89-6-850-2191
・十勝総合振興局 帯広建設管理部（道路建設課道路維持係）	〃 4314
・十勝総合振興局 帯広建設管理部（治水課防災係）	89-6-850-4344
・十勝総合振興局 保健環境部 保健福祉室（企画総務課企画調整係）	〃 3614
(2) ファクシミリ	
・一斉受令用	2台
・個別通信用	1台

4 帯広市地域防災無線	
防災・生活関連機関・医療機関・自衛隊・避難所等との相互通信手段。	
(1) 基地局（統制台：危機対策課）	
(2) 簡易中継局（広野小学校）	
(3) 陸上移動局	
ア 半固定型無線機	83局
（とかち広域消防局、警察署、帯広市の出先機関、防災関係機関、避難所、救急告示病院、ライフライン機関等）	
イ 車載型無線機（市公用車）	26局
ウ 携帯型無線機（災害対策本部用）	11局

5 帯広市防災行政無線	
(1) 基地局	1局（危機対策課）
(2) 移動局	43局（道路維持課 42局 管理課 1局）

6 水道事業用無線	
(1) 基地局	1局（上下水道部総務課）
(2) 移動局	56局（車載型 25局 携帯型 31局）

7 消防機関（消防局・消防署・消防団）	
(1) 一般用電話	26回線（一般消防業務及び問い合わせ用）
(2) 119番災害専用受付回線	16回線
(3) 専用電話	9回線（6署所端末、警察署、北海道電力ネットワーク、帯広ガス）
(4) 無線電話	
ア 固定局	14局
イ 移動局	95局（消防署、各出張所、分団）
	（車載型 37局、携帯型 33局、卓上型 5局、署活 20局）

8 帯広空港無線局

- (1) 基地局 1局
- (2) 移動局 41局（車載型25局 携帯型16局）

9 災害時緊急電話

- (1) 衛星携帯電話(危機対策課) 1台

10 その他通信手段

(1) アマチュア無線等の協力活用

アマチュア無線局組織（帯広市無線赤十字奉仕団）を通じ、通信の万全を図る。

(2) 機動力による連絡

交通可能地域及び有線電話不能地域の災害状況を把握するため、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を活用し、連絡体制を確立する。

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時における地域住民等に対する災害情報の提供並びに広報活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長（政策推進部 広報第1班、広報第2班、市民福祉部 広報第3班）
帯広警察署
その他関係防災機関

2 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、本章第1節「災害情報収集・伝達計画」によるほか、次により収集するものとする。

- (1) 写真撮影による現場の取材
- (2) 関係機関、その他住民等の取材による写真の収集
- (3) その他関係機関取材の資料の収集
- (4) 災害現場における住民懇談会等による一般住民及び罹災者の意見、要望、相談等の公聴

3 災害情報等の発表の方法（発表責任者 広報第1班長）

(1) 報道機関に対する情報発表等の方法

収集した被害状況、災害情報等は、その都度、報道機関に対し次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別・名称及び発生年月日
- イ 災害の発生の場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況

(2) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 一般住民並びに罹災者に対する広報活動は、次の方法により行うものとし、誤報道による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障害者等の要配慮者への伝達に十分配慮する。

- (ア) 新聞、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、インターネット(SNS含む)、緊急情報一斉伝達システム、防災情報システムのメールサービス、郵便局等の利用
 - (イ) 広報車及び放送設備を有する車両の利用
 - (ウ) 消防施設のサイレン兼用放送設備の利用
 - (エ) 市広報紙の利用
- イ 広報事項は、次のとおりとする。
- (ア) 災害に関する情報及び住民に対する注意事項
 - (イ) 応急対策とその状況
 - (ウ) 復旧対策とその状況
 - (エ) その他必要な事項

4 道、関係機関等に対する情報の提供

必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

5 庁内連絡

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を、庁内放送等を利用して本部職員に周知するものとする。

6 被災者相談所の開設

本部は、災害の規模等に応じて適宜関係機関と連携して被災者相談所を開設し、住民の便に供するものとする。

7 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ 市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 市は安否情報の照会を受けたときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
(ア)	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
(イ)	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
(ウ)	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 市は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての対応

市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で

利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(3) 災害時の氏名等の公表

ア 北海道

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

イ 帯広市

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 応急措置実施計画

災害時において、市長及び関係機関の長が実施する応急措置については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 北海道知事
- (2) 警察官等
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長
- (5) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
- (6) 消防機関の長

2 市の実施する応急措置

市長は、災害が発生したときは、その拡大を防止するため、次に掲げる必要な応急措置を速やかに実施するものとする。

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害時において、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

市長は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本市区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容することができる。

なお、この場合において、災害対策基本法施行令第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア 土地建物等の占有等に対する通知

市長は、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「土地建物等」という。）を使用し、又は収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、使用者その他当該土地建物等について権限を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合において、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を市役所前の掲示場に掲示する等の措置をとらなければならない。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) その他必要な事項

イ 損失補償

市は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 支障物件等の除去及び保管

市長は、災害時において、応急措置を実施するための緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措

置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

- ア 市長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、公示する。
 - イ 市長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管する。（基本法施行令第27条）
 - ウ 工作物の保管、売却、公示等に要した費用は、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用し、占有者等より徴収する。
 - エ 保管した工作物等を返還するため公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権を市に帰属させる。
- (4) 北海道知事に対する応援の要請等
- 市長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。
- (5) 他の市町村長等に対する応援の要請等
- ア 市長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。
 - イ 市長は、他の市町村長等から応援を求められたときは、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- (6) 住民等に対する緊急従事指示等
- ア 市長は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
 - イ 市長及び消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本市地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
 - ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。
 - エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。
 - オ 市長は、アからエまでの応急措置等の業務に協力した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、関係法令によるほか、帯広市消防団員等公務災害補償条例によりその補償を行う。

3 災害救助法適用の場合

災害救助法（以下「救助法」という。）適用の場合は、次のとおりである。

- (1) 実施責任者
 - 救助法による救助は、北海道知事が行う。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職権の一部を市長に委任することができる。
- (2) 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間
 - ア 救助の種類
 - (ア) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
 - (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 被災者の救出
- (カ) 被災住宅の応急修理
- (キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 遺体の捜索及び処理
- (サ) 障害物の除去
- (シ) 輸送及び人夫雇上

イ 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において知事がこれを定める。

(3) 救助法の適用手続及び適用基準

市長は、災害に関し、その被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに十勝総合振興局を通じ知事に報告しなければならない。

救助法の適用基準

被害区分 市の人口	市単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (2千5百世帯以上)	被害が全道にわたり1万2千世帯以上の住宅が滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
帯広市 10万人以上 30万人未満	100	50	市町村の被害状況が特に救助を必要と認められたとき。

《摘要》

1 住家被害の判定基準

(1) 滅失、全壊、全焼、流失

損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延面積の70%以上に達した程度のものである又はその住家が改築しなければ居住できない状態になったもの

(2) 半壊、半焼は、2世帯で滅失1世帯に換算

損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の床面積の20%～70%であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの

(3) 床上浸水は、3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

2 世帯の判定

(1) 生計を1つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 寄宿舍、下宿等に宿泊する者で共同生活を営み、各個人の生計の独立性が認められないものは、その寄宿舍等の全部をもって1世帯とする。

(3) 住込等単身で他の家族と同居し、その者の生計の独立性が認められない場合は当該家族と同一の世帯員とする。

第5節 避難対策計画

災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため、危険が切迫している状況にある住民を適切かつ円滑に避難させるための計画は次に定めるところによる。

1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 市長（災害対策基本法第60条、水防法第29条）

ア 市長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を調査し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 市長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。)

(2) 市長から委任を受けた消防吏員

委任を受けた消防吏員が行う場合には、指定避難場所等に立退かせることを原則とすることから、総務部、市民福祉部等と緊密な連絡をとらなければならない。

(3) 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 警察官は、(1)のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。

（4）知事（その命を受けた道職員等）

（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（十勝総合振興局長）は洪水、地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については市長に委任する。

イ 知事は、災害発生により市長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は当該市長に代わって実施する。

（5）自衛官（災害派遣を命ぜられた自衛官）（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害時において、市長等、警察官がその場にいな

いときに限り、次の措置をとることができる。
この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

（6）消防吏員、消防団員（消防法第28条）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。

2 避難措置における連絡及び協力等

（1）市、道（十勝総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

（2）市は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

また、市は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

（3）北海道警察は、市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

3 避難の基準と態様

避難指示等は、災害の危険性の程度により、次の基準により発令する。発令に際しては、広報車や報道機関等を通じ、災害状況等の十分な説明を加えて発令する。

（1）高齢者等避難

災害が発生するおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階

(2) 避難指示

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生するおそれが高い状況

(3) 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等への立ち退き避難がかえって危険であると考えられる状況で、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする必要がある状況

4 避難指示等の周知

市は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応するレベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット（SNS含む）、緊急情報一斉伝達システムなど複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

(1) 広報車による伝達

市、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(2) ラジオ、テレビ、有線放送、電話等による伝達

各報道機関に対し、避難指示等を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し報道するよう協力を求めるとともに、インターネット（SNS含む）、緊急情報一斉伝達システム、コミュニティFM放送、緊急情報メール、北海道防災情報システムのメールサービス、電話等を通じ伝達する。

(3) 信号による伝達

警鐘、サイレン等を利用する。

(4) 伝達員による個別伝達

夜間、停電時又は風雨が激しい場合で関係住民に対する完全周知が困難であると予想されるときは、本部職員、消防職団員等で班を編成し、個別に伝達する。

(5) 地域防災組織の責任者を通じて周知する。

5 指示伝達事項

指示伝達する内容は、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるなど、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。

(1) 避難指示等を発令した者

(2) 避難指示等の理由

(3) 避難対象区域

(4) 避難先とその場所

(5) 避難経路

(6) 注意事項

ア 避難にあたっては、必ず火気危険物等（器具消火、ガス元栓の閉め等）の始末を徹底すること。

イ 避難時の戸締りをすること。

ウ 大雨、台風災害に備え家屋の補強、家財道具の安全な場所へ移動すること。

エ 携帯品は、必要最小限にすること。

（例えば、食料、水筒、タオル、ちり紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等）

オ 服装は、必要に応じ、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等を携帯すること。

カ 避難者は、できるだけ氏名票（住所、本籍、氏名、年令、血液型を記入したもので水に濡れて良い物）を携帯すること。

キ 会社、工場にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

6 避難の方法

(1) 避難誘導

避難者の誘導は、総務部及び市民福祉部の職員、消防職員・団員、警察官がこの任に当たるものであるが、この任において民間協力団体の協力を得て、避難指示の伝達、避難者の掌握を行うものとし、特に高齢者、乳幼児、傷病者及び妊産婦等の要配慮者を優先的に誘導するよう配慮するものとする。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。

（2）移送の方法

避難は、各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、車両による輸送を行うものとする。

また、市は、被災地が広域で大規模な避難、立退移送を要し、市において措置できないときは、道に対し応援を要請するものとする。

7 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、都市環境部及び避難所所管部の職員、警察官及び民間協力団体の協力を得て避難路、避難所等の安全確保のための支障となるものの排除を行うものとする。

8 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、市が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 避難所の開設

（1）市は、災害時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

（2）指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者、感染症の発生状況等に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、要配慮者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。

（3）市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

（4）市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（5）市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の適用除外措置があることに留意する。

（6）市は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- (7) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- (8) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

10 避難所等の運営管理等

- (1) 避難所の施設管理者は、本部長あるいはその命を受けた者の指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置するものとする。
- (2) 運営管理者は、災害対策本部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等に当たるとともに、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営に当たるものとする。
- (3) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

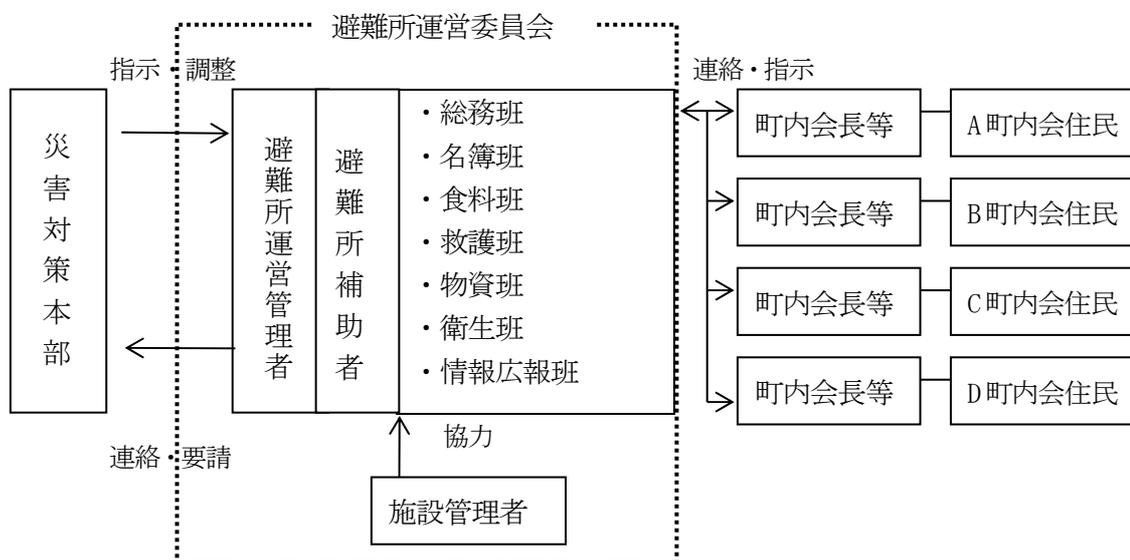
- (4) 市は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。
- (5) 市は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- (6) 市は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
- (7) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、

- 警察、病院等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (8) 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (9) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
 なお、道は、市に対する助言・支援に努めるものとする。
- (10) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化、感染症の発生状況等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
 特に要配慮者等へは、北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合の間で締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- (11) 道及び市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (12) 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (13) 車中泊をしている避難者に対しては、トイレの情報やエコノミークラス症候群、一酸化炭素中毒、冬期間の寒さ対策等の予防対策処置等について周知を行い、健康への配慮を行うものとする。
- (14) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (15) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

《避難所運営組織体系》



- ※1 避難所運営委員会とは、地震等の大規模災害が発生して避難所となった場合、避難所運営管理者(会長)、地域リーダー、避難者代表、施設管理者、各団体等のリーダー、避難所補助者などが、お互いに協力して円滑な避難所運営を行うための組織。
- ※2 避難所運営管理者とは、避難所の運営管理にあたる市職員の責任者。
- ※3 施設管理者とは、避難所が設置された学校長又は施設等の施設長。
- ※4 避難所補助者とは、市から指名された職員。

11 帳簿類の整備

避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にするため次の帳簿を備えておくものとする。

(1) 避難所収容台帳

避難所収容台帳					○○避難所	
責任者 認 印	月 日	収容人員	物品使用状況		事 項	備 考
			品 名	数 量		

(注) ア 「収容人員」欄は当日の最高収容人員を記入、収容人員の増減経過は、「事項」欄に記入すること。

イ 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品名・数量を記入すること。

ウ 他市町村の住民を収容したときは、その住所、収容期間を「備考」欄に記入すること。

(2) 避難所用品受払簿

避難所用品受払簿					帯広市	
月 日	摘 要	受	払	残	備 考	

(注) ア 「摘要」欄に購入先、受入先又は払出先を記入すること。

イ 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入する。

ウ 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(3) 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況台帳						帯広市
避難所名	所在地	開設期間	実人員	延人員	開設日	備 考
計						

12 道（十勝総合振興局）に対する報告

（1）避難指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに十勝総合振興局長に報告するものとする。（市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。）

- ア 発令者
- イ 発令理由
- ウ 発令日時
- エ 避難の対象区域
- オ 避難先

（2）避難所を開設したときは、十勝総合振興局長に次の事項を報告するものとする。

- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
- イ 収容状況、収容人員
- ウ 炊き出し等の状況
- エ 開設期間の見込み

（3）避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を十勝総合振興局長に報告する。

13 機関への連絡

- （1）警察署に連絡し、協力を得ること。
- （2）避難所として利用する施設の管理者に対し、至急連絡をとり協力を求めること。
- （3）指定の避場所には、速やかに職員を派遣し、避難者の指示、誘導等にあたること。

14 警戒区域の設定

（1）設定の基準（基本法第63条）

ア 市長は、災害時において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

イ 警察官は、市長（権限の委任を受けた市職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することができる。

この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。

ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。

（2）規制の内容及び実施方法

ア 市長等は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。

イ 市長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

（3）知事による代行（基本法第73条）

知事（十勝総合振興局長）は、災害時、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定することとする。

15 広域避難

（1）広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

（2）道内における広域避難

市は、道内の他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

ア 市は、他の都道府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、市から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、市からの求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 市は、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関の連携

ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するように努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

(ア) 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理

(イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保

(ウ) バスなど被災者の移送手段の確保

(エ) 広域避難についての被災者の意向の把握

(オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング

(カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送

(キ) 広域避難先での継続的な支援

イ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

16 広域一時滞在

(1) 道内の市町村への一時的な滞在

ア 市長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて協議を行うものとする。

なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 市長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ十勝総合振興局長を通じて知事に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ 市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を

公示するとともに、知事に報告する。

オ 知事は、上記アに基づく市からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記イからエにより市又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。

カ 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長に事務の引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

(2) 道内の市町村の一時的な滞在

ア 市長は、協議先道内市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受け入れ決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

イ 市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

市は、広域一時滞在より居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

(4) 関係機関の連携

ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

(ア) 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理

(イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保

(ウ) バスなど被災者の移送手段の確保

(エ) 広域一時滞在についての被災者の意向の把握

(オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング

(カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送

(キ) 広域一時滞在先での継続的な支援

イ 道、市及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(5) 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、市長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第6節 救助救出計画

災害によって生命、身体が危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次に定めるところによる。

なお、市をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施するものとする。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

1 実施責任

(1) 北海道警察

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

(2) 北海道

道は、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。

また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

(3) 帯広市及び消防機関

市（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）及び消防機関は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社の救護所に収容する。

また、市は、他の市町村等の応援が必要と判断した場合には、当該市町村、北海道等の協力を求める。

2 救助救出を必要とする場合

災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態の者とし、おおむね次に該当する場合とする。

(1) 火災の際、火中に取り残された場合

(2) 台風等により倒壊家屋の下敷きになった場合

(3) 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合

(4) 山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合又は列車、自動車等の大事故が発生した場合

(5) その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合

3 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

市及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

（2）災害対策現地本部

本部長は、早急な諸対策等を行うため必要と認めたときは、第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、災害発生地域に災害対策現地本部を設置する。

第7節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備に関する北海道警察の諸活動についての計画は、次に定めるところによる。

1 警察活動の任務

災害時における警察活動は、次に掲げる事項を主な任務として行うものとする。

- (1) 情報の収集及び報告
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救助救出
- (4) 危険地域における住民の避難活動
- (5) 避難誘導及び緊急交通路のための交通確保
- (6) 予報及び警報の伝達
- (7) 被害の拡大防止
- (8) 行方不明者の捜索及び死体の検視
- (9) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒
- (10) 危険物に対する保安対策
- (11) 不法事案の予防及び取締り
- (12) 広報活動
- (13) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務に対する協力

2 災害警備本部の設置

非常体制が発令された場合、又は帯広警察署長が自ら警戒体制をとった場合は、予想される災害の規模、態様に応じて災害警備本部を設置するものとする。

3 災害時の警察活動

災害に際し、関係機関との連携の下で災害警備に関する警察活動を行う。

(1) 被害状況の収集方法

災害時の初期的段階における被害情報の収集方法は、現場警察官からの報告、被災者及び他関係機関からの通報のほか、警察職員の警察署等への参集途中における被害状況の報告等、あらゆる方法により収集する。

また、被害状況を集約した情報については、直ちに関係機関に連絡するとともに、救助救出、交通規制等の災害警備諸対策に活用する。

(2) 警備体制の確立

災害の発生が執務時間内の場合は、災害の規模及び被害状況に応じた警備体制を早期に確立して対応することとし、執務時間外の場合は、当直体制で対応し、参集人員に応じて必要な部隊を順次編成して対処する。

また、帯広警察署だけでは対処できないような大規模な災害時は、北海道警察釧路方面本部へ応援部隊の派遣を要請し、警備体制を確保する。

(3) 避難誘導

警察官は避難誘導にあたって、市、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、避難した地域に対しては、状況の許す限り警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

（4）交通の確保規制

- ア 道路の被害、危険及び障害箇所等の交通情報を道路管理者等から幅広く収集し、迂回路の設定、通行禁止等の交通規制を行うことができる。
- イ 緊急交通路が指定された場合は、広範囲な交通規制を行い、原則として緊急交通車両以外の通行を禁止し、又は制限することができる。
- ウ 緊急交通路に放置された車両、その他の物件の措置については、災害対策基本法に基づき撤去することができる。

第8節 交通応急対策計画

災害時における道路及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通応急対策は、次に定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

(1) 北海道公安委員会(北海道警察)

ア 災害時において、道路(高速道路を含む。)における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

エ 通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行を確保するための区間(以下「指定道路区間」という。)の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。

(2) 東京航空局帯広空港出張所

ア 航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行うものとする。

イ 緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

(3) 北海道開発局

ア 一般国道(指定区間内)の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要があると認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図るものとする。

イ 北海道開発局長は、道路管理者である北海道及び市に対し、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることを指示することができる。

(4) 北海道

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

また、交通の危険を防止するため、必要があると認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努めるものとする。

イ 北海道知事は、道路管理者である市に対し、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることを指示することができる。

(5) 帯広市（道路班）及びとかち広域消防局

ア 市が管理している道路で災害時は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。

イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(6) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

(7) 社団法人北海道警備業協会

社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行うものとする。

(8) 道路管理者

災害時において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、指定道路区間を指定し、当該車両等その他の物件の移動等必要な措置をとることができる。

ア 当該指定した道路の区間(指定道路区間)内に在るものに対し、当該指定道路区間を周知する。

イ 当該措置がやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(ア) 移動等を命ぜられた車両その他の物件の所有者等が、当該措置をとらない場合。

(イ) 移動等を命ぜられた車両その他の物件の所有者等が現場にいないため、措置を命じることができない場合。

(ウ) 道路の状況その他の事情により、車両その他の物件の所有者等に移動等の措置をとらせることができないと認めて所有者等に命令をしないこととした場合。

ウ 当該措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又はその他の障害物を処分することができる。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害時、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- ア 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
 - イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
 - ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無
- (2) 交通規制の実施
- 道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。
- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
 - イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。
- (3) 関係機関との連携
- 道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図るものとする。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 通知
- 北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知しなければならない。
- なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知しなければならない。
- (2) 緊急通行車両の確認手続
- ア 振興局長又は警察署長は、車両の使用者等の申出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
 - イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、振興局又は警察署及び交通検問所で行うものとする。

 - ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させるものとする。

 - エ 緊急通行車両
 - (ア) 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。
 - a 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
 - b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - h 緊急輸送の確保に関する事項
 - i その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
 - (イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ 発災前確認手続の普及等

道、市及び地方行政機関は、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続きを積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認めるものとする。

ア 確認手続

(ア) 警察署長は、車両の使用者等の申出により、当該車両が規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

(ア) 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

(イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

(ウ) 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

(エ) 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること。

- a 道路維持作業用自動車
- b 通学通園バス
- c 郵便物の収集又は配達のため使用する車両
- d 電報の配達のため使用する車両
- e 廃棄物の収集に使用する車両
- f 伝染病患者の収容又は予防のため使用する車両
- g その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

（1）計画内容

ア 対象地域

道内全域

イ 対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を対象とすることを基本とする。河川管理用道路、臨港道路等、道路法上の道路以外の道路についても必要に応じ計画に含めることとする。

（2）緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371 kmに上っている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
〈道路延長7,245 km〉

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路
〈道路延長3,831 km〉

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長295 km〉

第9節 輸送計画

災害による被災者の避難、傷病者の収容、災害応急対策要員の移送、応急対策用資機材、物資の輸送の実施に関する計画は、次に定めるところによる。

なお、市は緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市は災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

市長（総務部総務班：総務部）

災害救助法が適用された場合は、知事の委任により市長が行うものとする。

2 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち、迅速、確実で最も適当な方法によるものとする。

(1) 道路輸送

ア 道路の状況

市内における交通道路の状況を把握し、路線の安全確保を図るものとする。

イ 市における車両等の確保

市が所有する車両は、総務部長が必要と認める数の車両を待機させ、使用するものとする。

ウ 市有以外の車両等の確保

総務部長は、災害の規模等により、市有車両等のみでは輸送を実施することができないと認めるときは、必要な車両を確保するため、他の機関又は、民間車両の借上げを行うとともに、必要に応じ帯広陸運支局を通じ、十勝地区トラック協会に対し緊急輸送の応援要請を行うものとする。

また、災害の状況や被災者に対する支援内容により、帯広市と物資輸送等に関する協定を締結している赤帽帯広軽自動車運送協同組合、ヤマト運輸株式会社及び一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワークに対し、必要な車両、及び要員の提供を要請するものとする。

エ 燃料の調達

燃料の調達は、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」を締結している帯広地方石油業協同組合加入の市内主要ガソリンスタンドより供給を受けるものとする。

(2) 空中輸送

交通が途絶し、緊急に輸送の必要が生じたときは、市長は、知事（危機対策課防災航空室）に対し、北海道消防防災ヘリコプターの緊急運航を、又は十勝総合振興局を通じて、自衛隊所管の航空機の派遣を要請するものとする。

なお、派遣要請の業務は総務部総務班が行う。

ア 物資投下可能地点

各避難所として指定する各小、中学校の校庭とし、その都度定める。

イ ヘリコプター離着陸可能地点

(ア) ヘリコプター着陸地点の具備すべき条件

資料編の資料2のとおり

(イ) ヘリコプター着陸可能地点は原則として次に定める地点とする。

ヘリコプター離着陸可能地点

所 在	名 称	着陸場所の面積
西14条南8丁目	帯広競馬場	23,000㎡
緑ヶ丘	緑ヶ丘公園多目的広場	20,686㎡

3 輸送の範囲

- (1) 罹災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 罹災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他本部が行う輸送

4 費用の限度及び期間

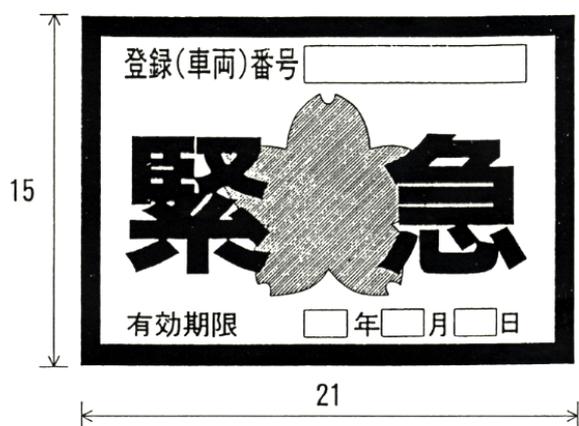
災害救助法の基準による。

5 緊急輸送業務に従事する車両の表示

災害対策基本法第76条に基づき一般車両の交通が規制された場合には、市長及び防災関係機関は、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として、知事又は公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

- (1) 標章（様式1）
- (2) 緊急通行車両確認証明書（様式2）

様式1



備考

- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年月日を表示する部分を白色、字を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。

様式2

第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 北海道知事 ⑩ 公安委員会 ⑩	
番号票に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使用 者	住 所
	氏 名
運 行 日 時	
運 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする

6 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

(1) 輸送記録簿（様式1）

様式1

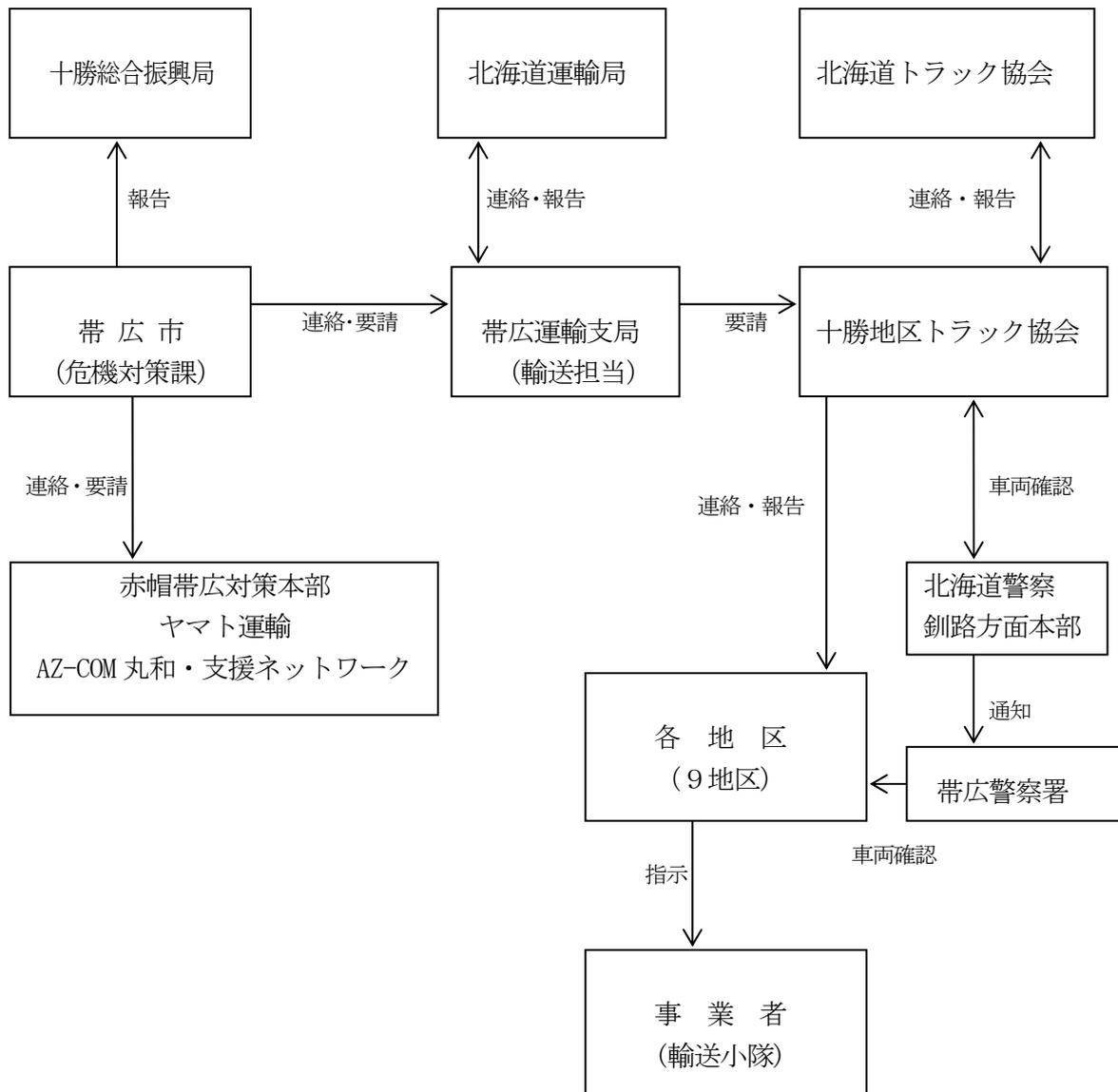
輸 送 記 録 簿

輸送 月 日	目 的	輸送 区 間 (距離)	借 上 等			修 繕				燃 料 費 (円)	実 支 出 額 (円)	備 考	
			使用車両		金 額 (円)	故障車両等		修 繕 月 日	修 繕 費 (円)				故 障 の 概 要
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名						
合 計													

- (注) 1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

7 緊急輸送要請体制

(1) 要請伝達系統



(2) 要請内容

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を必要とする車両の種類、大きさ、車両数、人員
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする機関及び活動
- オ 連絡責任者及び現場責任者

(3) 輸送体制

- ア 十勝地区トラック協会の輸送体制、隊編成等は、同協会作成の「緊急救援輸送業務実施要綱」による。

（ア）緊急救援輸送の要請を受けた場合の措置

北海道本部又は自治体等から緊急救援輸送の要請を受けた場合は、地方本部は機を失せず、次の措置を講じ緊急救援輸送を開始するものとする。

- a 受領報告及び対策室に対する指示
- b 班輸送隊の編成
- c 緊急救援輸送車両の確認申請等
- d 現地事務所の開設
- e 輸送終了報告

イ 赤帽帯広軽自動車運送協同組合の輸送体制、隊編成等は、赤帽帯広災害対策本部の作成した「赤帽災害時緊急輸送体制」による。

（ア）緊急救援輸送の要請を受けた場合の措置

帯広市災害対策本部から緊急救援輸送の要請を受けた場合、赤帽帯広災害対策本部は、緊急救援輸送を開始するものとする。

第10節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等の食料の確保、並びに供給方法等に関する食料供給計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

帯広市（市民福祉部第1救護班）（学校教育部調理場班）は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等の配給及び給付対策を実施するものとする。

2 食料の供給

市長は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、市において調達が困難な場合は、その確保について十勝総合振興局長を通じ知事に要請するものとする。

3 食料輸送計画

食料の輸送は、本章第9節の「輸送計画」の定めるところによるほか、帯広市と物資輸送等に関する協定を締結している赤帽帯広軽自動車運送協同組合、ヤマト運輸株式会社及び一般社団法人AZ-COM 丸和・支援ネットワークに対して協力を要請し、輸送車両及び要員の確保を図るものとする。

4 応急供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が被災して炊事のできない者
- (3) 住家が被災して一時的に市内の縁故先に避難する者
- (4) 旅行者等で、食料を得る手段のない者
- (5) 災害地において応急作業に従事している者

5 食料の備蓄及び調達

災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。

被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。

また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。

また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。

6 米飯の炊き出し

- (1) 炊き出し及びその供与は、市民福祉部が行う。
- (2) 炊き出し施設は、原則として次の施設を利用するものとするが、不足する場合又は同施設が災害等で使用不能の場合は、仕出し業者、飲食店、旅館等の協力を得て実施するものとする。

- (3) 必要に応じて、帯広市赤十字奉仕団、市民団体、町内会、自衛隊等の協力・応援を求め、避難場所又はその近くの適当な場所を選定して実施する。

《炊き出し施設の状況》

施設名	所在地	調理能力	電話番号
学校給食センター	帯広市南町南8線42番地3	1回 14,000食	49-1900
帯広市役所食堂	帯広市西5条南7丁目1	1日 2,000食	24-4111

7 給食の実施

- (1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。
 (2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配付する。
 (3) 食料の配付については、町内会、防災組織等の協力により、公平かつ円滑に実施する。

8 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

9 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

炊 出 し 給 与 状 況

炊出し場の名称	月 日			月 日			月 日			3日間小計			4日以降小計			合計	実支出額	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
合計																		

第11節 給水計画

災害によって広域的断水が発生した時には、市民に対し生活に必要な飲料水をできるだけ公平に供給することが重要である。市民が飲料水に対する不安感から混乱することが予想され、このことが応急給水活動時の大きな障害となることが想定される。

そのために、市民に対し十分な広報活動を行い、理解と協力を元に官民一体となった活動を実施する。なお、給水計画は、帯広市上下水道事業災害対策計画の災害応急対策計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 帯広市（上下水道部）

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ア 個人備蓄の推進

市は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

イ 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽と配水池の貯留水を主体として給水するものとする。

ウ 給水資機材の確保

市は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

(2) 北海道

市の水道施設等が被災し、広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て、応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の斡旋、給水開始の指導を行う。

2 給水対象者

災害のため飲料水を得ることができない者

3 応急給水に伴う用語の定義

(1) 常設拠点給水

緊急貯水槽に臨時の給水栓を設置し、被災者に給水する方法をいう。

(2) 常設拠点給水箇所

上記の方法で給水する場所をいう。

(3) 運搬給水

避難所等へ水を運搬して被災者に給水する方法をいう。

(4) 運搬給水箇所

上記の方法で給水する場所をいう。

(5) 運搬給水基地

運搬給水のための水を積み込む場所をいう。（稲田浄水場、南町配水場）

4 目標応急給水量（1人1日給水量）

災害時においても、可能な限り多くの水を供給することが望まれるが、水道施設の被害状況、及び応急給水体制により供給量は限定される。また、時間の経過とともに混乱の鎮静化及び都市機能の回復に伴い、市民の要求量は増加する。このため、動員可能な人員による体制で最も効率的な応急給水体制時の目標給水量を次表のように設定する。

表－1 目標応急給水量の設定表

1	発災後3日間 3ℓ/人日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を常設拠点給水（緊急貯水槽）及び運搬給水により対応する。
2	発災後4～10日 20ℓ/人日	混乱期も鎮静化し、市民も飲料水だけでなく生活用水を求める。配水本管及び支管の復旧により断水人口が減少するため、20ℓ/人日を目標に行う。
3	発災後11日以降 100ℓ/人日	配水小管の復旧により、給水管被災家屋を除き通常給水に復帰する。

5 応急給水活動

応急給水の方法は、動員可能な人員、車両数を考慮し、次の順位を基本とする。

表－2 応急給水方法

順位	方法	備考
1	常設拠点給水	緊急貯水槽（80～100 m^3 ）
2	運搬給水	

※1について

常設拠点給水箇所への臨時の給水栓の設置及び管理は給水班が実施する。

なお、緊急貯水槽については、設置のみ給水班が行い、その後の管理は避難所にいるリーダーに依頼することとする。

表－3 応急給水計画表

○は実施 △は必要に応じて実施

想定による日程区分		混乱期・一時復旧期		二次復興期	復興期	備 考	
想定・計画項目		1日	2～3日	4～10日	11日以降		
1人1日の確保数量		3リットル	3リットル	20リットル	100リットル		
市民の活動		火災及び家屋の倒壊等の被災者は避難所に行く	被災者は避難所生活		一部市民は、避難所にいるが市内はほぼ正常化		
帯広市の活動	上下水道施設の被害状況 (応急復旧の状況)	<ul style="list-style-type: none"> 送水管破損により一部送水停止 配水本管破損により広域断水 基幹施設、配水本管支管の被害調査 配水本管、支管の復旧開始 	<ul style="list-style-type: none"> 送水開始 配水本管通水 配水本管復旧工事 	<ul style="list-style-type: none"> 配水支管復旧 給水装置の復旧開始 			
	応急給水活動 応急給水活動の方針	<ul style="list-style-type: none"> 給水区域の断水状況 上下水道部災害対策部設置 常設拠点給水箇所で給水 運搬給水体制の確立及び開始 	<ul style="list-style-type: none"> 常設拠点給水箇所での給水 運搬給水 一部各戸給水開始 	<ul style="list-style-type: none"> 運搬給水 一部を除いて各戸給水 	正常給水に復興		
応急給水	常設拠点給水箇所	緊急貯水槽	○	○	△	設置のみ給水班	
	運搬給水	機関医療	救急指定病院	○	○	○	給水班
		その他の病院	○	○	○	○	給水班
		福祉施設	○	○	○	○	給水班
	各戸給水			△	△	○	

6 運搬給水計画

(1) 運搬給水の方針

運搬給水は、各地域を受け持つ配水池等貯水施設を運搬給水の基地として選定し、受け持ち地域の給水拠点に運搬し給水する。

運搬給水の基地においては、対策部との連絡を担当するとともに協力事業者への積み込み、運搬先、運搬回数の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。

避難所への運搬給水については、給水班もしくは日本水道協会北海道地方支部および自衛隊の応援により実施することとする。

職員は、医療機関、福祉施設、災害対策関係機関、独居老人世帯等からの要請に対する運搬給水を行なうこととする。この場合、必要に応じて業者から車両及び運転手を借り上げ、実施することとする。

なお、医療機関、福祉施設等の優先施設のうち、病床数10以上で受水槽のない施設を第一優先施設、病床数10以上で受水槽のある施設を第二優先施設として、運搬給水を実施することとする。

(2) 運搬給水用機材の備蓄計画

運搬給水用機材は、応急給水が迅速に実施できるよう必要量を備蓄するものとする。

現在の備蓄内容は、次のとおりである。（備蓄場所：稲田浄水場）

機 材 名	形 状・規 格	数 量	備 考
給水タンク	2 m ³	5 基	
〃	1 m ³	1 基	
組み立て式コンテナ	1 m ³	30 基	
応急給水栓		20 基	
テント	3号 (2.7×4.5)	4 張	
ジェットヒーター	100V、HR120D	4 台	
発電機	100V、9.0A	4 台	
給水タンク車	加圧ポンプ付 1.5 m ³	1 台	
給水タンク車	加圧ポンプ付 3.1 m ³	1 台	

なお、備蓄にあたっては、必要となる機材を計画的に備蓄するものとする。

7 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第12節 上下水道施設対策計画

災害に伴い上下水道施設が被災し、供給等が停止した場合は、市民生活そのものを麻痺と混乱に陥れ、事態として社会経済活動に極めて大きな影響を与えるため、災害時における上下水道施設の復旧および飲料水の確保に対処する動員体制、情報連絡体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策を実施するための計画は、次に定めるところによる。

なお、各施設においても、それぞれ独自の応急対策に関する計画を定めるものとする。

1 実施責任

上下水道施設対策は、帯広市（上下水道部）が実施する。

2 非常態勢

（1）上下水道対策部の設置

災害又は施設の異常等により水道施設に被害が発生し、給水に関し市民生活に大きな影響を及ぼすような事態が発生し、又は発生が予想される場合は、帯広市上下水道事業災害対策計画に基づき、「上下水道部災害対策部」を設置する。

（2）動員の発令

部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めるときは、帯広市上下水道事業災害対策計画の上下水道部災害対策部の非常配備態勢に基づき第1種非常配備態勢、第2種非常配備態勢、第3種非常配備態勢の動員を発令する。

ただし、災害の種類、規模、発生時期等によって特に必要と認めるときは、配備態勢と異なる発令をすることができる。

（3）所掌事務

部長は、災害応急措置を講ずるため必要と認めるときは、帯広市上下水道事業災害対策計画に基づき、上下水道部災害対策部の編成および所掌事務に基づく班の編成並びに所掌事務を発令することができる。

3 上水道施設

（1）初期対策

災害発生初期における施設の操作、点検、被害状況調査等の実施は、次により行うものとする。

ア 施設の運転停止

次の場合は、水道技術管理者の指示により、水道施設班長は施設の運転を停止する。水道施設班長はその内容を対策部長に報告する。

- （ア）停電により運転の継続が不可能と判断される場合
- （イ）薬品の漏洩等により運転の継続が不可能と判断される場合
- （ウ）送水管、配水幹線の機能の停止により二次災害の発生するおそれがある場合
- （エ）浄水場内最低確保水量を維持できない場合
- （オ）配水池最低水位を維持できない場合

なお、運転停止については、迅速かつ的確に判断できるように、別途運転停止条件の細目を定めるものとする。

イ 施設の調査点検

あらかじめ作成した施設の調査点検要領に基づき行うとともに、次の事項について状況確認を行うものとする。

- (ア) 取水及び配水量等の状況確認
- (イ) 電力の受電状況及び運転状況確認
- (ウ) 危険物等火災発生の原因となる物件類の状況確認

ウ 応急対策

災害により応急対策を必要とする異常事態が発生したときは、施設修繕班において、被害を未然に防止又は被害の拡大を防ぐため、水道施設の構造、流速、水位及び水質の状態を考慮し、可能な限り最も適切な方法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。

エ 被害状況調査報告

- (ア) 被害状況を調査収集した職員は、写真撮影し、水道施設被害調査票により施設修繕班長に提出し、対策副部長に報告するものとする。
- (イ) 対策副部長は、被害調査整理簿(以下「整理簿」という。)及び被害状況集計報告書(以下「報告書」という。)を作成し、対策部長に報告するものとする。
なお、総務班は緊急を要する場合や被害状況に応じて、整理簿及び報告書の作成を補助するものとする。

(2) 災害復旧作業

- ア 災害復旧の手順は、原則として水源から順次給水に至るまでの水の流れに従って被害箇所を復旧するよう計画するものとする。
管路の被害が大きく広範囲に断水している場合は、幹線管路を修理復旧した後、避難所・避難場所や医療施設に通じる管路を優先的に復旧するものとする。
- イ 対策副部長は、各班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、対策部長の決定を受けるものとする。
- ウ 施設修繕班は、復旧基本計画に基づき、復旧実施計画を策定し、災害復旧工事を実施するものとする。
- エ 管理者は復旧作業が速やかに実施できるよう、あらかじめ必要な関係機関及び業者等と災害時における復旧作業の協力に関する契約又は協定を締結しておくものとする。
なお、協力その他に関する必要事項は、次のとおりである。
 - (ア) 復旧工事に必要な機械器具類に関すること。
 - (イ) 復旧工事の技術者及び労働者に関すること。
 - (ウ) 緊急連絡に関すること。
 - (エ) その他協力・要請に関する必要な事項
- オ 復旧作業にあたって、資機材等を関係機関及び業者等から調達する場合は、上下水道部災害対策部の編成及び所掌事務に基づく担当班が調達するものとし、別に定める物品調達記録書に記録しなければならない。
- カ 復旧作業の記録は工事作業日報に記録し、班長に報告し、対策副部長に提出するものとする。対策副部長は、工事作業日報に基づき災害復旧状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。
- キ 復旧作業の記録写真は、工事場所、年月日等を記載した黒板を用い撮影するものとする。
- ク 災害復旧時における水質検査の結果は、水質検査結果報告書に記録し、対策部長に報告するものとする。

(3) 応急給水

- ア 災害により応急給水を必要とする事態が発生した場合は、給水班において行うものとする。
- イ 対策副部長は、応急給水基本計画書を作成し、対策部長の決定を受けるものとする。

ウ 給水班は、応急給水基本計画書に基づきその実施計画書を策定するものとする。

エ 給水計画書は、水道施設の被害状況、施設の給水能力、応急復旧の進捗状況等を総合的に判断し、効率的な計画を立てるとともに、復旧状況に応じて段階的に対応を変化させるものとする。

オ 応援事業者等による応急給水が迅速に行えるよう、給水方法、運搬給水の取水基地となる水道施設、応急給水拠点、運搬経路などを指定した応急給水計画をあらかじめ定めるものとする。

カ 給水班は、応急給水状況報告書を作成し、対策部長に報告するものとする。

(4) 災害復旧に係る予算及び措置

災害復旧に係る予算及び措置については、対策部長及び対策副部長と協議をし、総務班長がその事務手続きに必要な書類を作成しなければならない。

(5) 応援体制

災害に際して必要な応急対策を実施するため、関係機関及び自衛隊への応援派遣要請は、総務班が次により行うものとする。

ア 関係機関への派遣要請手続

日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書(平成11年3月5日締結)に基づき、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会区長に応援派遣を要請するものとする。

応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、様式により速やかに、要請先まで提出する。

(ア) 災害の状況

(イ) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(ウ) 必要とする職員の職種別人員

(エ) 応援場所及び応援場所への経路

(オ) 応援の期間

(カ) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

イ 自衛隊への派遣要請手続

(ア) 派遣要請基準

災害に際して、応急対策の実施が上下水道部の組織を動員、あるいはその他の手段をもってしても不可能又は困難であり、自衛隊の派遣が必要であると認められる場合とする。

(イ) 派遣要請要領

管理者は、自衛隊の派遣の必要があると判断される場合には、派遣要請書を市長に提出するものとする。口頭又は電話等により要請した場合は、事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

(ウ) 派遣要請書の記載事項

a 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由

b 派遣を必要とする期間

c 派遣を希望する人員、車両等の概数

d 派遣を希望する区域及び活動内容

e 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

(エ) 自衛隊受入に関し留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して、派遣部隊の任務が十分に達成できるように努めるものとする。

- a 派遣を要請した現地には、必ず責任者を立会させ、作業に支障を来たさないよう自衛隊現地指揮官と協議決定すること。
- b 応急復旧に必要な資機材等については、上下水道部で準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。
- c 自衛隊の活動に対して、付近住民が積極的に協力できるよう配慮すること。

(オ) 撤収要請

管理者は、災害による応急対策が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、速やかに市長に自衛隊撤収要請の連絡を行うものとする。

ウ 応援受け入れ体制

災害時における応急給水作業、応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行するため、日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書（平成11年3月5日締結）に基づき、次の事項について留意し、速やかに応援受け入れ体制を確立するものとする。

- (ア) 応援隊の基地及び宿泊施設の確保
- (イ) 応援活動用資機材の倉出し
- (ウ) 指揮者、誘導者等職員の配備
- (エ) 応援隊の作業及び役割分担
- (オ) 応援期間及び経費その他協議を必要とする事項

エ 相互応援体制

日本水道協会道東地区協議会 災害時相互応援に関する協定書(平成11年3月5日締結)に基づき応援活動を行うものとする。

(6) 安全衛生並びに救急措置

災害発生後の職員の安全確保及び負傷者の救出、救護等に関する事項は、次のとおりとする。

- ア 職員の安全確保並びに負傷者の救出及び救護は、総務班が中心となって連絡調整を行うものとする。
- イ 救急用品は、庁舎事務所及び浄水場内に常備し、設置場所を明示しなければならない。
- ウ 負傷者は、救急用品により応急処置を行った後、症状に応じ医療施設に搬送するものとする。
- エ 庁舎事務所及び浄水場において救急処置の補助者を定め、年一回程度の救急措置の訓練を実施するものとする。

(7) 広報

総務班は水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活給水に関する不安解消に努めるものとする。

4 下水道施設

下水道施設の災害による被害に対しては、下水道施設班長は雨汚水の流下に支障のないよう応急措置を講じ、処理機能の低下が起きないように万全を期することとする。

(1) 活動態勢

- ア 非常配備態勢に基づき、職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施するものとする。
- イ 処理場及び個別排水処理施設にあつては、委託業者及び市民からの報告を基に、非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとるものとする。

(2) 応急復旧対策

- ア 被害調査

（ア）管渠

下水道管渠は、管渠の流下状況やマンホールポンプ室・伏越室等の工作物の被害調査を速やかに行い、二次災害や排水機能の低下防止に努めるものとする。

（イ）処理場

処理場施設は、中央監視室での中央点検（監視画面等）を行うとともに、必要に応じ、場内点検を実施し対応するものとする。

また、清川下水処理場は、施設管理者と連携し、被災状況、流入水量等の異変の把握、流入制限等実施の有無を確認するものとする。

（ウ）個別排水処理施設（合併処理浄化槽）

個別排水処理施設については、各保守点検委託業者と連携し、被災状況を確認するものとする。

イ 応急対策

（ア）管渠

汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急処置を講ずるとともに、本復旧の方針をたてるものとする。

下水道幹線の復旧計画は、被害状況（場所・程度）に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し計画するものとする。

また、下水道枝線は、原則本復旧を前提とした復旧方針をたてるものとする。

（イ）帯広川下水終末処理場

停電などにより処理場の機能が停止した場合は、自家発電機による運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起らないよう対応するものとする。

また、処理場施設の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し復旧方針をたてるものとする。

（ウ）清川下水処理場

停電などにより処理場の機能が停止した場合は、自家発電機による運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起らないよう対応するものとする。

また、処理場施設の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか本復旧とするかを適宜判断し、復旧方針をたてるものとする。

（エ）個別排水処理施設（合併処理浄化槽）

停電などにより浄化槽の機能が停止した場合は、個々の浄化槽の状況を把握し、運転が必要な場合には自家発電機の確保及び運転により対応し、機能停止による排水不能の事態が起らないように対応するものとする。

また、浄化槽の復旧計画は、被害状況に応じて、応急措置をとるか、本復旧とするかを適宜判断し、復旧方針をたてるものとする。

（オ）復旧計画

① 対策副部長は、下水道施設班及び関係機関の被害状況を集約・分析し、下水道施設の全般的な復旧基本計画を作成して、対策部長の決定を受けるものとする。

② 下水道施設班は、復旧基本計画に基づき復旧実施計画を策定し、災害復旧工事を実施するものとする。

③ 下水道の復旧は、市をはじめとして民間企業の協力を得て、できるだけ速やかに現状に復旧するものとする。

（3）広報

総務班は、下水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努めるものとする。

第13節 衣料・生活必需物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品、生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保するための計画は次に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長（市民福祉部第1及び第2救護班）（総務部管財班）が行うものとし、物資の調達に困難なときは、知事に斡旋及び調達を要請するものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。

2 物資供給の対象者

- (1) 災害により住家が全焼、半焼、全壊、半壊等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者
- (2) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 調達の方法

(1) 物資調達の方法

市民福祉部は世帯構成員別被害状況を把握のうえ、備蓄配分計画を樹立し、総務部管財班がこの配分計画に基づき購入するものとする。

(2) 給与又は貸与物資の種類

- ア 寝 具（布団、毛布、タオルケット等）
- イ 外 衣（洋服、作業服、子供服）
- ウ 肌 着（シャツ、パンツ等）
- エ 身 廻 品（タオル、手拭、靴下、傘等）
- オ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- カ 食 器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日 用 品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
- ク 光熱材料（マッチ、ローソク等）
- ケ その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

(3) 備蓄・調達方法

- ア 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量を、市において備蓄保管するものとする。
- イ 日本赤十字社北海道支部帯広地区は、毛布及び日用品セットを備蓄するとともに、より必要なときは日本赤十字社北海道支部長に要請するものとする。
- ウ その他調達にあたっては、あらかじめ市内の業者と協議し、緊急時に速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるものとする。
- エ 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。

4 給与又は貸与の方法

市民福祉部は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については配分計画に基づき行うものとする。

5 義援金品の取扱い

市に送付された義援金品の取扱は、市民福祉部が担当する。

受付の記録、保管、罹災者への配分等は市長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

6 費用の限度及び給（貸）与期間

災害救助法の基準による。

7 物資の給与状況の記録

物資を供給した場合は、次により記録しておかなければならない。

なお、災害救助法による救助物資とその他義援物資とは明確に区分して処理する。

(1) 物資の給与状況（様式1）

様式1

物資の給与状況

帯広市

住家被害 程度区分	世帯主 氏 名	基礎とな った世帯 構成人員	給 与 月 日	物 資 給 与 の 品 名					実 支 出 額	備 考
				布団	毛布	〇〇				
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者

氏 名

㊞

(注) 1 住家の被害程度に全壊（焼）又は半壊（焼）の別を記入すること。

2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。

3 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

第14節 石油類燃料供給計画

災害による緊急通行車両及び災害上重要な施設における石油類燃料（LPGを含む）の供給に関する石油類燃料の供給計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長（総務部総務班：総務部）

市は、管理している緊急通行車両のガソリン等のほか、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

2 石油類燃料の確保

- (1) 燃料等の調達は、「災害時における石油類等の優先供給に関する協定」を締結している帯広地方石油業協同組合加入業者より供給を受けるものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に支援を求めるものとする。
- (3) LPGについては、「災害等の発生時における帯広市と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」を締結している一般社団法人北海道LPガス協会十勝支部により供給を受けるものとする。

第15節 電力施設災害応急計画

災害により電気施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命・市民生活の確保のため、北海道電力(株)帯広支店、北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店は、各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、独自の応急対策に関する電力施設災害応急計画は次に定めるところによる。

1 非常態勢

(1) 非常災害対策帯広支店支部の設置

- ア 非常災害時には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織道東統括支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策道東統括支店支部」を設置し、非常態勢を発令する。
- イ 非常災害対策道東統括支店支部を設置したときは、市、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。
- ウ 対策会議
非常災害対策道東統括支店支部は、気象情報、非常態勢、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道・広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

(2) 非常態勢区分

区 分	発 令 の 基 準
警戒態勢	非常災害が生ずるおそれのある場合
非常態勢	相当の被害の発生が予想される場合、又は発生した場合

(3) 応急復旧要員の動員

- ア 応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、非常態勢発令後、速やかに対応できるよう態勢を確立する。
- イ 社外者（工事会社）の応援態勢を確立しておく。
- ウ 他地域からの救援隊員の応援を依頼した場合、収容場所等受入態勢については、市災害対策本部の協力を得る等、万全を期するものとする。

2 応急復旧対策

(1) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから行うことを原則とする。

ア 変電設備

- （ア）主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- （イ）市街地に送電する送電系統の中間変電所
- （ウ）重要施設に送電する配電用変電所

イ 送電設備

- （ア）全回線送電不能の主要線路
- （イ）全回線送電不能のその他の線路
- （ウ）一部回線送電不能の主要線路
- （エ）一部回線送電不能のその他の線路

ウ 配電設備

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民生安定のため重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるものとするが、災害状況、施設復旧の難易度等を考慮し復旧効果の大きいものから行うものとする。

- （ア）病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- （イ）その他の回線

（2）危険予防措置

社会活動の混乱防止、市民生活の安定のため、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

3 広報活動

- （1）災害における住民の不安解消、事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項を周知する。

ア 断線・垂れ下り電線による感電防止

イ 浸水・雨漏等により冠水した家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意

ウ 電力施設の被害状況

エ 復旧状況

- （2）また、被害、事故の状況により、市、警察署等の防災機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

第16節 ガス施設災害応急計画

災害によりガス施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命・市民生活の安全確保のため、帯広ガス(株)は、有効な予防措置及び二次災害発生の防止対策若しくは速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、ガス施設災害対策は次に定めるところによる。

1 非常態勢（緊急措置及び対策本部の設置）

- (1) 帯広ガス(株)は、災害時、災害の迅速かつ適切な処置を講ずるため、必要に応じ災害対策本部を設置する。
- (2) 災害によりガス施設に被害が生じ又は生じるおそれがある場合、「災害対策本部」を設置し、被害状況により第1次態勢、第2次態勢へ移行し、所要の活動にあたる。
- (3) 供給制限、供給停止被害が広範囲にわたり、復旧対策を必要とする場合、本部を「復旧対策本部」に切り替える。
- (4) 災害対策本部等を設置したときは、速やかに市、その他の行政機関へ通知するものとする。

2 供給停止等の措置

- (1) 災害発生後の各種情報の結果、被害が帯広ガス(株)の処理能力を上回り、二次災害の発生が予想される場合に供給制限、又は停止を実施する。
- (2) 被害が局地的であれば、あらかじめ設定してあるブロック毎に実施する。
被害が全供給区域に拡大される場合には、全面供給制限、又は停止の措置を実施する。

ガ ス 供 給 状 況

都市ガス地区

	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数
根室本線北側地区	Aブロック	5	5, 910
ウツベツ川東・鉄南地区	Bブロック	5	5, 029
稲田・清流・南の森地区	Cブロック	3	3, 675
ウツベツ川西・啓西地区	Dブロック	4	4, 855
自由が丘・西帯広地区	Eブロック	4	5, 247
都市ガス地区合計	5ブロック	21	24, 716

※ 令和3年11月30日現在

LP ガス集中供給地区

	単位ブロック名	復旧ブロック数	供給戸数
大空地区	0ブロック	1	1, 418
大空地区合計	1ブロック	1	1, 418

※ 令和3年11月30日現在

3 復旧対策

- (1) 災害復旧、二次災害防止のため止むなく供給を停止した場合は、直ちに復旧対策本部を設

置し、復旧作業を行う。

(2) 停止は設定してある単位ブロック、復旧ブロックごとに停止する。

(3) 救援態勢

災害対策本部第2次態勢を決定した場合、日本ガス協会北海道部会に救援要請を行う。

この場合、収容場所等救援隊員の受入態勢については、市災害対策本部の協力を得る等万全を期するものとする。

4 広報活動

（災害時の広報）

(1) 波及的災害事故防止を図るため、巡回車による広報の他、警察署、消防、市対策本部等、防災関係機関の協力、報道機関の協力等、あらゆる手段を講じて、住民への広報を実施する。

(2) 広報内容

ア 供給停止のない場合

(ア) ガス漏れ注意

(イ) ガス漏れ発見時の通報

イ 供給停止の場合

(ア) 供給停止の広報

(イ) メーターコックの閉止要請

(ウ) ガス漏れ注意

(エ) ガス漏れ発見時の通報

ウ 復旧作業による広報

(ア) 復旧の見通し、復旧日時

(イ) 復旧作業のスケジュール

(ウ) 復旧作業への協力要請

(エ) メーターコックの閉止要請

(オ) 供給再開時の在宅依頼

第17節 通信施設災害対策計画

災害における通信施設の途絶は、市民生活はもとより、各機関の災害応急対策活動に大きな障害をもたらすとともに、情報の不足に伴う混乱の発生等、社会的影響はきわめて大きいものがある。このため、災害時における通信の途絶を防止するため、東日本電信電話(株)北海道東支店は、各種通信施設の確保、復旧活動等応急対策を迅速かつ的確に実施し、公共機関としての機能を維持するための独自の応急対策に関する計画は次に定めるところによる。

1 非常態勢（災害対策本部等の設置）

- (1) 災害時は、必要に応じて「災害対策本部」を設置する。
- (2) 本部を設置したときは、帯広市、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。
- (3) 災害の規模等により本部の設置が必要ない場合であっても、速やかな復旧対策を講ずることが必要な場合は「情報連絡室」を設置するものとする。

2 防止対策及び応急措置

通信施設に被害が生じた場合又は通信の大混雑により、通信が途絶するような場合に備え、次の防止対策を実施するとともに、緊急応急措置を実施するものとする。

(1) 予防措置計画

- ア 市内の電話交換所を相互に繋ぐ中継ケーブルは、複数ルートに分散し、1つのルートが被災した場合でも他のルートによって通信を確保する。
- イ 市外通話は市外交換機が被災した場合のため、複数の市外交換機を分散設置し、全回線の不通を防止する。
- ウ 災害時における防災関係機関の救助・復旧活動等に係わる重要通信を確保するため、電気通信事業法に基づき、一般回線の利用制限を行う。

優先確保回線：防災関係機関、学校・病院等の公共機関、公衆電話（グレー・緑）

(2) 応急措置

- ア 防災機関等の重要機関の通信の確保
- イ 回線の切り替え等による市外回線の迂回措置
- ウ 利用制限
- エ 被災地域、避難所、NTT窓口への特設公衆電話の設置
- オ 伝言取次サービスの実施
- カ 移動無線車、移動電源車、非常用移動電話交換装置、ポータブル衛星装置の出動
- キ 被災した通信設備の応急復旧

3 広報活動

(1) 災害時の広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用者の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、報道機関の協力、NTT窓口掲示により、次の事項を周知するものとする。

- ア 通信途絶、利用制限の理由とその内容
- イ 災害復旧にとられている措置内容及び復旧見込み
- ウ 利用者に対する協力要請
- エ その他

（2）日常広報

電話帳、ちらし等で災害時における電話の利用を周知する。

（記載内容）

- ア 「大きな災害が発生すると、安否の問い合わせ等で大量に電話がかけられ交換機がさばききれなくなり、通信機能が麻痺状態になるおそれがあります。」
- イ 「電話がかかりにくくなっている場合は、その旨をガイダンスでお知らせします。」
- ウ 「急ぎの電話以外はご遠慮ください。」
- エ 「安否の連絡はできるだけ手短にお願いします。」
- オ 「お見舞いの電話は、しばらく時間をおいてからおかけください。」
- カ 「どなたか1名に連絡がとれたら、そこを起点として被災状況の連絡をとりましょう。」
- キ 「緊急の場合は、公衆電話（グレー、緑）からの通話は優先されます。」

第18節 医療救護計画

災害時における医療救護活動を円滑に実施するための医療救護計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

医療救護は、市長（市民福祉部保健班）が行い、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任により市長が実施するほか、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部（以降、「日赤道支部」という。）が実施するものとする。

2 医療救護対策

(1) 災害発生により医療救護を必要と認めた場合は、市長は帯広市医師会、災害拠点病院及び北海道に対し、医師、看護師、その他の要員により組織した救護班の出動を要請するとともに救急病院、外科系その他関係病院に負傷者等受入れ体制の確保を要請するものとする。

また、被災の内容により適時、日赤道支部及び関係機関に対して救護班の出動の協力を要請するものとする。

(2) 市長は、負傷者等が多数であった場合には、帯広市医師会、災害拠点病院、及び北海道等と連携のもと、応急救護所を開設し、または、状況により仮救護所を設置し、医師、看護師の派遣を要請、負傷者等に対する応急措置にあたる。さらに災害急性期には、必要に応じて北海道に対し災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）出動の協力の要請をするものとする。

(3) 応急救護所は、原則として収容避難所のうち、各地区の中学校及び義務教育学校を指定するものとする。

3 救護班の活動状況等の記録

救護班の活動状況等については、次により記録しておかなければならない。

- (1) 救護班活動状況(様式1)
- (2) 病院診療所医療実施状況(様式2)

様式1

救護班活動状況

班長 医師 氏名 ㊟

月 日	市町村名	患者数 人	措置の概要	死体検案数 人	修繕費 円	備 考
計						

（注）「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式2

病院診療所医療実施状況

帯広市

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点		
計 期間	人								

（注）「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

4 患者の移送

負傷者等の移送は、現地での応急措置の後、災害拠点病院、救急指定病院又は最寄りの病院、若しくは避難所に移送するものとする。

5 医療機関等の状況

資料編 資料3のとおり

6 医師会等に対する出動要請

(1) 市長は、災害の規模等により、応急医療の必要があるときは、災害拠点病院、及び「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、帯広市医師会、十勝歯科医師会及び北海道に対し、救護班の出動要請を行う。

ア 要請内容の事項

- (ア) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (イ) 出動の時期及び場所
- (ウ) 出動を要請する人員及び資機材
- (エ) その他必要な事項

(2) 市長は、災害の状況により、北海道薬剤師会帯広支部長等に対し、出動要請を行うことができる。

7 医療薬品等の確保

保健班における備蓄用品の給与及び市内の医薬品等取扱業者からの調達によるものとするが、市内での調達が困難な場合は、知事に対し斡旋及び提供を要請するものとする。

第19節 防疫計画

被災地での感染症の発生又はそのまん延を防止するため、防疫班の編成、防疫の方法等に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

道及び市は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図るものとする。

(1) 北海道

ア 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号 以下「感染症法」という）に基づく防疫措置を実施する。

イ 市が実施する防疫に関する業務を指導し、支援し、かつ、その総合調整を行う。

(2) 市町村

ア 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置は、市長（市民福祉部保健班）が知事の指示に従い実施する。

イ 市長（市民福祉部保健班）は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

ウ 被害が甚大で、市長のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、近隣市町村及び知事の応援を得て実施するものとする。

2 防疫班の編成

市長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとし、保健班長は、防疫実施のため都市環境部（清掃班）の協力を得て処理にあたるものとする。

防疫班は、概ね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって1班として編成するものとする。

3 防疫の種別と方法

(1) 消毒活動

ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、被災後直ちに石灰水等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれがある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

イ 避難所のトイレその他不潔場所の消毒は、次亜塩素酸ナトリウムを用い1日1回以上実施する。

(2) 各世帯における家屋等の消毒

ア 汚染された台所、浴室及び食器棚は次亜塩素酸ナトリウムを用いて拭浄する。また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の消石灰を散布するよう指導する。

イ 水洗トイレは、次亜塩素酸ナトリウムで消毒し、便槽は消石灰、次亜塩素酸カルシウム（別名さらし粉）等を投入かくはんする。

(3) 検病及び検水調査並びに健康診断

避難所、浸水地域その他の感染症の発生が予想される危険地域については、十勝総合振興局保健環境部保健行政室の協力により、検病及び検水調査並びに健康診断を実施し、感染症の予防に万全の措置を講ずるものとする。

(4) 臨時予防接種

災害の状況により、被災地における感染症の発生を予防するため、必要に応じ十勝総合振

興局保健環境部保健行政室の指導により、種類、対象及び期間を定めて臨時予防接種を行うものとする。

4 感染症患者等の発生時における対応

市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、十勝総合振興局保健環境部保健行政室と速やかに連携して対応するものとする。

5 防疫用資器材の調達

防疫を行うに当たり、市が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室又は隣接市町村より借用するものとする。

6 家畜及び畜舎の防疫

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する病原菌により汚染され、感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分して消毒を実施するものとする。

第20節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のごみの収集処理、し尿の収集処理、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

被災地における清掃は、市長（都市環境部清掃班）が実施するものとするが、被害が甚大で清掃活動が困難な場合は、道又は近隣市町村に応援を要請するものとする。

2 清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班を必要に応じて編成し、処理にあたるものとする。

3 応急措置

清掃班は、当面次の計画を立て活動を開始するものとする。

- (1) 作業戦力（市職員及び車両、委託業者の作業員及び車両）の掌握と活動計画
- (2) ごみ、し尿処理施設の使用不能に伴う、復旧工事の完了までの長期にわたる緊急処理方法の決定と地区別臨時処理場等の決定
- (3) し尿処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）とごみ処理施設（くりりんセンター）等の早期復旧対策
- (4) ごみ、し尿の収集作業対策に関する市民広報

4 ごみの収集処理の方法

(1) 収 集

- ア 災害がある程度落ち着いた時点から、被災地において全面的に収集作業にあたるものとする。
- イ 被災地の住民に協力を要請し、台所くず類を優先的に収集し、感染症の源となる汚物から順に収集するものとする。
- ウ 一般ごみはその後に収集するものとする。
- エ 災害の状況により本市清掃能力をもっても完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみの収集に万全を期するものとする。

(2) 処 理

ごみ処理施設（くりりんセンター）を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど、完全処理が不可能な場合は、一時堆積等の手立を講じ、後日、処理施設で処理することができる。

5 し尿の収集処理の方法

(1) 収 集

- ア 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸のトイレの使用を早急に可能にするものとする。
- イ 避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設トイレを設置するものとする。

（2）処 理

ア し尿処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど完全処理が不可能な場合は、一時貯留し、後日、処理施設で処理するものとする。

6 死亡獣畜の処理方法

- （1）死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
- （2）所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市長が実施するものとする。
- （3）死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行うものとする。
- （4）死亡獣畜取扱場が使用できない場合又は運搬が困難な場合は、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

7 清掃等施設状況

（1）ごみ処理・ごみ埋立

（十勝圏複合事務組合）

名 称	所 在 地	処理区分	処理方法	処理能力	電話番号
くりりんセンター	帯広市西 24 条北 4 丁目	可燃物	焼却	330t/D	37 - 3550
		不燃物 大型ごみ	破碎	110t/5h	
一般廃棄物最終処分場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311, 200 m ³	37-3550 (くりりんセンター)

（2）し尿処理場

（十勝圏複合事務組合）

名 称	所 在 地	処理区分	処理能力	電話番号
十勝川流域下水道 浄化センター 浄化槽汚泥等受入施設	帯広市西 18 条北 3 丁目 13	加温消化	130k l/D	33-8662

（3）死亡獣畜取扱場

名 称	所 在 地	処理能力	管理主体	電話番号
十勝化成工場	中札内村元札内東 2 線	15t/D	十勝農協連	69 - 4121

8 清掃車両保有状況

	ごみ収集車	その他車両	し尿収集車	摘 要
直 営	4 台	1 台	—	
委託業者	21 台	10 台	5 台	ごみ委託 5 社、資源委託 6 社 し尿委託 2 社
許可業者	99 台	751 台	32 台	委託業者含む。

第21節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 北海道

ア 十勝総合振興局長は、帯広市が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。

イ 道は、市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

(2) 帯広市

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

2 飼養動物の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

(3) 災害時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第22節 文教対策計画

学校施設の被災により通常の教育に支障をきたした場合の応急対策及び文化財等の保全保護対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

- (1) 市立の小中学校及び義務教育学校、並びに高等学校における応急教育及び応急復旧対策は、教育委員会（学校教育部）が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長（学校教育部）が行う。
- (2) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うこととする。
- (3) 災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え教職員の任務の分担、相互の連携、時間外における参集等についての体制を整備する。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

災害が発生したときは、各学校長は自らの判断又は教育委員会（学校教育部）の指示に基づき、必要に応じて休校措置をとるものとする。

ア 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、直ちに広報車、ラジオ、テレビ等を利用し、児童・生徒に周知徹底させるものとする。

イ 授業開始後の措置

児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分に徹底させるとともに、低学年児童にあつては、教師が地区別に付き添う等の措置を講ずるものとする。

(2) 施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

被害の程度により、応急修理ができる場合は、即時修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内運動場等を使用するものとする。

ウ 校舎の大部分、又は全部が使用不能となった場合

(ア) 公共施設又は最寄りの学校の校舎を使用するものとする。

(イ) 応急仮設校舎の建築を検討するものとする。

(3) 教育の要領

ア 災害の状況に応じ特別の教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努めるものとし、授業が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ 特別の教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 教科書、学用品の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容程度が児童生徒に過度の負担にならないようにする。

(イ) 教育の場所が、学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び生徒の安全確保に留意する。

(ウ) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

(エ) 学校が避難所に充てられた場合は、特に児童生徒の管理に注意するとともに、収容に

よる授業の効率低下にならないように留意する。

ウ 災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(4) 教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施するものとする。この場合、学校長は、当該被災学校の教職員のみで実施が困難と認めるときは、教育委員会（学校教育部）に報告し、教育委員会は、十勝教育局、道教育委員会と連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育に支障をきたさないようにする。

(5) 学校給食等の措置

ア 給食施設、設備が被災したときは、できる限り応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳については関係機関と連絡のうえ、緊急確保を図るものとし、その他の物資についても応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理については、特に留意し食中毒等の事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して保健管理をするものとする。

ア 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にし、必要に応じて消毒を実施すること。

イ 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできる限り隔絶すること。

ウ 避難所としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。

エ 必要に応じて児童生徒の健康診断をすること。

(7) 学用品の措置

ア 学用品給与の対象

住宅の全壊、全焼、半壊、半焼により学用品を失い、又は損傷し就学上支障のある児童生徒に対して市長が支給する。

災害救助法の適用を受けた場合は、市長が知事の委任を受けて支給する。

イ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

3 文化財等保全対策

北海道文化財保護条例による文化財及び市の保存文化資料は、生涯学習部がその保全保護にあたるものとする。

指定文化財（帯広市指定）

名 称	指 定 年 月 日	所 在 地
依田勉三直筆の書 「留別の詩」	昭和57年1月1日	帯広百年記念館
十勝監獄石油庫	昭和57年1月1日	緑ヶ丘2番地（緑ヶ丘公園内）
帯広カムイトウウポポ保存会	昭和57年1月1日	柏林台東町2丁目帯広市生活館
ランダーの油絵	昭和58年3月1日	帯広百年記念館
暁遺跡出土の遺物	昭和58年3月1日	帯広百年記念館 埋蔵文化財センター

八千代A遺跡出土遺物	平成3年11月1日	帯広百年記念館 埋蔵文化財センター
十勝鉄道蒸気機関車4号 及び客車コハ23号	平成6年11月1日	西7条南20丁目 とてつぼ通り
ロープ伝導式手押豆播機	平成9年6月1日	帯広百年記念館
備忘（依田勉三自筆日記）	令和4年10月28日	帯広百年記念館

指定文化財（北海道指定）

名 称	指 定 年 月 日	所 在 地
札内川流域化粧柳自生地	昭和37年3月22日	大正町基線9～10号間地先
大正のカシワ林	昭和43年1月18日	大正町445、446番地
帯広畜産大学農場の構造土 十勝坊主	昭和49年12月6日	川西町西4線17 帯広畜産大学農場

4 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

5 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、次により記録しておかなければならない。

(1) 学用品の給与状況（様式1）

様式1

学用品の給与状況

帯広市

学校名	学 年	児 童 (生徒) 氏 名	親権者 氏 名	給 与 月 日	給 与 の 内 訳					実 支 出 額	備 考
					教 科 書			そ の 他 学 用 品			
					国語	算数		鉛筆			
計	小学校	人								円	
	中学校	人								円	
	義務教 育学校	人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

- (注) 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。
2 「給与の内訳」欄には、数量を記入すること。

第23節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法を適用し、応急仮設住宅が必要な場合、その設置は、原則として北海道知事が行う。
- (2) 市長（住宅班）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被害者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。
- (3) 市長（住宅班）が仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事の委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所の設置

市長は、必要により住宅が被害を受け、居住の場所を失った者を收容保護するため、本章第5節の「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

(ア) 建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

(イ) 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

イ 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であつて、自らの資力で住宅を確保できない者とする。

ウ 入居者の選定

市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。

エ 建設戸数

道は、市長からの要請に基づき設置戸数を決定するものとする。

オ 建設型応急住宅の建設地、構造等

(ア) 建設場所は、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。

(イ) 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長することができる。

(エ) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた市長が管理する。また、

市が設置したものについては、市が管理を行う。

カ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

キ 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(3) 住宅の応急修理

ア 応急修理を受ける者

災害により住宅が半壊又は半壊し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者。

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行うものとする。

ウ 修理の範囲と費用

(ア) 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(イ) 費用

費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 平常時の規制の適用除外措置

道及び市は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

4 施工及び資材の調達

施工及び資材の調達は、原則として市の指名登録から選定して行うものとする。この場合において、市は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておかなければならない。

(1) 応急仮設住宅台帳（様式1）

(2) 住宅応急修理記録簿（様式2）

6 公営住宅等の斡旋

市は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にも斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

様式1

応急仮設住宅台帳

帯広市

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- 注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有償無償の別を明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

様式2

住宅応急修理記録簿

帯広市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月 日	円	
計	世帯			

注) 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

第24節 被災宅地安全対策計画

市の区域内において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図るために必要な事項については、この計画の定めるところによる。

1 危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対し、宅地判定士の派遣等の支援を要請するものとする。

2 判定対象宅地

対象宅地は、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査表へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、都市環境部に置き、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

市は、災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材を備蓄するものとする。

第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索、遺体に関する処理及び遺体の応急的な埋葬の実施に関する計画については、次に定めるところによる。

1 実施責任者

市長（市民福祉部第2救護班）が行うほか、警察官が実施する。

救助法が適用された場合は、市長が知事の委任を受けて行うものとし、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行うものとする。

2 実施方法

（1）行方不明者の捜索

ア 捜索の対象

行方不明の状態にある者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者。

イ 捜索の実施

市民福祉部長は、消防機関及び警察官の協力により捜索を実施し、被災の状況によっては、関係機関及び地域住民の協力を得て実施するものとする。

ウ 捜索の方法及び期間

市民福祉部長は、行方不明者の人相、着衣、特徴、写真、所持品等の情報入手に努め、関係機関等の相互連絡を緊密に行い、人道上の立場から解決するまで捜索を行うものとする。

エ 行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者を発見したときは、家族、親類等に速やかに連絡するとともに関係機関に通知するものとする。

（2）遺体の収容処理

ア 対象者

災害により死亡し、又は遺体で発見されたものをいう。

イ 遺体の処理

遺体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、警察官の検視及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

（ア）身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

（イ）身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を講じ、一時的な保管をするとともに、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

ウ 遺体の収容

身元識別に時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合は、遺体を市内の寺院、公共建物又は公園等の適当な場所へ収容安置するものとし、適当な既存建物がない場合は、テント等を設置して遺体の収容所とする。

（3）遺体の埋葬

ア 対象者

災害の混乱の際に死亡した者で、災害のために埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない場合

イ 埋葬の方法

- （ア）市長は、遺体を土葬又は火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行うものとする。
- （イ）身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬とするものとする。
- （ウ）市長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

（4）平常時の規制の適用除外措置

市及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

3 火葬場の状況

火葬場	所在地	炉数	電話番号
帯広市火葬場（清照殿）	帯広市川西町西2線25番地13	6基	59-2355

4 費用の限度及び期間

災害救助法の基準による。

5 遺体の捜索等の記録

遺体捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。

- （1）遺体捜索状況（様式1）
- （2）遺体処理台帳（様式2）
- （3）埋葬台帳（様式3）

様式1

遺体捜索状況

帯広市

年月日	捜索地区	捜索遺体	捜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者 管理者名		

（注）捜索用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

様式2

遺 体 処 理 台 帳

帯広市

処 理 年月日	遺体発見 日時及び 場 所	遺体者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
計		人									

様式3

埋 葬 台 帳

帯広市

死亡 年月日	埋葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考	
		氏名	年齢	死 亡 者 と の 関 係	氏名	棺	埋葬料又は 火葬料	骨箱	計		
計		人									

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬料を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第26節 障害物除去計画

災害により道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい支障を与えらると思われる障害物の除去については、この計画に定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、市長（都市環境部）が行い、救助法が適用されたときは、市長が北海道知事の委任により行うものとする。
- (2) 道路及び河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。
- (3) 軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要なとき。
- (3) 河川における障害物の除去は、河川の流水を良くし、溢水を防止し、又は河岸の決壊を防止するため必要なとき。
- (4) その他公共的立場から除去を必要とするとき。

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力及び応援を得て、速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の集積場所等

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、集積するものとする。
- (2) 北海道財務局、道及び市は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効利用に配慮するものとする。
- (3) 工作物等の保管は、盗難の危険のない場所に保管し、保管を始めた日から14日間その旨を公示するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第8節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第27節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、この計画に定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

（1）災害の原因

融雪、雪崩及び異常気象等による出水

山崩れ

地すべり

土石流

がけ崩れ

地震

（2）被害種別

路面及び路床の流失埋没

橋梁の流失

河川の決壊及び埋没

堤防の決壊

ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊

下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

2 応急土木復旧対策

（1）実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

（2）応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア 応急措置の準備

（ア）所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

（イ）災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、又は当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して他の施設に重大な影響を与え、又は住民の生活に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、市及び防災関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法によりイに定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び帯広市地域防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が円滑に実施されるよう協力体制の確立を図るよう努めるものとする。

第28節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料を円滑に確保するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任者

家畜飼料等の円滑な確保は、市（農政部農政班、水道施設の災害復旧：上下水道部）が行う。

2 応急飼料の確保

市は、被災農家が家畜飼料等を確保ができないときは、農協等と緊密な連携をとり、応急確保に努めるものとし、さらに不足するときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、十勝総合振興局長を通じ、道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については種類、品種、数量）
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法（預託、付添等）
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

3 家畜用水の確保

災害により水道施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸など代替用水の利用を図り、速やかに施設の復旧に努めるものとする。

第29節 労務供給計画

災害時における災害応急対策の実施に、職員の労力だけでは十分その効果をあげることが困難な場合の労務の供給は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害応急対策に必要な労務員の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、市長（総務部職員班）が行う。

2 民間団体等への協力要請

(1) 動員の順序

災害応急対策の要員を確保する場合は、まずボランティア団体及び奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合においてのみ、労務員を雇上げするものとする。

(2) 動員要請

本部の各部長において奉仕団等の労務を必要とするときは、次の事項を示し総務部長に対し要請するものとする。

- ア 労務要員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 従事する場所
- エ 就労予定期間
- オ 所要人員数
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

3 労務員の雇上げ

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは、労務員を雇上げするものとする。

(1) 労務員雇上げの範囲

- ア 被災者の避難のための労務員
- イ 医療助産の移送のための労務員
- ウ 被災者救出のための機械器具及び資材の操作のための労務員
- エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務員
- オ 救助物資支給のための労務員
- カ 行方不明者の捜索及び遺体処理のための労務員
- キ その他災害応急対策のために必要な労務員

(2) 帯広公共職業安定所長への要請

市において労務員の雇上げをするときは、次の事項を明らかにして帯広公共職業安定所長へ求人申し込みをするものとする。

- ア 職種別所要労務員数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

（3）賃金及びその他費用負担

ア 労務員に対する費用は、その求人を行った者が負担するものとする。

イ 労務員に対する賃金は、当市における同種の業務及び同程度の技能に係る水準を基本とする。

第30節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、この計画の定めるところによる。

1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運行は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」及び、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

市長は、災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、知事に対し運航の要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

3 要請方法

北海道知事（危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第1号様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

- ・TEL 011-782-3233
- ・FAX 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

5 報告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第2号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

- (2) 救急活動・救助活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

7 救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

市長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 市長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局（地域創生部危機対策室）及び帯広警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第3号様式）を提出するものとする。

ウ 市長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 市長は、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

8 ヘリコプターの離着陸可能地

本市におけるヘリコプターの離着陸可能地は、次のとおりである。

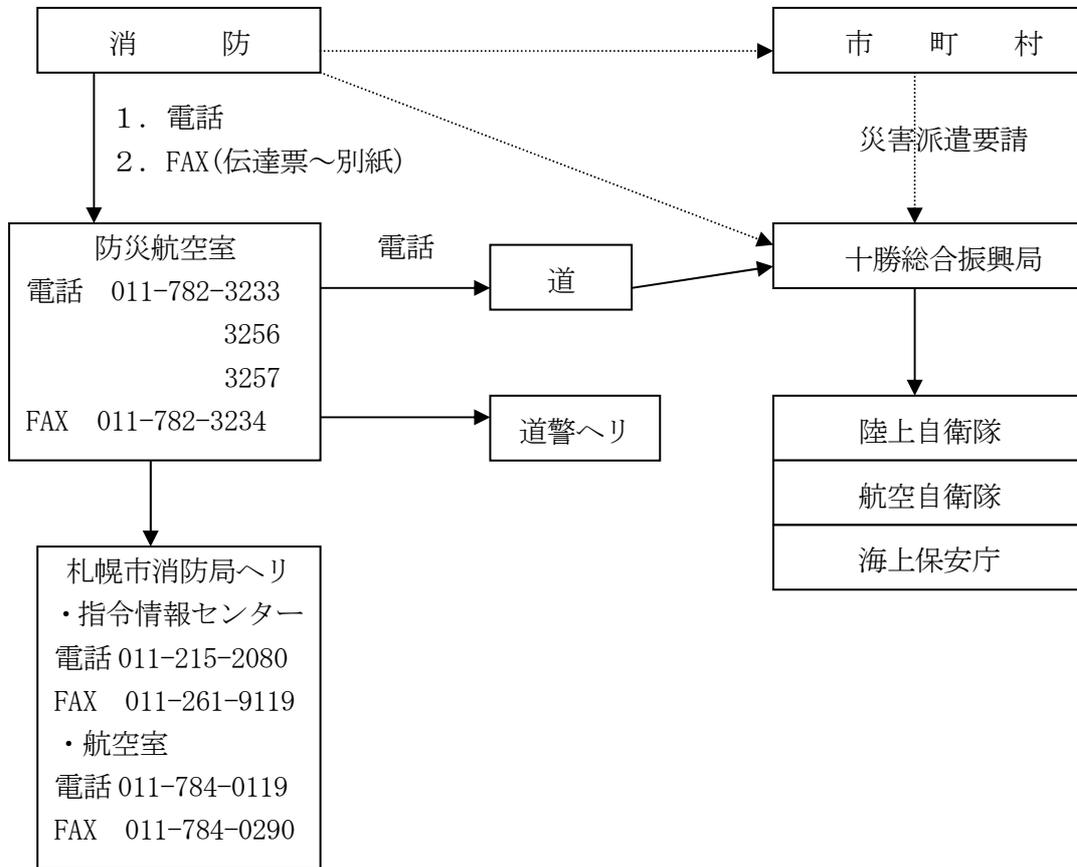
所 在	名 称	着陸場所の面積
西14条南8丁目	帯広競馬場	23,000㎡
緑ヶ丘	緑ヶ丘公園多目的広場	20,686㎡

9 消防防災ヘリコプター運航系統図

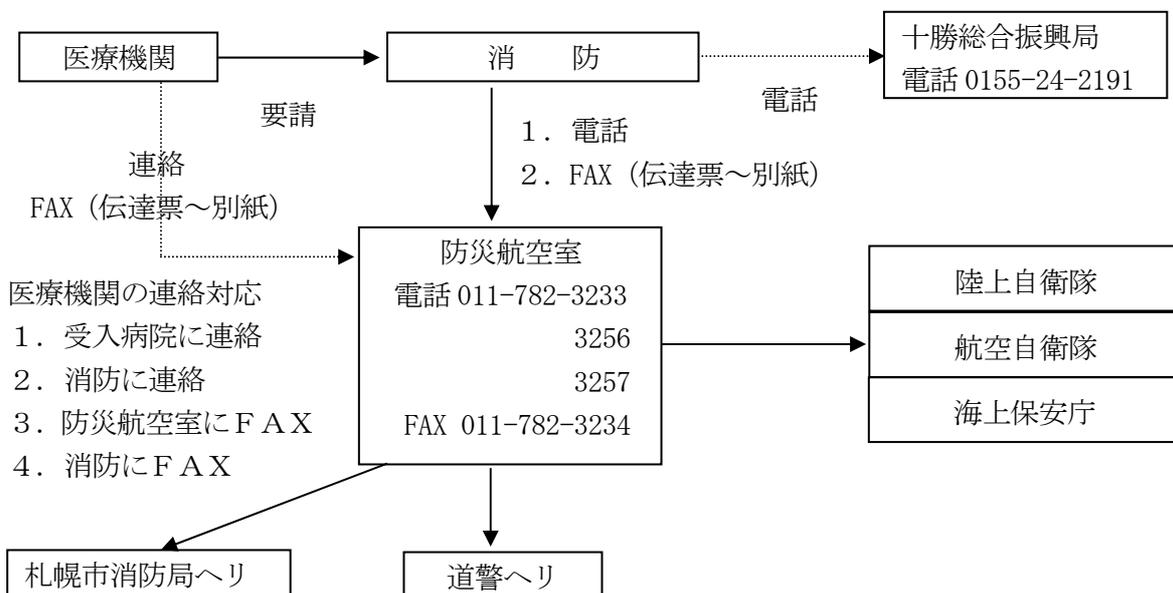
消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

消防防災ヘリコプターの運航系統

消防防災関係業務



救急患者の搬送



別記第1号（3関係）

（第 報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおり、ヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名						
		担当者職氏名						
		連絡先						
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分						
	災害発生日時	年 月 日 時 分						
	災害発生場所							
	災 害 名							
	災害発生状況・措置状況							
派遣を必要とする区域			希望する活動内容					
気象の状況								
離着陸場の状況	離着陸場名							
	特記事項	(照明・Hマーク、吹き渡し、離着陸場の状況)						
必要とする資機材			現地での資機材の確保状況					
			特記事項					
傷病者の搬送先			緊急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名							
	現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者	(機関名)		(職氏名)					
無線連絡方法			(周波数)		Hz			
その他参考となる事項								
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢

別記第2号様式（5関係）

第 号
年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行に係る災害等状況報告書

総括責任者

北海道総務部危機管理監 様

帯広市長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場所								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況・措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

別記第3号様式（7関係）

救急患者の緊急搬送情報伝達票

（第 報）

	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場所								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況・措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

別記第3号様式（7関係）

第 報

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年 月 日 時 分				
1 要請市町村名	電話		FAX		
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話				
所在地					
担当者（医師名）	医師		氏名		
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電 話	FAX				
受入れ医療機関の承認	有 ・ 無				
4 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
体重	kg	職業			
住 所					
病 名	現 状				
経 過					
5 付添搭乗者（医師、看護婦の所属： 依頼病院 ・ 受入れ医療機関）					
氏 名	医 師		年齢	歳	体重 kg
	看護師		年齢	歳	体重 kg
	付添人	続柄	年齢	歳	体重 kg
6 連航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴	(規格	×		、重量	g)
②保育器	(規格 H	×W	×L	、重量	g)
③酸素吸入器	(規格	×		、重量	g)
④その他	(名称	、規格	×	、重量	g)
(2) 積載される機器の種類、重量、規格					
①依頼病院	kg		kg		kg
②受入れ医療機関	kg		kg		kg
現地 離着 陸場	メモ				

注1) 市町村は、No.1～No.6の項目を記載の上要請すること。

救急患者緊急搬送処理票

(北海道防災航空室)

※確認事項				
気象 ・ 丘珠空港 ・ 着陸地 (管制・CAV・空港施設) ・ 救急車 (現地 ・ 到着地) ・ 給油				
7 フライト決定	年 月 日 時 分			
	運航機関名		機 種	
8 ヘリコプター等のフライト決定通知 防災航空室から市町村				
年 月 日 時 分 【伝達方法：電話 (伝達先氏名) ・ FAX】				
9 ヘリコプター等のフライト情報の伝達				
		《TEL 011-231-4111 内 22-561 》		
◎総括管理者 (危機対策課)		《FAX 011-231-4314 》		
		《TEL 》		
◎ 振興局 (電話伝達先氏名)		《FAX 》		
		《TEL 011-787-0110 》		
◎道警察航空隊 (電話伝達先氏名)		《FAX 011-787-0121 》		
		《TEL 0133-62-4119 》		
◎札幌消防航空隊 (電話伝達先氏名)		《FAX 011-271-0631 》		
		《TEL 011-511-7116 EX 2574 》		
◎陸上自衛隊総監部運用室運用班 (電話伝達先氏名)		《TEL 0123-23-3101 EX 2231 》		
◎航空自衛隊第2航空団防衛班 (電話伝達先氏名)		《FAX 0123-23-3101 EX 2769 》		
		《TEL 0134-27-6172 》		
◎第一管区海上保安本部救難課 (電話伝達先氏名)		《FAX 0134-21-2835 》		
10 ヘリコプター等の発着時刻				
	救 急 車		ヘリコプター	
	場 所	時 刻	場 所	時 刻
現 地	(病院等)	(発) :	給油	(着) :
				(発) :
	(ヘリポート)	(着) :	(現地)	(着) :
目 的 地	(ヘリポート)	(発) :	(現地)	(発) :
	(病院等)	(着) :	(目的地)	(着) :
時刻 : 上段・予定時刻、下段・実時刻				

注2) 防災航空室及び市町村は、フライト決定後、No.7以降の欄に処理内容を記載すること。

第3 1 節 自衛隊派遣要請計画

災害時における人命又は財産の保護のための自衛隊への派遣要請は、この計画の定めるところによる。

1 災害時派遣要請基準

- (1) 人命救助のために必要とする場合
- (2) 災害又は災害の発生が予想され、緊急措置のため必要とする場合
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため必要とする場合
- (4) 救援物資の輸送のため必要とする場合
- (5) 主要道路の応急復旧のため必要とする場合
- (6) 応急措置のため、医療、防疫、給水及び通信等について必要とする場合

2 災害派遣要請の手続

(1) 派遣要請方法

自衛隊の派遣を要請する必要があるときは、次の事項を明らかにして、知事（十勝総合振興局長）に対し要求する。

ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

また、人命の緊急救助に関し、知事（十勝総合振興局長）に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶などにより知事（十勝総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

この場合、事後速やかに必要事項を記載した文書を知事（十勝総合振興局長）に提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他派遣部隊との連絡方法等参考になる事項

(2) 担当の対策部班及び要請先

- ア 自衛隊の災害派遣要請は、本部長が行う。
- イ 十勝総合振興局地域創生部危機対策室に派遣の要請を依頼する。

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 受入れ準備の確立

十勝総合振興局から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 担当部班

受入れの担当部班は、応援を受ける内容により関係のある部班が担当するものとする。

イ 連絡職員の氏名

本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたるものとする。

ウ 作業計画樹立及び資機材等の保管場所等の準備

担当部班は受入れのため、次の事項に関し計画を立て、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をとるものとする。

- (ア) 応援を求める作業の内容

- (イ) 所要人員
 - (ウ) 資機材等の確保
 - (エ) 派遣部隊の車両、資機材等の保管場所等の準備
 - (オ) 派遣部隊の滞留場所
- (2) 派遣部隊到着後の措置
- ア 派遣部隊との活動計画等の協議
担当部班は、派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援活動計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。
 - イ 知事（十勝総合振興局長）への報告
総務部総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（十勝総合振興局長）に報告するものとする。
 - (ア) 派遣部隊の長の官職名
 - (イ) 隊員数
 - (ウ) 到着日時
 - (エ) 従事している活動内容及び進捗状況
 - (オ) その他参考となる事項

4 派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事（十勝総合振興局長）に対し、撤収要請を行うものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話等で要求し、その後に文書を提出するものとする。

5 経費負担等

- (1) 次の費用は、帯広市が負担するものとする。
- ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ し尿処理料
- (2) その他必要な経費については、自衛隊及び帯広市において協議のうえ定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

第3 2 節 広域応援・受援計画

大規模災害時等において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。

1 実施機関

市及び消防機関

2 実施内容

(1) 市町村間の応援・受援の実施

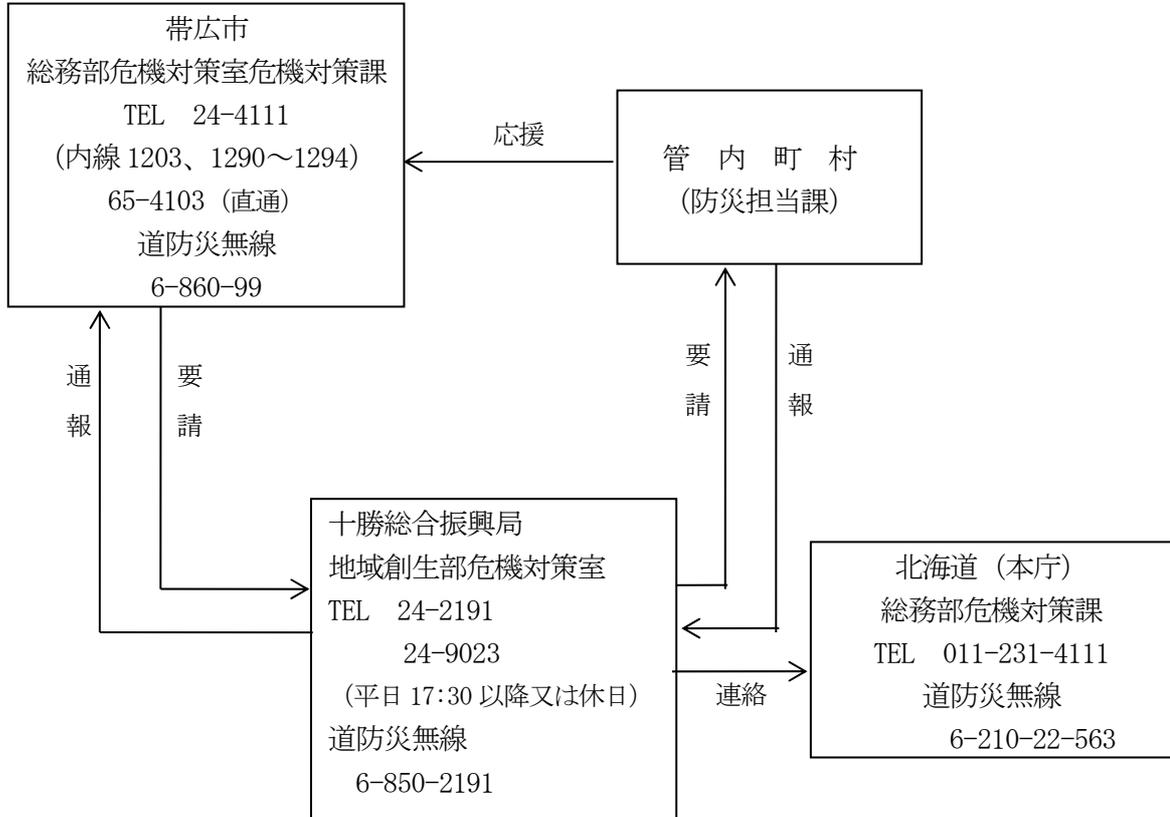
ア 道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき応援・受援の実施を図る。

イ 市長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（総合振興局長）に対し、応援を求めるものとする。

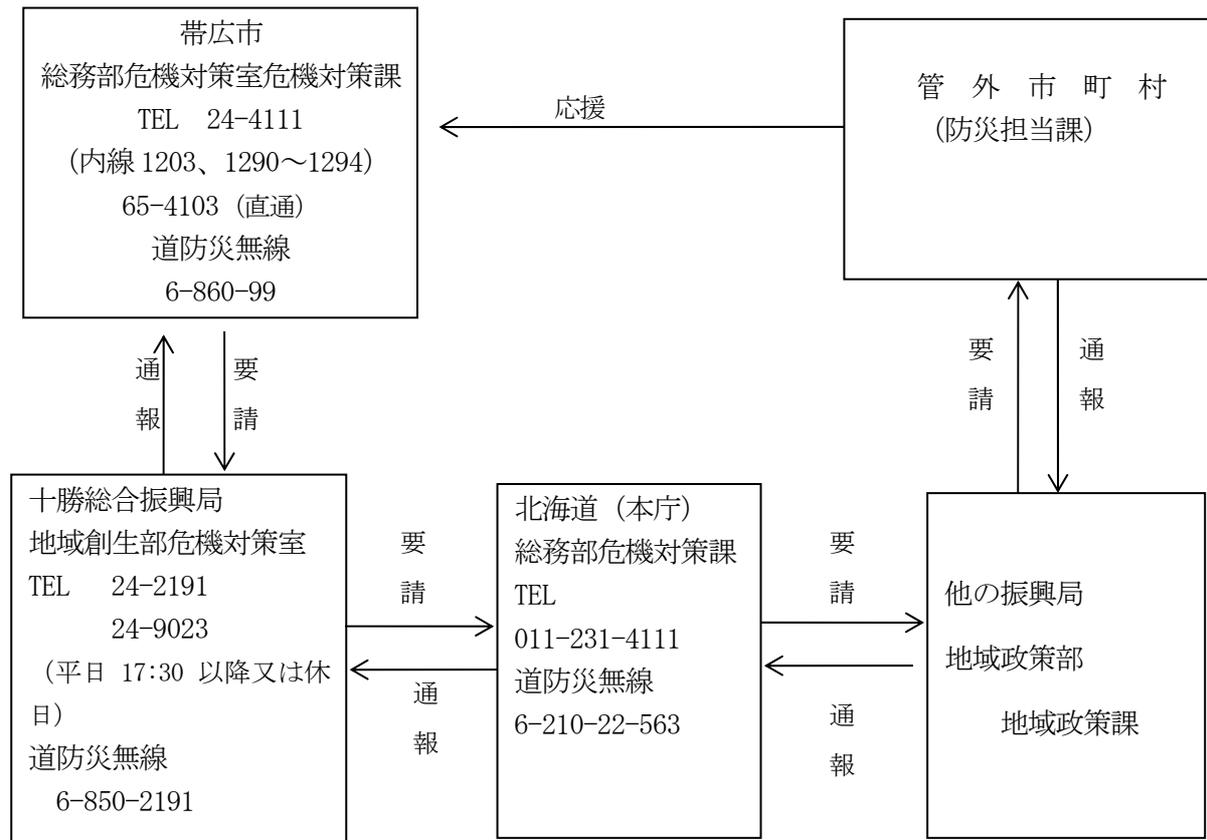
ウ 市長は、道内の被災市町村長及び知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合において、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないものとする。

応援要請の区分及び連絡系統図

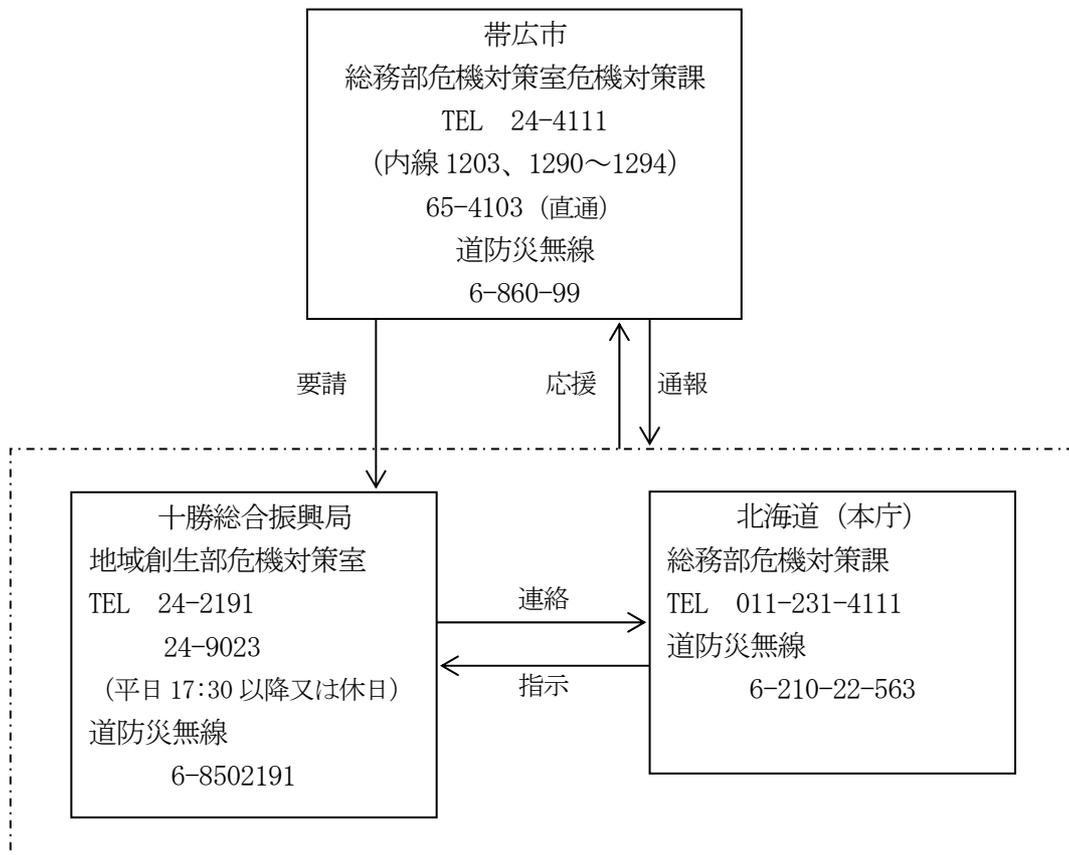
第1 要請 要請市町村が当該振興局地域内の市町村に対して行う応援要請



第2要請 要請市町村が他の振興局地域の市町村に対して行う応援要請



第3要請 要請市町村が北海道知事 (十勝総合振興局長) に対して行う応援要請



エ 応援・受援の種類については下記のとおりとする。

- （ア）食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- （イ）被害者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋
- （ウ）災害応急活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- （エ）災害応急活動に必要な職員の派遣
- （オ）被害者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- （カ）その他、特に要請のあった事項

オ 「道東六市防災協定」に基づく応援・受援の実施

この協定は、道東地域で大規模災害時において、都市間の連携・応援体制により、災害応急対策が円滑に実施できるように、平成8年5月に締結した協定である。

（2）知事に対する応援要請等

- ア 市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請するものとする。
- イ 市長は、知事が、災害発生都府県知事又は、内閣総理大臣から他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努めるものとする。

（3）消防機関

ア 消防機関は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市は道に対して広域消防相互応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

イ 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておくものとする。

ウ 消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

（4）防災関係機関の活動拠点等

防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。

なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や市、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。

第33節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により、市長等は指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めることができる。

1 要請権者

市長又は市委員会若しくは委員（以下本節において「市長等」という。）

なお、市の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、市長に予め協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣の斡旋を求める理由

イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定するものとする。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

(2) 派遣職員の給料等の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又、地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

(3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

(4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。

(5) 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

（参考） 昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（一日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第34節 災害ボランティアとの連携計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な人員を確保するための帯広市社会福祉協議会、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、この計画に定めるところによる。

1 行政とボランティアの役割

ボランティアの自主性と主体性を尊重しながら、行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時から連携・協力関係の確立に努めるものとする。

2 ボランティア団体等の協力

市（市民福祉部第1救護班）及び防災関係機関は、帯広市社会福祉協議会、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に基づき、災害応急対策等の実施について、協力を受けるものとする。なお、災害時において、市は災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、「帯広市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」及び「帯広市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、帯広市社会福祉協議会と協議のうえ、適切な時期に災害ボランティアセンターを設置し、帯広市社会福祉協議会がその運営に携わるものとする。

3 ボランティアの受入

市（市民福祉部第1救護班）、帯広市社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入、及びその調整など、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努めるものとする。

また、ボランティアの受入に当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとする。

4 ボランティアの活動

ボランティアに依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

なお、ボランティアの登録は災害ボランティアセンターで行い、災害ボランティアセンターによるボランティアの派遣は一般ボランティアを基本とし、専門ボランティアについては市災害対策本部と連携を取りながら調整を行う。

(1) 一般ボランティア

- ア 被災状況の把握と情報連絡等、行政の情報収集・伝達体制の補完
- イ 給水や給食等避難所での被災者支援
- ウ 救援物資の整理・配送
- エ 清掃及び防疫の補助
- オ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- カ 災害応急対策事務の補助

(2) 専門ボランティア

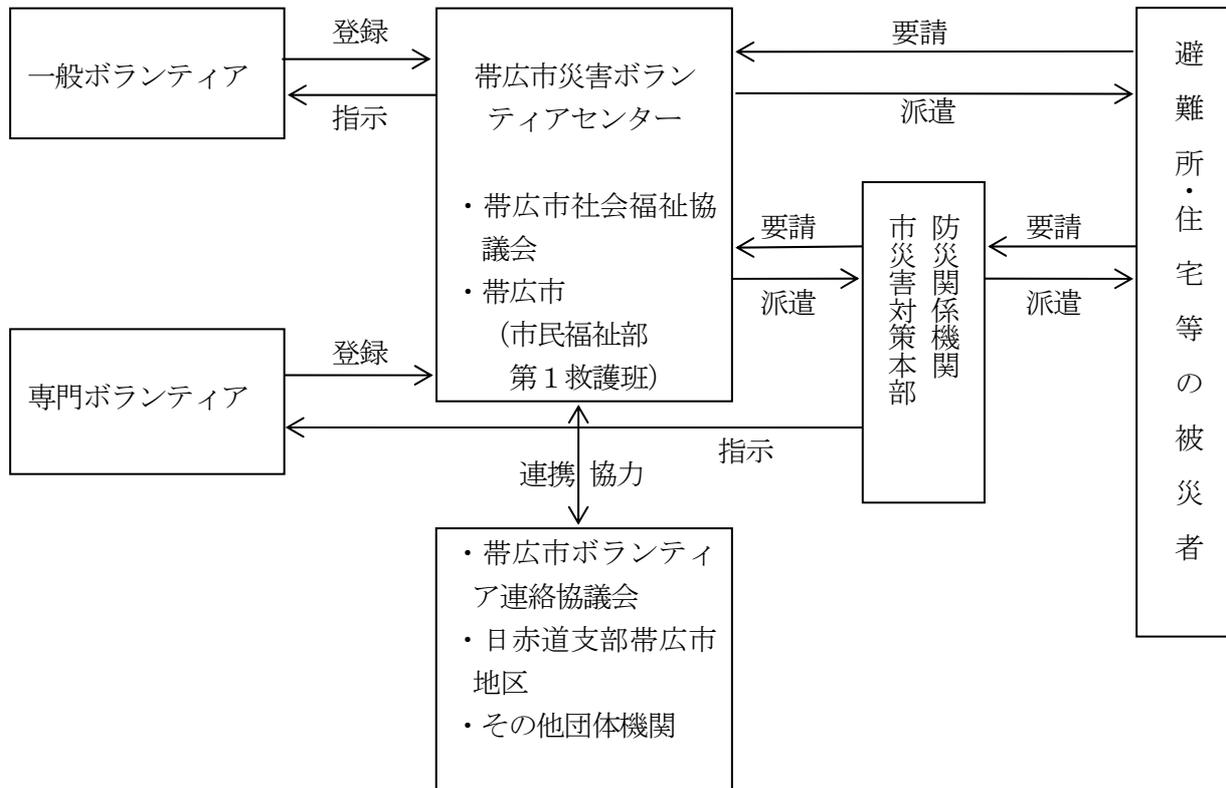
- ア 被災者に対するカウンセリングや相談活動
- イ 外国人通訳や手話通訳、視覚障害ボランティア等の要配慮者対応
- ウ 医療活動や住宅危険度判定等、専門分野での活動
- エ 被災建築物の応急危険度判定

5 ボランティア活動の環境整備

市（市民福祉部第1救護班）及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、災害時には、市及び帯広市社会福祉協議会は、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努めるものとする。

受 入 体 系 図



第35節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、罹災者の速やかな立直りを期するため応急金融の概要は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画に定めるところによる。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子・寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害復興住宅資金
- 5 農林漁業セーフティネット資金
- 6 天災融資法による融資
- 7 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 8 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 9 造林資金
- 10 樹苗養成施設資金
- 11 林道資金
- 12 主務大臣指定施設資金
- 13 共同利用施設資金
- 14 備荒資金直接融資資金
- 15 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- 16 勤労者福祉資金
- 17 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第36節 災害救助法の適用計画

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1 実施責任

(1) 北海道

知事は、一定規模以上の災害に際しての救助活動について、市町村に対し災害救助法を適用し、応急救助活動を実施するものとする。

(2) 市町村

市長は、知事が行う応急救助活動を補助するものとし、災害救助法第30条に基づき、災害救助法施行細則（昭和31年10月10日北海道規則第142号）により委任された職種の一部については、自らの判断と責任において、救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

本市における災害救助法による救助は、別紙1に掲げる程度の災害時において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

3 災害救助法の適用手続

(1) 市町村

ア 市長は、本市の地域における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を十勝総合振興局長（以下「総合振興局長」という。）に報告しなければならない。

イ 災害の事態が急迫し、知事による救助のいとまがない場合は、市長は、災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 総合振興局

総合振興局長は、市長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨市長に通知するとともに、知事に報告するものとする。

(3) 北海道

知事は、総合振興局長から災害救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知し、委任する。

（1）災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	3か月以内 （国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）	市町村
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
遺体の搜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

（2）災害が発生するそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現 に救助の必要がなくなった日まで	市町村

（注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

別紙1

適用基準				摘要
被害区分 市の人口	市単独の場合	被害額が相当広範囲な場合（全道で2500世帯以上）	被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が滅失した場合	<p>1. 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失…全壊、全焼、流出 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの ・半壊、半焼…2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの ・床上浸水…3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの <p>2. 世帯の判定</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）生計を一にしている実態の生活単位をいう。 （2）会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		

第6章 震災対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、帯広市地域防災計画の別冊である「地震災害対策編」による。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大等、社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおり、それぞれの事故災害について予防及び応急対策を定めるものとする。

第1節 航空災害対策計画

1 基本方針

帯広空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により、多数の死傷を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 国土交通省東京航空局帯広空港出張所、北海道エアポート株式会社、帯広市

(ア) 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。

(イ) 迅速、かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

(ウ) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

(エ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

(オ) 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

(カ) 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

(キ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

イ 航空運送事業者

(ア) 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

(ウ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

とする。

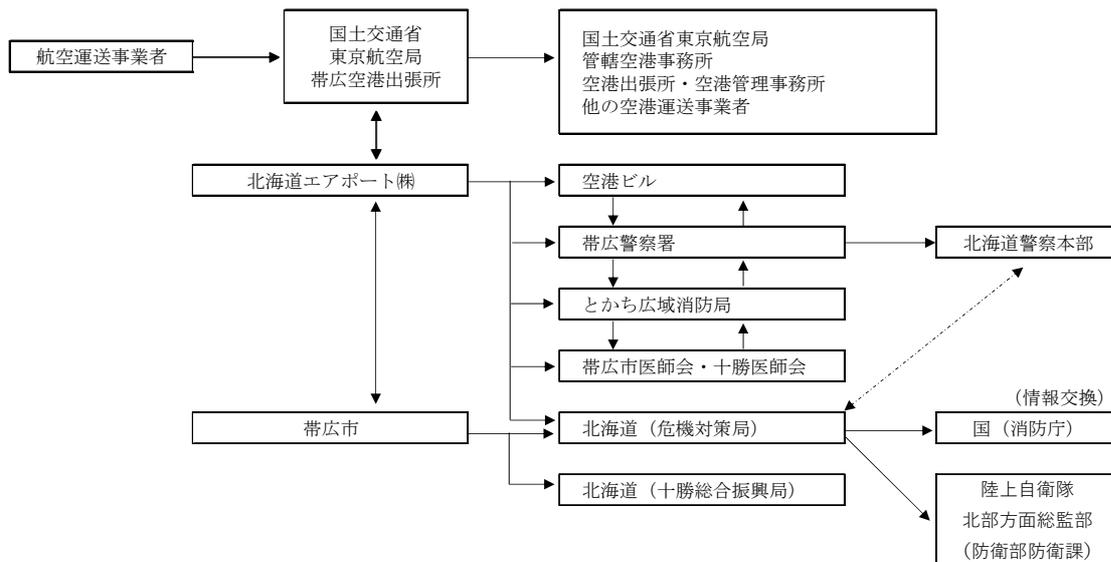
3 災害応急対策

(1) 情報通信

航空災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

航空災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

国土交通省東京航空局帯広空港出張所、北海道エアポート株式会社、航空運送事業者、帯広市、消防機関、北海道（十勝総合振興局）、帯広警察署

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 航空災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 航空災害の状況
- b 旅客及び乗務員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 航空輸送復旧の見通し
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 災害対策組織

市長は、航空災害時、その状況に応じて応援活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

市長は、航空災害時には、救難活動を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要に応じて協議のうえ、次に記載する帯広市航空災害救難対策本部要綱に基づき救難対策本部を設置する。

また、航空災害の発生に伴い、その規模及び範囲からして特に総合的な応急対策活動の必要がある場合には、帯広市災害対策本部設置基準に基づいて、帯広市災害対策本部を設置する。なお、帯広市航空災害救難対策本部要綱及び組織図は別表1のとおり定める。

別表1

<p>《帯広市航空災害救難対策本部要綱》</p> <p>(救難対策本部の設置)</p> <p>第1条 航空機の緊急事態に対処し、その総合的な諸対策を樹立し、救難活動を円滑に実施する機関として帯広市航空災害救難対策本部（以下「救難対策本部」という。）を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 救難対策本部は、当該機及び当該機による被害者又は物件に対する救難対策を樹立し、実施することを目的とする。</p> <p>(本部の構成)</p> <p>第3条 救難対策本部は、次に掲げる関係諸団体の長及び職員をもって組織する。</p> <p>(1) 帯広市</p> <p>(2) 北海道エアポート（株）</p>
--

- (3) 国土交通省東京航空局帯広空港出張所
- (4) 独立行政法人航空大学校帯広分校
- (5) 新千歳航空測候所帯広航空気象観測所
- (6) 陸上自衛隊第5旅団帯広駐屯地部隊
- (7) 帯広警察署
- (8) とかち広域消防局
- (9) 日本航空㈱
- (10) ㈱AIRDO
- (11) (一社) 帯広市医師会
- (12) (一社) 十勝医師会
- (13) ㈱NTT東日本—北海道 北海道東支店
- (14) その他

(本部長、副本部長)

第4条 救難対策本部に、本部長及び副本部長を置き、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 本部長 帯広市長
- (2) 副本部長 帯広市副市長
北海道エアポート(株)帯広空港事業所長
国土交通省東京航空局帯広空港出張所長
独立行政法人航空大学校帯広分校長
新千歳航空測候所帯広航空気象観測所総括観測員
帯広警察署長
とかち広域消防局長
帯広市医師会長
日本航空㈱帯広空港所長
㈱AIRDO帯広空港所長

(部の設置)

第5条 救難対策本部に諸対策実施の万全を期すため、次の部を置き、それぞれの事務を掌る。

総括部

- (1) 航空救難業務の総括に関する事。
- (2) 情報の収集整理に関する事。
- (3) 各部等との連絡統制に関する事。
- (4) 現地合同対策本部の設置に関する事。
- (5) 自衛隊の派遣要請依頼に関する事。
- (6) 報道機関との連絡に関する事。
- (7) 他の部に属しない事。

医療部

- (1) 傷病者の収容手当に関する事。
- (2) その他応急医療に関する事。
- (3) 医療機関医師等に関する事。

救難部

- (1) 消火活動に関する事。
- (2) 乗客及び乗務員の救出に関する事。
- (3) 災害による死体の安置に関する事。

警備部

- (1) 災害時における空港内の警備に関すること。
- (2) 路面交通の確保に関すること。

2 各部の部長は、本部長が指名する。

(行動の基準)

第6条 本部長は、航空機の緊急事態の発生又は発生のおそれがある場合、関係機関に対し、その規模、又は予想に応じた警戒出動、緊急出動の要請を行うものとする。

(救難対策本部設置の場所)

第7条 救難対策本部の設置場所は、原則として空港内に設けるものとする。

(会議)

第8条 救難対策本部の会議は、本部長が招集する。

(救難対策本部の事務局)

第9条 救難対策本部に事務局を設け、専任職員若干名を置く。

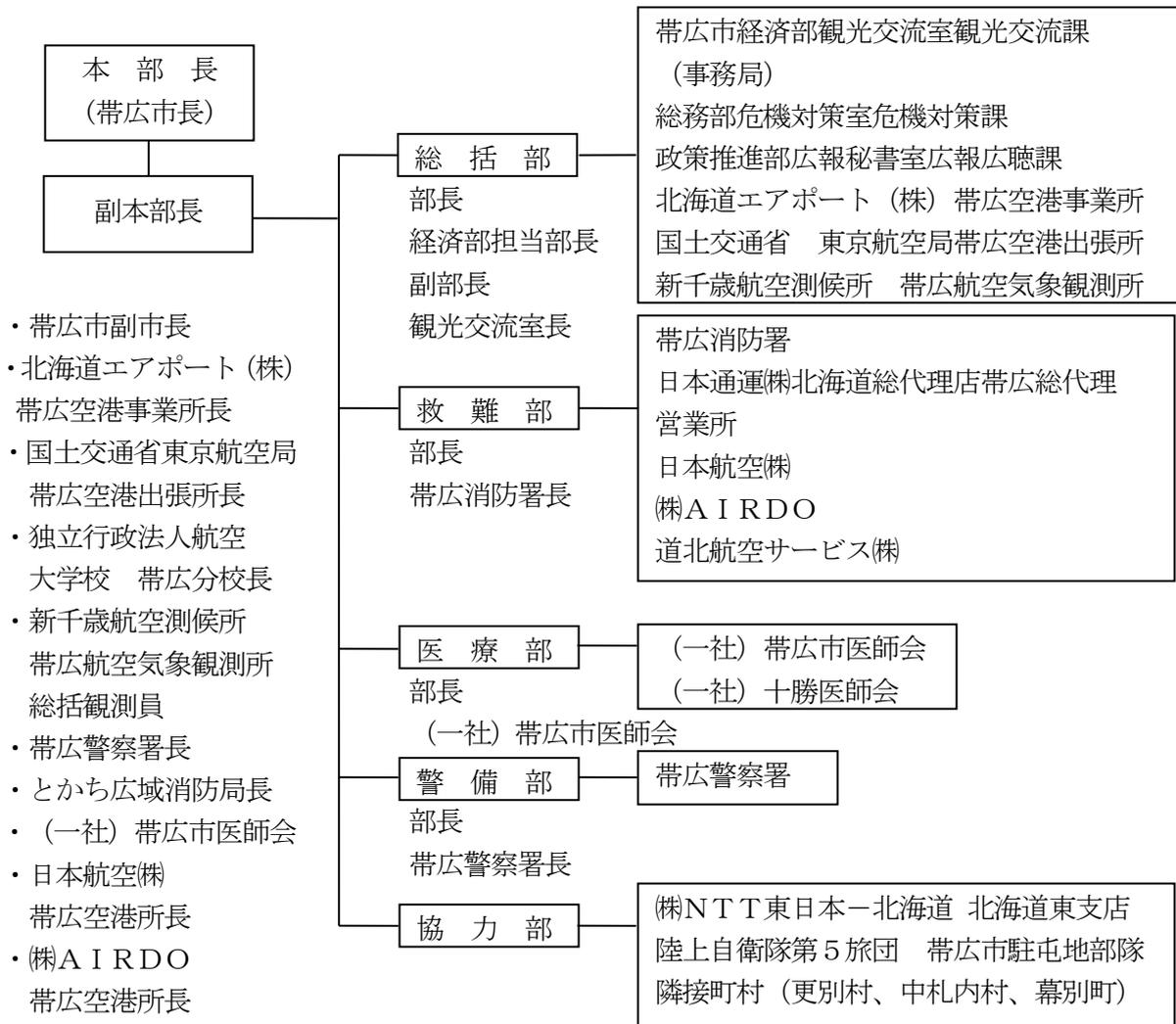
2 専任職員は、総括部の帯広市職員（経済部）及び総括部の中から本部長が指名する者とする。

3 救難対策本部の庶務及びその総括は、事務局において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度、本部長が定める。

《 帯広市航空災害救難対策本部組織図 》



5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第5章第6節「救助救出計画」の定めによる。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計画」に定める。ただし、帯広空港及びその周辺における航空災害発生時は、北海道エアポート株式会社と一般社団法人帯広市医師会並びに一般社団法人十勝医師会との間で締結した「帯広空港医療救護活動に関する協定」に基づき、それぞれの医師会に救護要員の派遣又は待機を要請する。

7 消防活動

消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

帯広市等関係機関は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより実施するものとする。

9 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「災害警備計画」及び同第8節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第5章第19節「防疫計画」及び同第20節「廃棄物処理等計画」の定めるところによる。

11 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第31節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12 広域応援

帯広市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。

第2節 鉄道災害対策計画

1 基本方針

鉄道輸送において、列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防護し被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

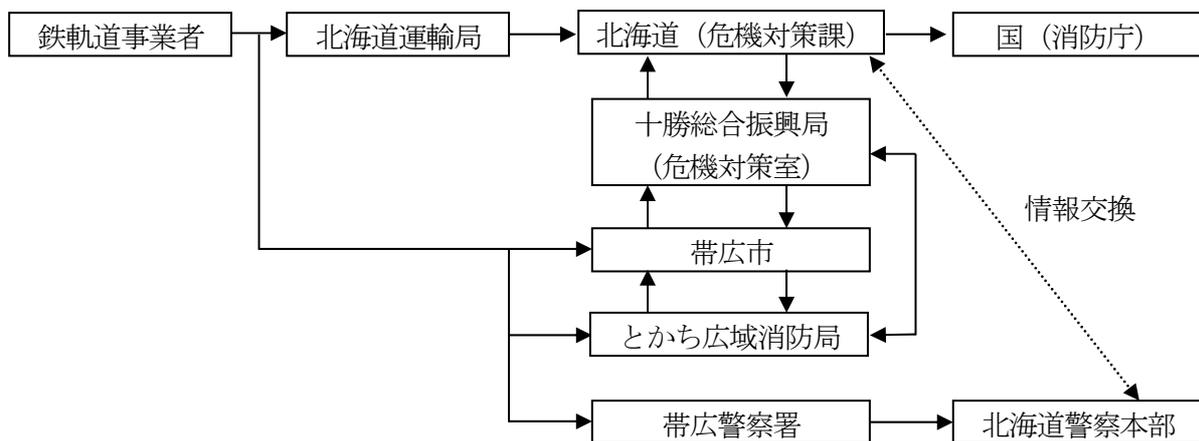
3 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

鉄道災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

鉄軌道事業者、帯広市、消防機関、北海道（十勝総合振興局）、帯広警察署

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するもの

とする。

- a 鉄道災害の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- a 鉄道災害の状況
- b 旅客及び乗務員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等地域に与える影響
- g その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、鉄道災害通報を受けた場合は直ちに関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え関係機関と連携をとりながら、応急対策を実施するものとする。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

市長は、関係機関と円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

5 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、第5章第6節「救助救出計画」の定めによる。

6 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計画」の定めによる。

7 消防活動

消防機関は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、消防活動を迅速に実施するものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市等関係機関は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「災害警備計画」及び同第8節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第7章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊派遣要請

鉄道災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第31節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12 広域応援

帯広市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。

13 鉄道事業者の災害対策

（1）災害時の活動体制

社長及び支社長は、重大な災害時には、これに対処するため、必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。

（防災規定）

また、復旧等処理の円滑化を図るため、対策本部及び現地復旧本部の設置について、運輸部長及び安全推進室長の報告に基づき、鉄道事業本部長が指示するものとする。

（事故等対策規定）

《 災害対策本部及び現地復旧本部の設置基準 》

第1種体制

名 称	設 置 基 準
対 策 本 部 現 地 復 旧 本 部	1 乗客に死亡、もしくは10人以上の死傷者が発生した場合 2 10両以上の車両が脱線した場合 3 鉄道事業本部長が必要と認めた場合

第2種体制

名 称	設 置 基 準
対 策 本 部 現 地 復 旧 本 部	1 主要本線が3時間以上不通となるおそれのある場合 2 鉄道事業本部長が必要と認めた場合

（2）自衛消防団

災害が発生した場合は、原因を調査するとともに、自衛消防団を組織し、通報連絡、消防活動、避難誘導、危険物施設の防護など、火災初期の防護に万全を期するものとする。

（防災規定）

（3）避難誘導等

駅構内、車両等における旅客、公衆等の安全の確保を図るため、その避難、誘導、救護等の処置をとる。避難場所については、南公園を指定する。

（4）初期活動

災害が発生し復旧にあたる社員は、人命の救護を第一義とし、負傷者の救出に最善を尽くすこととする。

また、併発事故の防止を図るとともに列車事故に及ぼす損害をできるだけ少なくするため迅速かつ的確に処置をする。

（5）応急処置体制

事故を発見した社員は、列車の停止、負傷者の救護等臨機の処置をとるとともに指令及び関係箇所の長に通報をする。

（6）非常招集

非常招集は、運輸部長または区所長が必要に応じ所属する社員に対し行うものとする。

（7）通信連絡

乗務員と輸送指令機関における連絡又は運転の指示、非常通信は、列車及び列車の運行を管理する制御所に設置している列車無線、又は災害が発生し、既設の通信設備が使用不能となった場合は、災害用無線を利用して行う。

第3節 道路災害対策計画

1 基本方針

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

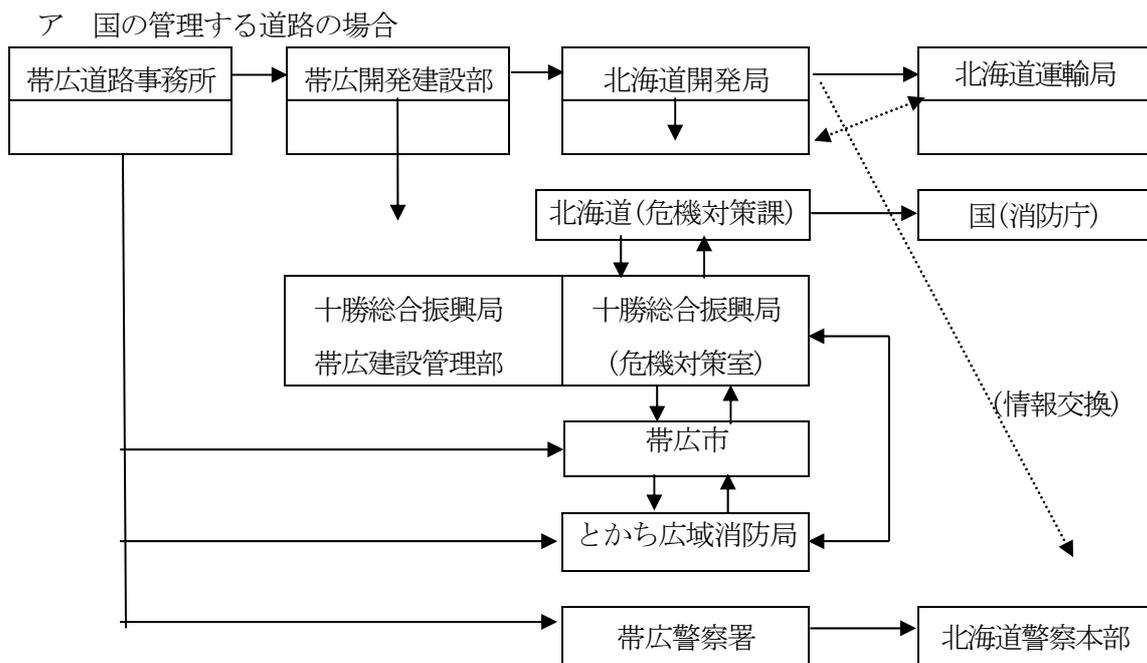
2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

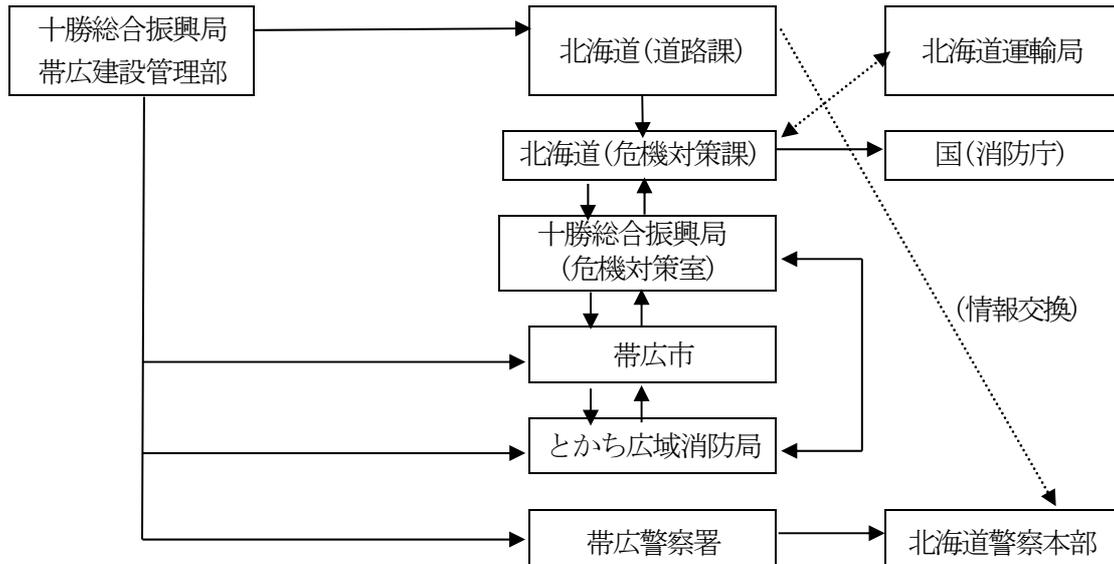
3 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

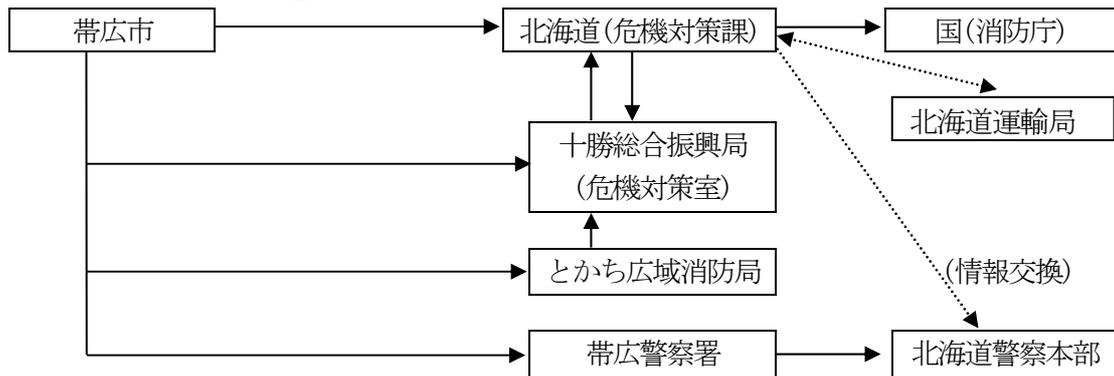
道路災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。



イ 道の管理する道路の場合



ウ 市町村の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、道路管理者及び関係機関は、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報

- (4) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

5 応急活動体制

- (1) 市長は、道路災害時には、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

6 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第6節「救助救出計画」の定めにより実施する。

7 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者は災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

8 消防活動

消防活動は、第4章第10節の「消防計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第5章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第8節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

- (1) 帯広警察署
災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。
- (2) 道路管理者
自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

11 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

12 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第31節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより北海道知事（十勝総合振興局）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

13 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第4節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害時に早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 危険物の定義

（1）危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

（2）火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律149号）第2条に規定されているもの

（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

（3）高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

（4）毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

（5）放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

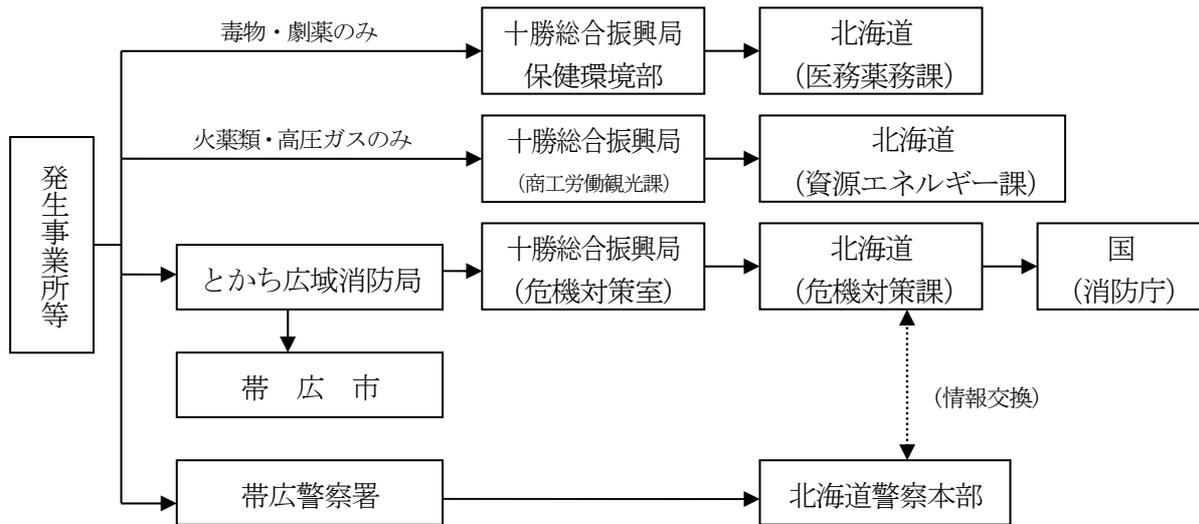
3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

4 災害応急対策

（1）情報通信系統

危険物等災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



ア 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

5 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

市長は、関係機関と円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し災害応急対策を行うこととする。

6 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

7 消防活動

消防機関は事業者との緊密な連携を図り、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

また、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 避難措置

市等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

9 救助救出活動

市等関係機関は、第5章第6節「救助救出計画」の定めるところにより、被災者の救助救出を実施するものとする。

10 医療救護活動

市等関係機関は、第5章第18節「医療救護計画」、及び同章第25節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動及び行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

11 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「災害警備計画」及び同章第8節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

危険物災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第31節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

13 広域応援

帯広市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等、大規模な火事災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物の不燃化、公園・緑地等の幅広い延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進し、安全確保対策の向上に努めるものとする。

(2) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、デパート、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導するものとする。

(3) 防火思想の普及

年二回（春・秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図るものとする。

また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮するものとする。

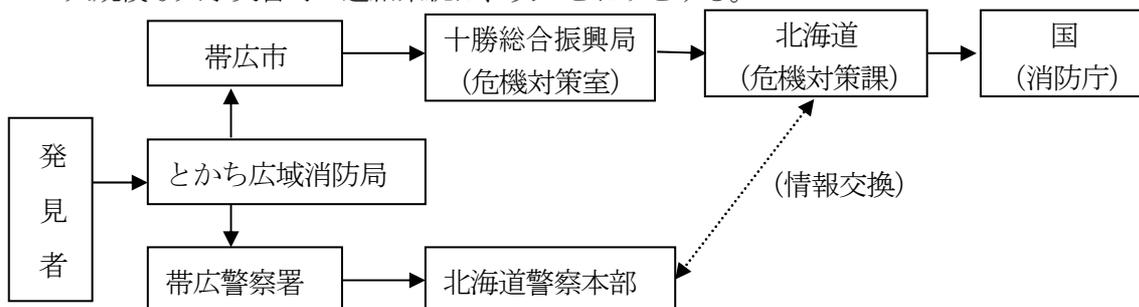
(4) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進するものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 家族等の安否状況
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (5) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

5 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら災害応急対策を実施するものとする。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

市長は、関係機関と円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

6 消防活動

消防機関は、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。

7 避難措置

市等関係機関は人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

8 救助救出活動

市等関係機関は、第5章第6節「救助救出計画」の定めるところにより、被災者の救助救出を実施するものとする。

9 医療救護活動

市等関係機関は、第5章第18節「医療救護計画」、及び同第25節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動及び行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10 交通規制

帯広警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「災害警備計画」及び同第8節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

11 自衛隊派遣要請

大規模な火災災害時における自衛隊派遣要請依頼については、第5章第31節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

12 広域応援

帯広市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。

第6節 林野火災対策計画

1 基本方針

広範囲にわたり林野の焼失等の災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 予防対策

(1) 実施機関及び協力機関

林野火災の予消防対策を推進するため、帯広市林野火災予消防対策協議会（業務担当、市農政部農政室農村振興課）を設置し、構成機関相互の緊密な連絡のもとに国、公、民有林の予消防対策に万全を期する。

ア 実施機関及び実施者

帯広市（支所）、十勝総合振興局、北海道森林管理局帯広事務所、十勝西部森林管理署、十勝西部森林管理署上札内森林事務所（八千代）、帯広測候所、とちあ広域消防局（帯広消防署）、帯広警察署、十勝広域森林組合、陸上自衛隊、市有林監視員、森林保全巡視員

イ 協力機関

農業協同組合（帯広市川西、大正）、東北北海道木材協会、JR北海道(株)、十勝バス、帯広観光協会、帯広市教育委員会、各報道機関、東北北海道森林整備事業協会、帯広地方素材生産事業協同組合

ウ 帯広市林野火災予消防本部の設置

帯広市林野火災予消防本部を帯広市役所農政部農政室農村振興課に置くものとする。

(2) 一般入林者

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知すること。

イ 入林の許可・届出等について指導すること。

ウ 火災警報発令又は気象条件の急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施すること。

エ 観光関係者による予防意識の啓発を図ること。

(3) 火入対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは、極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して、次の事項を指導するものとする。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）及び市町村条例の規定に基づく市町村長の許可を取得させ、火入れ方法等の許可附帯条件を遵守すること。

イ 火災警報発令又は気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止すること。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者が確認すること。

エ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意すること。

(4) 林野内事業者

林野内において事業を営むものは、実施期間中、次の体制をとるものとする。

ア 林野内事業者は、火気危険物取締（油類等）責任者を定め、かつ事業区域内に巡視員を配置すること。

- イ 事業箇所に火気危険物取締責任者の指定する喫煙所ならびに焚き火、ごみ焼き箇所を設け、標識及び消火設備を完備すること。
- ウ 火気危険物取締責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図ること。

3 気象情報対策

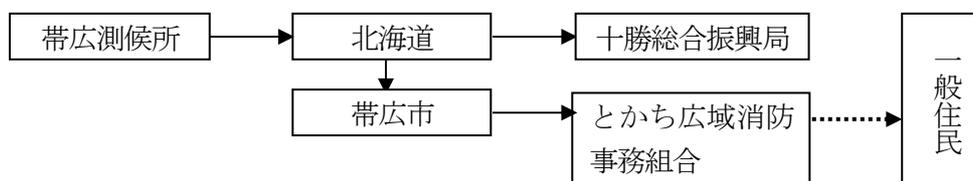
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、関係機関は次により気象予報（注意報を含む。）、警報及び情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象伝達の一部として帯広測候所が通報を行うものとする。

(2) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。

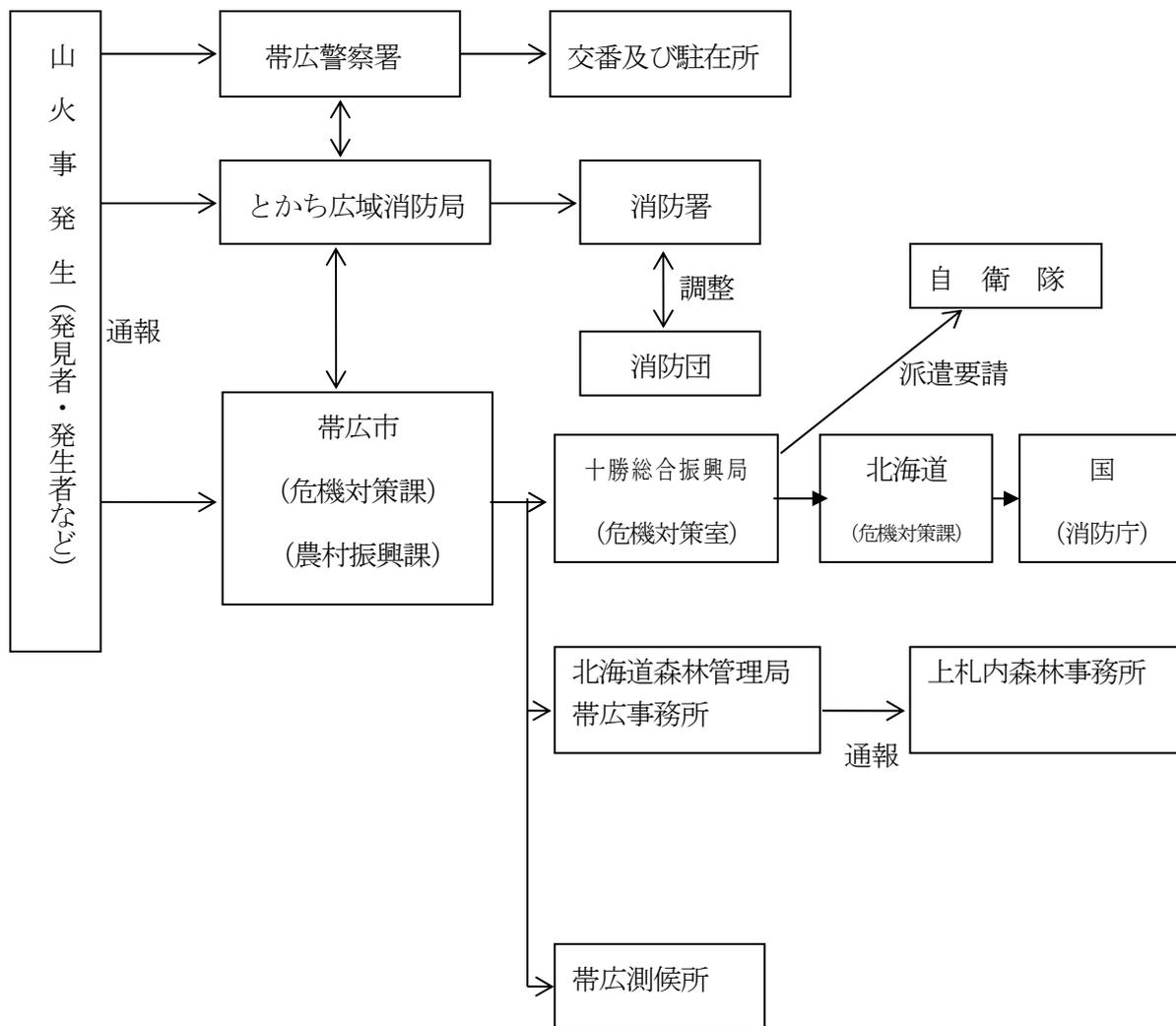


4 応急対策

(1) 情報通信

情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ 当該市町村及び振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

5 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する概要
- (5) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

6 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら応急対策を実施するものとする。

(2) 災害(事故)対策現地合同本部の設置

市長は、関係機関と円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

7 消防活動

消防機関は、林野火災の発生時、関係機関の積極的な協力を求め、第4章第10節「消防計画」の定めるところにより消防活動を行うものとする。

8 自衛隊派遣要請

林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第31節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより自衛隊の派遣を要請依頼するものとする。

9 広域応援

帯広市及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援計画」の定めるところにより、応援を要請するものとする。

第7節 大規模停電災害対策計画

1 基本方針

大規模停電災害により、市民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性の確保はもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 帯広市

大規模停電時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(3) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 市民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手段、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(4) 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

3 災害応急対策

（1）情報通信

大規模停電災害時の情報収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害時の連絡系統は、別記1のとおりとする。

イ 実施事項

（ア）関係機関は、災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

（イ）関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

（ウ）関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

（2）災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

帯広市、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

イ 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

（ア）停電及び停電に伴う災害の状況

（イ）関係機関の災害応急対策に関する情報

（ウ）停電の復旧の見通し

（エ）避難の必要性等、地域に与える影響

（オ）その他必要な事項

（3）応急活動体制

ア 帯広市

市長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、帯広市に係る災害応急対策を実施する。

イ 北海道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じて北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるところにより災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

防災関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る応急対策を実施する。

エ 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

（ア）電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。

（イ）早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

（ウ）大規模災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

（4）消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

（5）医療救護活動

市は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第18節「医療救護計画」の定めにより実施する。

（6）交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第8節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

ア 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

（7）避難所対策

大規模停電災害により市民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第5章第5節「避難対策計画」の定めにより実施するものとする。

（8）応急電力対策

ア 緊急的な電力供給

（ア）道は、大規模停電時には、直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

（イ）道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

（ウ）北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき、電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して重電機器等の提供に努めるものとする。

（9）給水対策

帯広市（上下水道部）は水道水を供給するポンプの停止などによる高台等の断水地域への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

（10）石油類燃料の供給対策

道及び市は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、北海道地域防災計画第5章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(11) 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策をおこなうものとする。

(12) 自衛隊派遣要請

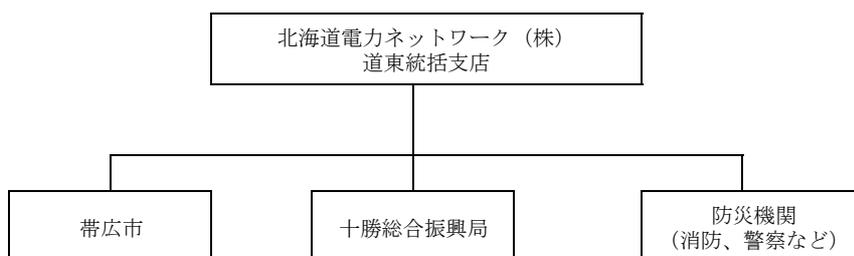
知事等法令で定める者は、北海道地域防災計画第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(13) 広域応援

道、市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第32節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

別記1

情報通信連絡系統図



第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

市長その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 林地荒廃防止施設
- ウ 道路
- エ 地すべり防止施設
- オ 下水道
- カ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 学校教育施設災害復旧事業計画

- （8）社会教育施設災害復旧事業計画
- （9）その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。なお、事業別国庫負担及び補助率は、道地域防災計画に定める基準による。

4 激甚災害

著しい激甚の災害時は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

災害時において、各種被災者支援策に必要となる罹災証明書の交付や被災者に対する救護支援のための被災者台帳の作成等については、次に定めることによる。

1 罹災証明書の交付

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策やその他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、罹災証明書の交付を行う。

(1) 実施責任者

罹災証明は、市長（政策推進部家屋調査第1班）が行うものとする。ただし、火災による罹災証明は、とまち広域消防局長が行う。

(2) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、証明を行うものとする。

(3) 罹災証明書の交付

災害により被害を受けた家屋の使用人、所有者等からの申請により、遅滞なく交付するものとする。

(4) 被害家屋の判定基準

被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」に基づき行なうものとする。

判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」にしたがって被害家屋調査を行うが、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(5) 広報

罹災証明の受付・交付窓口の開設、被害家屋調査の実施を行う場合、速やかにその内容を広報するものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 市長は、当該市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

① 氏名	⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
② 生年月日	
③ 性別	
④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	
⑥ 援護の実施の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
⑧ 電話番号その他の連絡先	
⑨ 世帯の構成	
⑩ 罹災証明書の交付の状況	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

ウ 市長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を含めないものとする。